

平成 24 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

平成 24(2012)年 6 月

別府大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1 使命・目的等	6
基準 2 学修と教授	12
基準 3 経営・管理と財務	61
基準 4 自己点検・評価	82
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	86
基準 A 地域社会との連携協力・地域社会への貢献	86
V. エビデンス集一覧	101
エビデンス集（データ編）一覧	101
エビデンス集（資料編）一覧	102

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 別府大学の建学の精神と基本理念

別府大学の建学の精神は「真理はわれらを自由にする（VERITAS LIBERAT）」である。

昭和 21(1946)年 5 月、別府大学の創設者・佐藤義詮（明治 39(1906)年－昭和 62(1987)年）は、別府大学の前身である別府女学院の開学に際して、新しい学校の理念としてこの言葉を掲げた。爾来この言葉は、別府女子専門学校、別府女子大学を経て現在の別府大学に引き継がれ、今日まで一貫して建学の精神とされてきた。

のちに佐藤義詮は、建学の精神に関して、「自由は人間性の尊重であり、真理の探究は学問の最終目標でなければならない」と記している。また、学生から「真理はわれらを自由にする」という言葉を建学の精神とした理由を尋ねられたとき、「戦前戦中を通じて自由と真理は弾圧されてきた。これからの日本は真理を求め、自由を愛する若者を育てていかなければならない」と語ったといわれる。それゆえ、建学の精神は、教育理念として、真理を求め自由を愛する人間を育てていくことを意味している。

自由が抑圧された時代が終わり、敗戦後の日本には自由があたえられた。自由は解放感を醸成する。実際、敗戦後の別府には野放図な自由を享受する若者たちの放恣な姿がみられたという。しかし自由の本義は、単にしたいことをする自由を享受することにあるのではなく、何をなすべきか、あるいは何をなすべきでないかをわきまえて、自らの態度と行為を律し、自由に選択しうることを意味する。そのためには自由は真理や正義の認識によって導かれなければならない。学問の究極の目的はまさに真理の探究にある。「真理はわれらを自由にする」という建学の精神は、それゆえ、学問研究の究極目的を何よりも真理の探究におき、真理の認識によって無知や誤った主義思想から解放された真に自由な人間を育成することを示すものである。

このように、建学の精神は、人間の生き方と教育の理想を指し示す深みのある言葉であるが、一方、観念的で難解な面があり、教育理念として更に血肉化していくために、分かりやすく咀嚼し直すことが求められていた。このため、平成 23 年度末に策定した 5 ヶ年計画「教育研究発展計画 2012-2016（別府大学 未来へのアプローチ）」（以下「教育研究発展計画」という）においては、建学の精神を現代的視点で言い直し、教育理念として共有できるよう、「学問研究を通して真理を探究し、自分でものを考え、事実を正しく認識しようと努めつつ生きることによって、自立した人間として自由に社会と関わることができるようになることと理解する」と表現している。

2. 別府大学の使命・目的、個性・特色

別府大学の目的は「教育基本法及び学校教育法に則り、建学の精神「真理はわれらを自由にする」を基礎にして、深く専門の学芸を教授研究し、もって高い専門能力と広い教養を身につけ、豊かな人間性を備え、進んで社会に貢献しようとする人材を養成するとともに、学術・文化・社会の発展に寄与すること」（別府大学学則第 1 条）である。この言葉は、上述の「教育研究発展計画」の建学の精神の解釈をベースにして平成 24 年 3 月に改訂されたものである。

また、上述の「教育研究発展計画」では、建学の精神を起点として、大学のミッション（使命）とビジョン（目標・大学像）を、次のとおり掲げている。このビジョンに示した

5 項目は、本学の個性・特色そのものであり、本学はこの計画を遂行する中で目標とする大学像を実現し、別府大学の個性・特色を進化させていく。

【別府大学のミッション(使命)】

(1)教育

別府大学の使命は、真理を探究し自由を愛する姿勢を持ち、高い専門能力と広い教養を身につけ、豊かな人間愛・地域愛を備え、進んで社会に貢献しようとする人間を育て社会に送り出すことです。

(2)研究

別府大学の使命は、研究や創作を活発に行い、教育に活かすとともに、科学や文化の発展に寄与することです。

(3)地域貢献

別府大学の使命は、地域に立脚した特色ある教育・研究を展開し、その成果をもって地域に貢献することです。

【別府大学のビジョン(目標・大学像)】

(1)心のかよう温かな大学

別府大学は、文学部単科の小さな大学として出発した建学時の思いを忘れず、「心のかよう温かな学びの場」を守り続けます。教職員はそれぞれの学生をよく理解し、互いの信頼のうに成り立つ温かな人間関係をベースに、一人一人を大切に丁寧な指導を行います。教員は同じ学問を学ぶ先輩として学生に向き合い、真摯な対話を図ります。学生は誰もがそれぞれの個性に応じて夢や目標を持ち、活躍の場を見出すことができます。

(2)すべての学生が成長できる大学

別府大学は、すべての学生が成長できる学生第一の教育を行います。私たちが目標とする人間像は、“真理を探究し自由を愛する姿勢を持ち、高い専門能力と広い教養を身につけ、豊かな人間愛・地域愛を備え、進んで社会に貢献しようとする人間”です。私たちは、この人間像を目指して教育目標を明確に掲げ、学生の学びの視点に立って、教養科目・専門科目・キャリア支援科目などが有機的に結びついた順次性のある体系的な教育課程を編成します。また、授業そのものを魅力あるものに改善するとともに、これらを支える教育システムの改革、学生支援や就職支援の充実、キャンパス・学習環境の改善、国際化に対応する能力の育成などにも積極的に取り組みます。別府大学は、目の前の学生と向き合い、個々の学生の夢や目標に向けて潜在能力を引き出し、伸ばします。

(3)研究と創作に挑む創造的な大学

別府大学は、研究と創作の場として成長します。教員は研究者又は創作者として、真理の探究に努め、それぞれの分野で新たなテーマに挑戦を続けます。学生は、教員と共に研究・創作に励み、その喜びを知り、探求心や創造力を培います。また、小さな大学の良さを生かし、互いの顔を見ながら自由に議論しあい、学問分野を越えた研究や創作に取り組みます。

(4)地域に学び、地域に貢献する大学

別府大学は、地域に学び、地域に貢献します。別府大学は、地方の大学として、教育・研究において地域に根ざしたテーマを積極的に取り上げ、地に足のついた教育・研究を行います。そして、人材の育成と研究の成果をもって地域に貢献します。別府大学にとって、九州・大分は無限の可能性を与えてくれる「キャンパス」であり、成長を見守ってくれる温かな「ふるさと」です。

(5)自己改革を続ける大学

別府大学は絶えざる自己改革を行います。別府大学は、時代と社会のニーズを的確に把握し、カリキュラムや指導内容・方法、課外活動、学生支援などを絶えず見直し、学生のより豊かな未来を実現する大学として進化を続けます。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

明治41年 4月	「豊州女学校」を開設
昭和21年 5月	「別府女学院」を開校（昭和21年5月別府市鶴見園から現在地に移転）
昭和22年 4月	「別府女子専門学校」を設置
昭和25年 4月	「別府女子大学文学部(国文学専攻・英文学専攻)」を設置
昭和26年 2月	「財団法人豊州高等女学校」を「学校法人佐藤学園」に組織変更認可
昭和29年 3月	「別府女子大学」を「別府大学」に名称変更し、男女共学とする
4月	「別府大学附属上代文化博物館」を開設（別府市六勝園）
昭和38年 4月	「文学部史学科」を設置、学芸員養成施設認可、「英文学専攻」「国文学専攻」をそれぞれ「英文学科」「国文学科」に名称変更
昭和48年 4月	「文学部美学美術史学科」を設置
昭和52年 3月	「別府大学附属上代文化博物館」を「別府大学附属博物館」に名称変更し、移転
昭和56年 4月	「別府大学アジア歴史文化研究所」を設置
平成元年 4月	「別府大学別科日本語課程」を設置
平成 5年 1月	放送大学と単位互換協定を締結
平成 6年10月	「湯布院教職員研修所」（大分郡湯布院町〈現 由布市〉）を開設
平成 7年 4月	「宇佐教育研究センター」（宇佐市）を開設
平成 9年 4月	「別府大学大学院文学研究科歴史学専攻修士課程」「文学部文化財学科」を設置
5月	「学校法人佐藤学園」を「学校法人別府大学」に法人名称を変更
平成10年 4月	「別府大学大学院文学研究科日本語・日本文学専攻修士課程」を設置、「別府大学日田歴史文化研究センター」（日田市）を開設
10月	「学校法人別府大学」と「学校法人明星学園」との法人合併
平成11年 4月	「別府大学大学院文学研究科文化財学専攻修士課程」「別府大学大学院文学研究科歴史学専攻博士課程（後期）」を設置、「別府大学歴史文化総合研究センター」を開設
平成12年 4月	「別府大学大学院文学研究科日本語・日本文学専攻博士課程（後期）」「文学部人間関係学科」を設置、「文学部美学美術史学科」を「文学部芸術文化学科」に名称変更
平成13年 4月	「別府大学大学院文学研究科文化財学専攻博士課程（後期）」を設置
平成14年 4月	「別府大学食物栄養学部食物栄養学科」（管理栄養士養成施設）を設置
平成16年 4月	「別府大学大学院文学研究科臨床心理学専攻修士課程」を設置
平成18年 4月	「食物栄養学部」を「食物栄養科学部」に名称変更、食物栄養科学部に「食物バイオ学科」「別府大学大学院食物栄養科学研究科食物栄養学専攻修士課程」を設置
平成19年 4月	「メディア教育・研究センター」を設置
平成20年 5月	学校法人別府大学創立100周年記念式典を開催
平成21年 4月	「国際経営学部国際経営学科」を設置。文学部の「国文学科」「英文学科」「芸術文化学科」を「国際言語・文化学科」に、「史学科」「文化財学科」を「史学・文化財学科」に改組。食物栄養科学部の「食物バイオ学科」を「発酵食品学科」に名称変更
平成23年12月	「文化財研究所竹田センター」「竹田市・大学連携センター」を開設

別府大学

2. 本学の現況

・大学名 別府大学

・所在地

校 舎	所 在 地
別府校舎	大分県別府市大字北石垣 82 番地
宇佐校舎	大分県宇佐市大字高森字鴨目 1382 番地

・学部の構成

(人)

学 部	学 科	入学定員	3年次 編入学定員
文 学 部	国際言語・文化学科	120	—
	史学・文化財学科	120	—
	人間関係学科	80	—
	計	320	—
食物栄養科学部	食物栄養学科	70	7
	発酵食品学科	60	5
	計	130	12
国際経営学部	国際経営学科	120	—
	計	120	—
合 計		570	12

大 学 院	専 攻	博士前期課程・ 修士課程	博士後期課程
		入学定員	入学定員
文学研究科	歴史学専攻	10	3
	日本語・日本文学専攻	10	3
	文化財学専攻	10	3
	臨床心理学専攻	10	—
	計	40	9
食物栄養科学研究科	食物栄養学専攻	10	—
	計	10	—
合 計		50	9

別 科	課 程	1 年次	計
別科	日本語課程	80	80
合 計		80	80

別府大学

・学生数、教員数、職員数（平成24年5月1日現在）

【学部】の学生数】

学 部	学 科	1年次	2年次	3年次	4年次	計
文学部	国際言語・文化学科	85	96	108	129	418
	史学・文化財学科	111	105	112	92	420
	国文学科	—	—	—	28	28
	英文学科	—	—	—	3	3
	史 学 科	—	—	—	10	10
	芸術文化学科	—	—	—	8	8
	文化財学科	—	—	—	5	5
	人間関係学科	61	61	82	76	280
	計	257	262	302	351	1,172
食物栄養科学部	食物栄養学科	69	71	77	66	283
	発酵食品学科	21	31	24	22	98
	食物バイオ学科	—	—	—	2	2
	計	90	102	101	90	383
国際経営学部	国際経営学科	69	104	132	102	407
	計	69	104	132	102	407
合 計		416	468	535	543	1,962

【大学院博士前期課程・修士課程】の学生数】

大 学 院	専 攻	1年次	2年次	計
文学研究科	歴史学専攻	4	4	8
	日本語・日本文学専攻	2	3	5
	文化財学専攻	7	8	15
	臨床心理学専攻	8	9	17
食物栄養科学研究科	食物栄養学専攻	1	3	4
合 計		22	27	49

【大学院博士後期課程】の学生数】

大 学 院	専 攻	1年次	2年次	3年次	計
文学研究科	歴史学専攻	1	0	1	2
	日本語・日本文学専攻	2	1	5	8
	文化財学専攻	0	1	2	3
合 計		3	2	8	13

【別科】の学生数】

別 科	課 程	1年次	計
別科	日本語課程	41	41
合 計		41	41

【専任教員数】

文 学 部	52
食物栄養科学部	22
国際経営学部	17
教職課程・司書課程	7
計	98
別科日本語課程	2
合 計	100

【非常勤教員数】

文 学 部	66
食物栄養科学部	17
国際経営学部	17
教職課程・司書課程	12
計	112
文学研究科	22
食物栄養科学研究科	1
別科日本語課程	9
合 計	144

【専任職員数】

専 任	48
嘱 託（パートを含む）	4
合 計	52

【臨時職員数】

臨 時	0
-----	---

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学校法人別府大学は、学校法人別府大学寄附行為第 3 条において、その目的を「教育基本法及び学校教育法に従い、建学の精神「真理はわれらを自由にする」を基に、人間教育を中心とした教育を行い、地域社会並びに国際社会の発展に貢献できる有為な人材を育成することを目的とする」と明記している。【資料 1-1-1】

別府大学は、この寄附行為に基づき、別府大学学則第 1 条において、その目的を「教育基本法及び学校教育法に則り、建学の精神「真理はわれらを自由にする」を基礎にして、深く専門の学芸を教授研究し、もって高い専門能力と広い教養を身につけ、豊かな人間性を備え、進んで社会に貢献しようとする人材を養成するとともに、学術・文化・社会の発展に寄与することを目的とする」と定めている。【資料 1-1-2】また、大学の目的を踏まえ、学部学科ごとに教育目的・教育目標を定めている。【資料 1-1-3～1-1-5】

別府大学大学院にあっても、別府大学大学院学則第 2 条において、その目的を「「真理はわれらを自由にする」という建学の精神を基礎に、学術的な理論及び応用を教授研究し、広い領域の学問的視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を養い、文化の進展に寄与することを目的とする」と定めている。【資料 1-1-6】

さらに本学は、平成 24(2012)年度から始動した 5 ヶ年計画「教育研究発展計画 2012-2016（別府大学 未来へのアプローチ）」（以下「教育研究発展計画」という）において、本学が果たすべき使命を、「(1) 【教育】別府大学の使命は、真理を探究し自由を愛する姿勢を持ち、高い専門能力と深い教養を身につけ、豊かな人間愛・地域愛を備え、進んで社会に貢献しようとする人間を育て社会に送り出すことです。(2) 【研究】別府大学の使命は、研究や創作を活発に行い、教育に活かすとともに、科学や文化の発展に寄与することです。(3) 【地域貢献】別府大学の使命は、地域に立脚した特色ある教育・研究を展開し、その成果をもって地域に貢献することです。」と述べ、建学の精神や目的を踏まえて、今後の具体的な教育の在り方を示し、さらに使命を果たすための目標や具体的な行動計画を掲げている。なお、この「教育研究発展計画」は、冊子にして全教職員等に配布している。【資料 1-1-7（資料 2 頁参照）】

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

上記の通り、本学は平成 23(2011)年度に、本学の使命や目的の実現を目指した「教育研

究発展計画」を策定し、平成 24(2012)年度から平成 28(2016)年度にかけて実施する。そのために、年度ごとに「年度計画」【資料 1-1-8】を立て、PDCA サイクルに従って履行していくことが必須であり、本学は全学をあげてこれを実行していく。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2 の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

法人及び本学の目的は、教育基本法及び学校教育法に則るとともに、建学の精神「真理はわれらを自由にする」に基づいている。建学の精神の教育理念は、本書の 1 頁で述べたとおり、学問研究の究極目的を何よりも真理の探究におき、真理の認識によって無知や誤った主義思想から解放された真に自由な人間を育成することを意味している。【資料 1-2-1】

建学の精神は、戦前・戦中の様々な抑圧から解放された、戦後の自由主義的な雰囲気の中で掲げられた理念ではあったが、それが人の理性と尊厳を尊重するという、人として最も本質的な考え方に立脚するものであるがゆえに、時代を超えた普遍的なテーマでもあった。その意味で、最高学府である大学の在り方を示す指針として、今なお我々に大学人としての在るべき姿を教えてくれている。法人及び本学の目的は、この建学の精神に貫かれており、自由と人間性をこよなく尊重するとともに、そのことを学ぶ方途としての学問研究の意義を何よりも重要視するという特色を持っている。

ところで、本学は、前身の学校（豊州女学校）の開設から数えれば、ここ大分の地で百有余年の長きにわたり郷土の若者の教育に携わるとともに、また郷土の恩恵を被ってきた。このような歴史を顧みるとき、本学が郷土大分に大学の知的資産を還元することは、本学の使命とも言うべきものである。そのような意味において、本学は郷土大分に深い愛情を注ぐとともに、様々な地域から入学してくる学生に、自らの郷土を愛する精神を涵養することを教育の特色の一つとしている。このことは、法人の目的においては「地域社会の発展に貢献できる人材を育成」、本学の目的においては「進んで社会に貢献しようとする人材を養成」という表現で明示している。【資料 1-2-2】更に、「教育研究発展計画」では、教育・研究とともに、地域貢献を本学が果たすべき使命の一つとして明確に掲げている。

【資料 1-2-3】

1-2-② 法令への適合

法人の目的は、上記の寄附行為第 3 条に「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従

い」と記し、また、本学の目的も、大学学則第1条に「別府大学は、教育基本法及び学校教育法に則り」と記している通り、法令に則っていることを明示している。また、本学の目的は、大学においては「深く専門の学芸を教授研究し、もって高い専門能力と広い教養を身につける」ことを謳い（大学学則第1条）、大学院においても「学術的な理論及び応用を教授研究し、広い領域の学問的視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を養う」とことと明示しており（大学院学則第2条）、教育基本法及び学校教育法が示す大学の目的の趣旨に適っている。【資料1-2-4】

1-2-③ 変化への対応

法人は平成20(2008)年に創立100周年を迎え、本学は平成22(2010)年に開学60周年を迎えた。開学当初、本学を構成したのは文学部1学部で、その後長くこの単科大学の状態が続いた。しかし、この60年の間に社会は大きく変化し、時代や社会のニーズも推移してきた。本学は、3頁「本学の沿革」のとおり、建学の精神を堅持しながら、一方で社会や地域への貢献を果たすため、時代や社会のニーズの変化にも柔軟に対応してきた。

本学は、平成9(1997)年、知識基盤社会の進展に対応して、学術研究の高度化と高い専門性を有する人材の養成を目的に大学院を開設した。平成14(2002)年には食生活の変化による生活習慣病の発症を防止し、健康的な社会の構築に貢献する人材を育成するため、食物栄養学部（現在の食物栄養科学部）食物栄養学科を開設し、平成18(2006)年には同学部に食物バイオ学科（現在の発酵食品学科）を開設した。平成21(2009)年には社会のグローバル化に対応し、国際社会で活躍できる人材を育成するため、国際経営学部国際経営学科を開設した。また同年、社会の多様化に対応するため、文学部を改組し、従来の6学科（国文学科、英文学科、史学科、芸術文化学科、文化財学科、人間関係学科）を3学科（国際言語・文化学科、史学・文化財学科、人間関係学科）に統合し、複合的な学識・技能を修得できるように再編した。

大学が社会のニーズに応え社会貢献に努めることは、近年ますます重要度を増してきている。前述の通り、本学も社会貢献を大学の使命の一つとして重視し、時代や社会のニーズに応じた学部・学科の開設を始め、様々な取り組みを行ってきた。こうした近年における大学の使命についての本学の考え方と、学則に定める本学の目的との整合性を図るため、平成23(2011)年度に目的の改訂を行い、現行の目的及び教育目的を定めた。【資料1-2-5】

今後、本学が社会の変化に応じ、時代や社会のニーズに柔軟に対応して行くためには、社会の現実を直視し、その都度適切な判断に基づき本学が歩むべき方向を模索して行かなければならない。そのような在り方を実践するために、本学は5年を期間とする中期計画及びそれを実践する年度計画を立てることとし、1年以上の検討期間を経て平成23(2011)年度末に「教育研究発展計画」及び24年度「年度計画」を策定した。【資料1-2-6】

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

法人及び本学の目的が謳う、真理の探究を通じた人間教育や社会貢献を教育現場や社会において実践することが、教職員にとっての使命である。これまでもそのことを強く自覚して教育・研究を行ってきたが、その趣旨をどのように理解するかは、個々の教職員に委ねられることが多かった。今後は、法人と大学が組織として体系的に使命・目的を実践に

移す仕組みを構築して行く必要がある。このため、平成 24(2012)年度から始動している「教育研究発展計画」を着実に実行していく。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3 の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3 の自己判定

基準項目 1-3 を満たしている。

(2) 1-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

法人及び本学の目的は、それぞれ寄附行為及び大学学則、大学院学則に明記されている。寄附行為の制定・改訂は理事会の承認を必要とし、学則の制定・改訂は教授会・研究科委員会等の承認を必要とする。現行の寄附行為、大学学則及び大学院学則はそのような手続を経て定められている。その意味において、法人及び本学の目的は、役員及び教職員の理解と支持を得ている。【資料 1-3-1】

1-3-② 学内外への周知

本学の教育理念である「建学の精神」は、理事長や学長が入学式・卒業式などの公的行事の式辞や挨拶の中で必ず触れるほか、教員が学外で行う講演等においても言及に努めている。また、「大学案内」、大学広報誌「別府大学ニュース」、学園広報誌「Be-News」を始めとする各種印刷物、石碑、建造物、職員の襟章や名刺、あるいは本学のホームページ等【資料 1-3-2～1-3-6】に明示し、周知するように努めている。更に、教養科目「大学史と別府大学」を設けて、建学の精神、教育理念、設立の経緯や沿革などについて解説している。【資料 1-3-7】

法人の目的は、寄附行為第 3 条に明記し、本学の目的は大学学則第 1 条及び大学院学則第 2 条に明記している。大学学則及び大学院学則は、学生・教職員に配付する大学生活の手引き「学生生活」及び「大学院学生便覧」の中に掲載し、学生や教職員が日常的に目にするように配慮している。【資料 1-3-8】また、各学則及び教育目的は本学のホームページの「情報公開」ページ冒頭に掲載し、学外にも周知している。【資料 1-3-9】

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

前述のとおり、本学は平成 23(2011)年度末に 5 ヶ年計画「教育研究発展計画」を策定した。この計画では、本学の使命（ミッション）を現在の視点で捉え直し、「教育・研究・地域貢献」の 3 つの観点から、2 頁のとおり具体化している。

本学は、この「教育研究発展計画」の記述を踏まえつつ、平成 23(2011)年度に大学の目的及び学部・学科の教育研究上の目的を改訂した。また、教育目的を達成するために、大学・大学院全体の教育目標と各学科・専攻（大学院の専攻をいう）ごとの教育目標を定めた。【資料 1-3-10】

大学全体の教育目標は、法人及び本学の目的を反映させ、「真理を探究し自由を愛する姿勢を持ち、高い専門能力と広い教養を身につけ、豊かな人間性を備え、進んで社会に貢献しようとする人間を育て社会に送り出すこと」と定めている。各学科・専攻の教育目標は、この教育目標を受け、それぞれの専門の学問分野において修得すべき知識・技能・態度等を明確に定めている。

更に、この教育目標を具体的に実践するために、学科・専攻ごとに策定している「3つの方針」（入学者受入れの方針、教育課程編成・実施の方針、学位授与の方針）も、目的・目標と整合するように改訂し、各学科・専攻がそれぞれの学問分野において、目標を達成するためのプロセスをより明確化した。【資料 1-3-11】

先ず「入学者受入れの方針」においては、各学科・専攻の専門分野の研究に強い興味を示し、将来、本学で修得した学識・技能を社会において活用することを望む者を本学に受け入れるとしている。次いで「教育課程編成・実施の方針」においては、各学科・専攻の専門分野の専門的な知識・技能と、それを社会において実践的に運用できる能力を修得させるとともに、さまざまな分野において指導的な役割を果たす人材に成長するよう、各種の免許・資格を取得させるとしている。そして最終的な「学位授与の方針」においては、各分野の専門的な知識・技能と幅広い学問的教養を身につけ、それぞれの分野で社会に貢献できる力を備えた者に学位を授与するとしている。【資料 1-3-12】

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

本学の創設者佐藤義詮が掲げた建学の精神は、昭和 21(1946)年の別府女学院の創設より今日に至るまで営々と継承され、法人及び本学の目的及び教育目的の根源となっている。

このような開学以来の教育理念を踏まえつつ、本学は時代や社会の変化にも柔軟に対応してきた。

昭和 38(1963)年に文学部の中に史学科（現在の史学・文化財学科）を、昭和 48(1973)年に美学美術史学科（芸術文化学科を経て、現在の国際言語・文化学科）を開設した。史学科は当時の考古学に対する社会的関心の高まりを背景とし、また美学美術史学科は文学・哲学と芸術を融合させた文化意識をもつ人材を育成するという理念のもとに設けられた。その後、平成 9(1997)年に文化財学科、平成 12(2000)年に人間関係学科を開設した。文化財学科は文化財が人類共通の貴重な遺産であることが社会的に認知され、その保護・保存に携わる人材の育成が求められる中で、また人間関係学科は複雑化した現代社会の人間関係を改善することができる人材の育成を目的に設けられた。

そして、前述したとおり、平成 9(1997)年に大学院を開設し、平成 14(2002)年に食物栄養学部（現在の食物栄養科学部）食物栄養学科、平成 18(2006)年に食物栄養科学部食物バイオ学科（現在の発酵食品学科）を開設し、平成 21(2009)年には国際経営学部国際経営学科を開設するとともに、文学部の改組を行った。【資料 1-3-13、1-3-14】

このように本学は、建学の精神、法人の目的、大学・大学院の目的及び教育目的に立脚

し、真理を求める教育・研究を基礎としながら、社会の変化に対応し、社会が必要とする学部・学科及び研究科・専攻を開設するとともに、博物館等の教育研究施設を設置してきた。そして、各学科・専攻がそれぞれの学問分野において、大学・学科及び大学院・専攻の教育目的と教育目標を踏まえて、学生の受け入れから学位の認定までのプロセスを適正に構築し、教育に当たっている。

また、近年における18歳人口の減少、学生の多様化に対応するため、教育課程の編成と実施においては、初年次における「導入演習」「基礎演習」の実施や少人数を対象とする4年間の演習制度、あるいは複合的な学識や技能を修得させる「副コース制」などの施策の下で、学部教育の実質化に努めている。（基準2-2で詳述）

(3) 1-3の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神は、理事長・学長が大学の公式行事で必ず言及し、また学園・大学の広報誌を始めとする各種印刷物、あるいは本学のホームページ等に明示し、周知しているが、それに比べ、法人や大学の目的・目標、あるいは各学科の教育目的・教育目標は必ずしも学内外の目に触れやすい状況にはなっていない。今後は、学園・大学の広報誌あるいはホームページ等を利用し、これらが学内外において容易に且つ日常的に目に触れるよう努める。

また、本学園は今後とも社会の変化を的確に捉え、それを教育研究や社会貢献に反映させて行かねばならない。そのためには「教育研究発展計画」とこれに基づいた「年度計画」を、PDCAサイクルを稼働させて着実に実践する必要がある、本学は全学を挙げてこれを実行して行く。

【基準1の自己評価】

本学は、教育基本法及び学校教育法に従い、建学の精神「真理はわれらを自由にする」に基づいて、教育目的を明確に定めている。建学の精神は、戦後の自由主義的な時代の風潮の中で生み出された考え方であったが、真理を求める学問研究を通して、自由と人間性を尊重する精神を養うという普遍的理念であるがゆえに、今なお本学の教育の原点として輝いている。本学は、建学の精神や教育目的について、教職員や学生に考えを浸透させるよう努めており、さまざまな機会と手段を利用して学外へも広く周知させている。

また、本学は、時代の変化、社会の推移にも敏感かつ柔軟に対応し、大学の使命としての社会貢献の観点から、時代や社会が求める人材の養成に取り組み、新たな学部・学科の開設を行ってきた。

今後とも建学の精神や伝統を踏まえつつ、時代の変化に応じた教育研究活動を展開していくために、本学は昨年度、「教育研究発展計画」を策定するとともに、この計画を踏まえて教育目的を改訂し、教育目標を策定した。また、教育理念や教育目的を教育の実質と結びつけるために、3つの方針の改訂等を行った。

今後は、目的の達成に向けた計画的で効果的な教育活動を展開するために、教育の実際を常に点検・改善して行かなければならない。そのために本学は、PDCAサイクルに従って、「教育研究発展計画」の着実な実施に努めて行こうとしている。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受け入れ

《2-1 の視点》

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

本学は、大学の学科、大学院の専攻ごとに「入学者受入れの方針」を策定しており、平成 23(2011)年度にはその改訂を行った。【資料 2-1-1、2-1-2】「入学者受入れの方針」は、「大学案内」、「入学試験要項」（大学・短期大学部版、大学院版）及びホームページに掲載し、志願者等に告知している。【資料 2-1-3】

また、入学金や授業料、教育研究料等の学納金、各学部・学科の修学内容や教育・研究施設等の学習環境、あるいは各種奨学金、学生寮及び相談窓口等の受け入れ後の学生生活支援体制などに関する情報は、志願者向け資料として作成【資料 2-1-4】しているほか、「大学案内」やホームページに掲載している。また、オープンキャンパス、各種セミナー、高大連携などの各種取組み、あるいは国内外の学校訪問の際に、高等学校、高校生、保護者等関係者に説明を行っている。【資料 2-1-5】

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

【学士課程】

本学では、入学者を受け入れるために、推薦入試、一般入試、センター試験利用入試、センター試験併用入試、A0 入試、外国人留学生入試等を実施している。【資料 2-1-6】

推薦入試においては、各学科が学科の受入れ方針に沿った小論文等の試験を課すほか、学科の面接試験においても学科の特色を踏まえた質問を行っている。【資料 2-1-7】一般入試及びセンター試験関連入試においては、学部によっては一律に基礎学力としての国語の試験を課すほか、各学科の受入れ方針に沿った科目の試験を実施している。【資料 2-1-8】A0 入試においては、まずエントリーカードで志願者の各学科の受入れ方針への適性を確かめた後、学科独自の課題を課し、その成果と面接試験によって学科への適性や修学のための資質を最終確認している。【資料 2-1-9】また、外国人留学生入試については、国内と海外で試験を実施し、日本語能力 2 級相当以上の試験を課すほか、面接試験等によって各学科への適性と修学のための資質を確認している。【資料 2-1-10】

入試方式、入試日程などについては、入試委員会及び入試実施委員会が検討した案について、教授会が決定しており、適切な体制で実施している。また、入試の実務は、入試実施委員会が中心となって、各学部・学科の教員が協力して行っている。

このような入学試験の方法及び体制のもとに、各学科の入学者受入れ方針に適った学生を入学させている。

また、このような入学試験の内容については、「入学試験要項」に記載するとともに、ホームページにも掲載し、国内外の志願者等に告知している。【資料 2-1-11】また、オープンキャンパス、各種セミナー、高大連携の各種取組み、あるいは学生募集のための高校訪問の際に、高等学校、高校生、保護者に各学科等の受入れ方針を説明し、志願者等への周知に努めている。

【大学院】

大学院においては、文学研究科博士前期課程・博士後期課程および文学研究科修士課程（臨床心理学専攻）、食物栄養科学研究科修士課程の入学者の選抜を実施している。選抜試験にあたっては、募集要項に入学者受入れの方針を明示し、この方針に沿って入試を行っている。【資料 2-1-12】4 月入学生のためには、秋 9 月と春 2 月の試験、9 月入学生（外国人）のためには、7 月に試験を実施している。また、学部の外国人への現地入試などに合わせて、中国・韓国などで現地入試を実施し、広く学生を募集するよう努力している。

【資料 2-1-13】

入試方式、入試日程などについては、大学院入試委員会で検討し、研究科委員会の議を経て、大学院委員会が決定している。入試の実務は、大学院入試委員会が中心となって、両研究科の教員が協力して行っている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【学士課程】

本学各学部の過去 5 年間の入学定員・収容定員、入学者数・在籍者数及び定員充足率は、【資料 2-1-14】のとおりである。

なお、各学科の定員と入学者・在籍者数は【表 F-4】「学部・学科の学生定員及び在籍学生数」に掲げている。

18 歳人口の減少に伴って、平成 16(2004)年度以降入学者が減少し、平成 20(2008)年のリーマンショック以降、この傾向に拍車がかかった。この結果、本学では食物栄養科学部の食物栄養学科を除き、全学科で定員を充足できない状況に至った。このような状況のもとで、本学は平成 21(2009)年から定員の適正化に努め、食物バイオ学科の定員（100 人）を平成 21(2009)年から 60 人に削減し、国際言語・文化学科の定員（170 人）と史学・文化財学科の定員（160 人）を平成 23(2011)年度からそれぞれ 120 人に改定した。更に、平成 24(2012)年度から、人間関係学科の定員（100 人）を 80 人に、国際経営学科の定員（160 人）を 120 人とした。

この結果、文学部では、定員改定の前年度（平成 22(2010)年度）に 70%であった入学定員充足率が、平成 24(2012)年度には 80%に上昇した。収容定員充足率も 71%であったものが、平成 24(2012)年度には 76%に上昇した。食物栄養科学部では、定員改定の前年度（平成 20(2008)年度）に 62%であった入学定員充足率が、平成 23(2011)年度には 82%に上昇した。ただ、残念ながら、平成 24(2012)年度は 69%と降下した。しかし、収容定員充足率は 62%であったものが、平成 24(2012)年度には 70%まで上昇した。国際経営学部では、

定員改定の前年度（平成 23(2011)年度）に 63%であった入学定員充足率が、平成 24(2012)年度に 58%と減少したが、収容定員充足率は 67%から 68%に、若干ではあるが上昇した。大学全体としては、入学定員充足率は平成 21(2009)年度以降順調に伸び、同年の 65%から平成 24(2012)年度には 73%に上昇した。同様に、収容定員充足率も平成 22(2010)年度以降は伸びを見せ、同年度の 68%から平成 24(2012)年度には 73%に上昇した。

また一方、本学ではこのような入学者の減少を食い止めるため、学生募集・広報体制の刷新を図った。従来、学生募集は大学と併設の短期大学部が個別に行っていたため、募集効率が甚だ悪かった。そこで、平成 21(2009)年度に、法人に「学生募集対策会議」を設置し、大学及び短期大学部の学生募集を一元的に管理し組織的に募集を展開する体制を立ち上げるとともに、これを支える事務組織も整備・強化した。この機構は、理事長の統括の下、「学生募集戦略会議」「学生募集統括部」「学生募集担当者会議」（県内・県外・海外の募集組織を内包する）をもって構成し、組織だった募集を可能とした。また、入試・広報・高校訪問・オープンキャンパスなど学生募集にかかる諸活動も有機的に関連づけ運用するよう図った。更に、広報活動も強化し、ホームページのリニューアル、学園広報誌「Be-News」の刷新、大学広報誌「別府大学ニュース」の発刊などを行った。【資料 2-1-15】

このような諸改革と法人をあげての募集活動が功を奏し、平成 22(2010)年度は、連年減少傾向にあった入学者を若干（36 人）ではあるが増加させ、入学定員充足率も 70%（プラス 5%）に引き上げることができた。平成 24(2012)年度は、本学の教学の特色が端的に理解できるように「大学案内」を全面的に改訂した。

【大学院】

基盤となる学部の学生数が減少し、大学院への影響も懸念されることから、専攻長会議等で検討を行った。定員の見直しも必要であるという意見もあったが、当面は、定員充足のための努力を第一とし、まず「魅力ある大学院づくり」を目指すことが肝要であるという結論を得、授業改善の努力、カリキュラムの改革などを実施した。この結果、改善をみた専攻もあったが、十分でない専攻もあり、今後も改善の努力と工夫を続けていくこととしている。【資料編 2-1-16】

以上のとおり、入学定員の適正化と学生募集体制・広報活動の整備・強化によって、大学全体の入学定員充足率及び収容定員充足率は上昇傾向にある。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

学士課程については、今後、社会に向け、とりわけ大学受験者を始めとするステークホルダーに対し、本学の入学者受入れの方針と教育や学生支援に関する情報を周知させるよう、ホームページや入試関連資料を工夫するなど広報活動を更に強化する。また、オープンキャンパスや高校訪問などステークホルダーに接する機会においては、入学者受入れの方針が明確に伝達できる工夫を行う。

入試制度については、これまでも改善に努めてきたが、今後は入試の前段階の取組み、すなわち高等学校との連携・接続に更に力を入れて行く。

定員を満たしていない学科については、各学科の教学の特色を更に鮮明にする工夫を行い、広報や募集活動を通して、大学受験者及び社会に積極的にアピールし、定員の充足に

努める。

大学院については、高次の研究・教育活動の拠点として、入学生の質を担保しつつ、定員を確保することが重要である。したがって、定員充足に向けた努力として、魅力ある大学院づくり、外部に向けた募集対策などを継続的に行うとともに、社会人枠の拡大や長期履修制度の導入などにより入学者確保に努める。また、入学定員の適正化についても検討する。

2-2 教育課程及び教授方法

《評価の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

基準 1 で述べたとおり、本学は、各学部・学科ごとに教育研究上の目的を明確に定めている。

本学は、この教育目的を達成するため、学位授与の方針に示された到達点を見据えて教育課程編成・実施の方針を各学部・学科ごとに明確に掲げている。また、この両方針とも本学の学生便覧である「学生生活」及びホームページに掲載している。【資料 2-2-1】

また、学則第 26 条から 28 条において教育課程の基本構成を定めている。本学の教育課程は、この規定に基づき教養科目と専門科目に分けて編成し、授業は講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行っている。

また、全授業科目について「シラバス」を作成している。作成に当たっては、共通する基本事項「授業計画書（シラバス）記載要領」を教務委員会で決定し、シラバスに含めるべき事項と詳細についてガイドラインを定めている。各教員はそのガイドラインにそってシラバスを作成し、授業内容に応じ必要事項を記入している。この要領は、大学 Web サイト上の教員・職員専用ポータルサイトに掲載しており、出来上がったシラバスは、大学 Web サイト上に一般公開している。【資料 2-2-2】

教養教育については、真理を求め自由を愛する人間を育成するという本学の教育理念のもと、「幅広い分野についての知的探求心を育成し、現代の諸科学が追究している問題と基本的知識を習得し、急速に変貌しつつある現代社会の構造や動きを理解するとともに、このような急速な変化にもかかわらず恒常的に存在する自然と人間性と継承すべき優れた文化を理解する」ということを基本理念としている。【資料 2-2-3】

なお、単位制度の趣旨を踏まえて、キャップ制を設けており、全学部共に卒業要件単位数を 124 単位以上とし、また各年次各学期に取得できる適切な履修登録単位数の上限を 24 単位としている。

大学院においても、学位授与の方針に示された到達点を見据えて、教育課程編成・実施の方針を明確に掲げており、「別府大学大学院学生便覧」及びホームページに掲載している。

【資料 2-2-4】また、毎年 4 月のオリエンテーションにおいて、研究科単位で研究科長が建学の精神から説き起こし、大学院教育の大綱を示し、本学が学生に求める研究に取り組むべき姿勢を説明している。その後、各専攻のガイダンスにおいて、教育課程編成・実施の方針に基づいた教育課程及び教授方法、その履修方法を説明している。

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成

1) 文学部

【文学部の教育課程の基本的な構成・体系性】

文学部の教育課程は、幅広い教養を習得させることを目的に学科共通に開講される「教養科目」と、学科に固有の専門教育を授けるための「専門科目」に大別して編成している。

学則及び学科履修規程では、卒業要件単位数を 124 単位以上と定め、その内訳として、教養科目から 40 単位以上、専門科目から 60 単位以上、教養科目及び専門科目から合わせて 24 単位以上と定めている。なお、専門科目 60 単位の中で、実技系（国際言語・文化学科の芸術系のコース）は卒業制作 6 単位を必修とし、その他は卒業論文 6 単位又は卒業研究 4 単位のいずれかを選択必修としている。

このうち教養科目は、「基礎ゼミ」、「学際科目」、「コア科目」に大別して構成されている。

「基礎ゼミ」は、平成 21(2009)年度から設けられた初年次教育のための科目で、4 年間続く少人数制の 1 年次の演習科目「導入演習」(前期)「基礎演習」(後期)にあたり、学生の主体的・積極的な学びの姿勢を培い、意識の転換と、大学で学習していくための考え方やスキルを修得させることをねらいとしている。

「学際科目」は、自校に対する理解と認識を深めるための「大学史と別府大学」、進路について考え準備していくための「キャリア教育」「インターンシップ」、社会の多方面の市民活動を考える機会を促す「NPO 論」等の科目が開講され、将来設計に向けた工夫を施している。

「コア科目」は、教養教育の根幹をなすものであり、コア 1～5 で構成されている。

コア 1「人間と文化の探求」：人間を探求し理解するための科目とすぐれた作品や遺産を理解するための科目

コア 2「現代社会の多面的理解」：急速に変化する現代社会の構造や動向を、政治、経済、法などの多様な視点から考察するための科目

コア 3「自然環境の理解」：自然の世界を科学的に理解するための科目

コア 4「知識・情報処理能力」：高度情報化時代において必要とされる情報処理能力や数学的統計学的思考を育成するための科目

コア 5「外国語科目」：国際化時代において異文化を理解し、相互理解を深めるためのコミュニケーション能力を磨くための科目

また、コア 5 の他に、英語の「外書講読」を開講している。

専門科目は、学部ごとの「共通専門科目」と学科ごとの「学科専門科目」に二分される。後者は、「専門基礎科目」と「コース専門科目」に細分される。

さらに、文学部（人間関係学科を除く）では、3 年次生から主コースの分野以外の科目

を体系的に履修できる副コース制を導入しており、主・副合わせた複数の専門の学問分野にわたり複合的な学識や技術が修得できる。なお、この科目は、同一学科内のみにおいて選択履修できる。

次に、文学部の各学科における教育課程編成・実施の方針を①から⑤に分けて記載し、同方針に沿った教育課程の編成状況について記述する。

【国際言語・文化学科】

①「日本語・日本文学コース」「英語・英米文学コース」「国際文化コース」および「芸術系の諸コース」を設け、**教養科目・専門科目・キャリア支援科目**を開設する。

・本学科では、特定の専門分野を深く学ぶため、「日本語・日本文学」「英語・英米文学」「国際文化」「マンガ・アニメーション」「デザイン」「絵画」「書道」の7つの履修コースを開設し、それぞれの分野に応じたコース専門科目を置き、体系的な知識・技能修得のためのコース履修モデルを示している。【資料 2-2-5】

・教養科目は、上述のとおり基礎ゼミ・学際科目・コア科目等に大別して編成され、知的探求心を育成し、大学生として身につけるべき基本的な知識・教養を学べるように組み立てられている。【資料 2-2-6】

・専門科目は、学部共通専門科目・学科専門科目・コース専門科目に大別して編成されている。学部共通専門科目は、さらに人文系、社会科学系、芸術系、日本語系、総合系に大別され、3年次以降に専門コースを学ぶための導入の役割を担っている。学科専門科目は、演習科目と専門基礎科目に大別され、3年次以降のコース選択を考えさせる基礎的科目を配置している。コース専門科目は、7コースごとの専門分野をより深く学ぶための科目を配している。【資料 2-2-7】

・キャリア支援科目は、教養科目の学際科目の中に置かれ、1年次から3年次に「キャリア教育」「インターンシップ」等の科目を組み込んで、将来設計に役立つ科目を編成している。【資料 2-2-8】

②講義系・演習系・実習系の授業を通して、各分野の専門的な知識と技能を教授するとともに、それを社会において実践的に運用できるように、**観察力、洞察力、判断力、表現力、実践力を養成する。**

・演習については4年一貫制の演習科目を設けているほか、各コース専門科目の演習科目など専門分野の特色に応じて豊富に設定している。実習については、専門分野の特色に応じ、芸術系各コースの専門基礎科目及びコース専門科目に配している。これら演習・実習と講義系の授業を組合せ、実践力等の各種能力が養成されるよう工夫している。【資料 2-2-9】

③「副コース制」によって、**複数の学問分野にわたる複合的な知識と技能を養成する。**

・本学科では、7つのコースから1つを主コースとして選択することになっているが、他のコースを「副コース」として選択することを認め、異なる分野の知識や考え方、技能の修得にも意欲を持って取り組める編成を行っている。【資料 2-2-10】

④**教職、司書、学芸員の資格取得に必要な理論と実践の専門教育を行う。**

・コースの専門分野に応じて中学校教諭一種免許状（国語・美術・英語）、高等学校教諭一種免許状（国語・美術・英語・書道）の免許状が取得できる教職課程を置いている。【資

料 2-2-11】

- ・司書・司書教諭資格が取得できる司書・司書教諭課程【資料 2-2-12】、学芸員資格が取得できる学芸員課程【資料 2-2-13】を置いている。また、日本語教員を養成するための日本語教員養成課程を置いている。【資料 2-2-14】

⑤4 年間一貫した少人数の演習教育を必修とし、きめ細かな学習指導を行い、学科の教育全般を通して、社会性、協調性を陶冶する。

- ・1年次に「導入演習」「基礎演習」、2年次に「発展演習」、3年次に「専門演習」、4年次に「卒業演習」を設けている。【資料 2-2-15】

【史学・文化財学科】

①「世界史」「日本史・アーカイブズ」「考古学・文化財科学」「環境歴史学・文化遺産学」の4つのコースを設け、教養科目・専門科目・キャリア支援科目を開設する。

- ・本学科では、特定の専門分野を深く学ぶため、「世界史」「日本史・アーカイブズ」「考古学・文化財科学」「環境歴史学・文化遺産学」の4つの履修コースを開設し、それぞれの分野に応じたコース専門科目を置き、体系的な知識修得のためのコース履修モデルを示している。【資料 2-2-16】

- ・教養科目、専門科目、キャリア支援課目の編成状況や考え方は、国際言語・文化学科で述べたとおりである。【資料 2-2-17】

②講義系・演習系・実習系の授業を通して、各分野の専門的な知識と技能を教授するとともに、それを社会において実践的に運用できるように、史資料の収集・分析・プレゼンテーションを通して、観察力、洞察力、判断力、表現力、実践力を養成する。

- ・講義系・演習系・実習系の授業形態については、基本的に国際言語・文化学科で述べたとおりであるが、特に実習系の科目については、「環境歴史学・文化遺産学」は村落遺跡調査、民俗学調査、観光地理学調査、伝統的修復法、「考古学・文化財科学」は調査整理法、機器分析、修復、遺跡発掘、「日本史・アーカイブズ」はアーカイブズ実習のように、各コースの専門を実践的に学ぶ編成を行っている。

③「副コース制」によって、複数のコースにわたる多面的な歴史思考力を養成する。

- ・副コース制は、国際言語・文化学科と同趣旨でこの制度を採用している。【資料 2-2-18】

④教職、司書、学芸員の資格取得に必要な理論と実践の専門教育を行う。

- ・中学校教諭一種免許状（社会）、高等学校教諭一種免許状（地理歴史・公民）の免許状が取得できる教職課程を置いている。【資料 2-2-19】

- ・司書・司書教諭資格が取得できる司書・司書教諭課程【資料 2-2-20】、学芸員資格が取得できる学芸員課程【資料 2-2-21】を置いている。さらに、文書館専門職を養成するための文書館専門職（アーキビスト）養成課程を置いている。【資料 2-2-22】

⑤初年次教育を重視し、中核となる演習を1年次より順次性をもってすべての学年に実施し、少人数教育によるきめ細かな学習指導を行い、学科の教育全般を通して、社会性、協調性を陶冶する。

- ・1年次に「導入演習」「基礎演習」、2年次に「発展演習」、3年次に「専門演習」、4年次に「卒業演習」を設けている。【資料 2-2-23】

【人間関係学科】

①「社会福祉コース」「心理コース」「教育・生涯スポーツコース」を設け、教養科目・専

門科目・キャリア支援科目を開設する。

- ・本学科では、特定の専門分野を深く学ぶため、「社会福祉」「心理」「教育・生涯スポーツ」の3つの履修コースを開設し、それぞれの分野に応じたコース専門科目を置いている。
- ・教養科目、専門科目、キャリア支援科目の編成状況や考え方は、上記2学科で述べたとおりである。なお、教養科目では、学科独自に「情報リテラシー」を必修にしている。

【資料 2-2-24】

②講義系・演習系・実習系の授業を通して、各分野の専門的な知識と技能を教授するとともに、それを社会において実践的に運用できるように、観察力、洞察力、判断力、表現力、実践力を養成する。

- ・講義系・演習系・実習系の授業形態については、基本的に前述の2学科で述べたとおりであるが、特に実習系の科目については、社会福祉分野に「相談援助実習」「相談援助実習指導」「精神保健福祉援助実習」等があり、これらの実習を通じて、より実践的に専門を学ぶことができる編成を行っている。【資料 2-2-25】

③複数の学問分野にわたる複合的な知識と技能を養成するために、専門科目は分野別科目とし、幅広く学ぶことができる。

- ・次の④のとおり、「社会福祉」「心理」「教育・生涯スポーツ」の3分野別に国家試験受験資格取得関連科目等の専門科目を置くとともに、それぞれのコースを越えて目的・関心に応じて資格関連科目を中心に履修できるよう工夫している。

④社会福祉士、精神保健福祉士、教員、認定心理士、社会調査士などの資格取得に必要な理論と実践の専門教育を行う。

- ・社会福祉士国家試験受験資格が取得できる国の指定科目【資料 2-2-26】、精神保健福祉士国家試験受験資格が取得できる国の指定科目【資料 2-2-27】、認定心理士資格が取得できる日本心理士学会の指定科目【資料 2-2-28】、社会調査士資格が取得できる標準カリキュラムに対応する科目【資料 2-2-29】を設けている。
- ・高等学校教諭一種免許状（公民・福祉）の免許状が取得できる教職課程を置いている。【資料 2-2-30】

⑤4年間一貫した少人数のゼミ教育を必修とし、学生一人ひとりを育て、社会性、協調性を陶冶する。

- ・1年次に「導入演習」「基礎演習」、2年次に「発展演習」、3年次に「専門演習」、4年次に「卒業演習」を設けている。【資料 2-2-31】

2) 食物栄養科学部

【食物栄養科学部の教育課程の基本的な構成・体系性】

食物栄養科学部の教育課程は、食物栄養学科と発酵食品学科の両学科とも、幅広い教養を修得させることを目的に両学科に共通に開講される「教養科目」と、学科に固有の専門教育を授けるための「専門科目」に大別して編成している。

学則及び学科履修規程では、卒業要件単位数を124単位以上と定め、その内訳として、教養科目から24単位以上、専門科目から84単位以上、教養科目及び専門科目から16単位以上と定めている。また、食物栄養学科では卒業論文6単位を選択科目とし、発酵食品学科では卒業論文6単位又は卒業研究4単位のいずれかを選択科目としている。

次に、食物栄養科学部の各学科における教育課程編成・実施の方針を①から⑤に分けて掲載し、同方針に沿った教育課程の編成状況について記述する。(教養科目及び専門科目の詳細は、学科の説明の中で述べる)

【食物栄養学科】

①カリキュラムは、**教養科目、専門基礎科目、専門科目を基本的な構成とする。**

- ・カリキュラムは教養科目と専門科目に大別し、さらに専門科目を専門基礎科目と専門科目に分けて基本的な構成としている。
- ・教養科目は、「基礎ゼミ」「英語」「人間の探求」「現代社会の理解」「科学技術と環境」「情報処理」「運動と健康」「国際理解のための言語」の8分野に分けて編成し、時代のニーズに応じた幅広い教養を提供できるよう工夫している。【資料 2-2-32】
- ・専門基礎科目及び専門科目の詳細については、②以下で述べる。

②**食と健康に関する専門的な科目を重視し、食による健康の保持・増進、食の安全・食環境の整備、療養のための栄養管理・チーム医療、給食の栄養管理・給食施設の総合マネジメントに必要な専門知識と技術を修得できる科目を設ける。**

- ・専門基礎科目は、「社会・環境と健康」「人体の構造と機能、疾病の成り立ち」「食べ物と健康」の3領域を設け、それぞれに専門の基礎を支える科目を配置している。
- ・専門科目は、「基礎栄養学」「応用栄養学」「栄養教育論」「臨床栄養学」「公衆栄養学」「給食経営管理論」「総合演習」「臨地実習」の8領域を設け、教育課程編成方針に謳う知識・技能を修得できる科目を編成している。【資料 2-2-33】

③**カリキュラムの特徴として、管理栄養士国家試験受験資格の修得を重視し、総合演習、臨地実習、特別演習科目を設ける。**

- ・専門基礎科目3領域と専門科目8領域に置かれた科目は、管理栄養士養成施設として指定された教育内容に対応しており、管理栄養士国家試験受験資格に必要な科目が編成されている。【資料 2-2-34】

④**上記資格の他に栄養教諭一種免許状、栄養士免許状、食品衛生管理者・食品衛生監視員任用資格、フードスペシャリスト資格認定試験受験資格、司書資格のための科目を置く。**

- ・栄養教諭一種免許状を取得できる教育課程を編成している。【資料 2-2-35】
- ・栄養士資格が取得できる国の指定科目を置いている。【資料 2-2-36】
- ・食品衛生管理者・食品衛生監視員の任用資格が取得できる国の指定科目を置いている。【資料 2-2-37】
- ・フードスペシャリスト資格認定試験の受験資格が取得できる日本フードスペシャリスト協会が定める科目を置いている。【資料 2-2-38】
- ・司書・司書教諭資格が取得できる科目を置いている。【資料 2-2-39】

⑤**初年次教育を重視するとともに、1年次から4年次まで、課題探求型授業、対話型授業・実践型授業などを計画的に組み入れる。**

- ・平成22(2010)年度から、教養科目の中に初年次教育のための科目として1年次の演習科目「導入演習」「基礎演習」を設け、必修とした。設置目的は、文学部で述べたとおりである。また、1年次から4年次まで課題探求型授業、対話型授業、実践型授業などを計画的に組み入れ、その充実に取り組んでいる。【資料 2-2-40】

【発酵食品学科】

- ①醸造学・発酵学を核とする「食」「健康」「環境」「流通」に関する知識と技術を修得するための、順次性のある体系的なカリキュラムを編成する。
- ・カリキュラムは教養科目と専門科目に大別し、さらに専門科目を専門基礎科目と専門科目に分けて基本的な構成とし、醸造学・発酵学等の知識と技術が順次性をもって修得できるように工夫した教育課程を編成している。【資料 2-2-41】
- ②大分県唯一のバイオ系の教育機関として、バイオサイエンスに関する多彩な専門科目を設けると同時に、食に関する充実した教育プログラムを組んでいる。卒業と同時に食品衛生管理者・食品衛生監視員の任用資格およびフードサイエンティストの受験資格が取得できる。
- ・専門基礎科目は、「化学の基礎」「バイオサイエンスの基礎」「バイオテクノロジーの基礎」「食の基礎」「食の安全の基礎」の5領域に大別し、バイオサイエンスの学修の基礎となる科目が偏りなく履修できるように編成されている。
 - ・専門科目は、「微生物生産学」「微生物食品製造学」「バイオサイエンスと環境」「バイオテクノロジー」「発酵と社会」「食と流通」「総合演習」「臨地実習」「関連科目」「外書講読」の10領域に大別し、バイオサイエンスや食と健康に関する科目が本人の志向に応じて履修できるよう豊富に編成されている。【資料 2-2-42】
 - ・食品衛生管理者・食品衛生監視員の任用資格およびフードサイエンティスト、バイオ技術者（中級・上級）の受験資格が取得できる指定科目を置いている。【資料 2-2-43】
- ③実社会で活躍するための技能養成を重視し、地域との密接な連携・協力体制の下、食品製造、醸造などの現場を実際に体験できる教育を行う。
- ・専門科目に「臨地実習」を置き、食品製造会社や醸造会社等の第一線の現場を企業実習として体験し、食品製造や醸造の技術者としての意識の向上、知識・技術の統合を図るための教育を行っている。【資料 2-2-44】
- ④学生の学習経歴・将来設計に合わせ、発酵、醸造、原材料生産、製造、商品開発、流通、企画販売など食品について多角的に学べるよう、発酵食品コースと食品流通コースの2つの自由選択コース制を採る。
- ・本学科では、食の製造から販売まで学生の将来設計に応じた多角的な学修を可能とするように、「発酵食品」「食品流通」の2つの履修コースを開設している。この2コースに対応して、専門科目に「発酵と社会」「食と流通」の2領域を置き、食の流通や企業活動について学修できる多彩な選択科目を置いている。
- ⑤高等学校及び中学校の理科教諭一種免許状、司書資格、司書教諭免許状が取得できる。
- ・中学校教諭一種免許状（理科）高等学校教諭一種免許状（理科）の免許状が取得できる教職課程を置いている。【資料 2-2-45】
 - ・司書・司書教諭資格が取得できる科目を置いている。【資料 2-2-46】

3) 国際経営学部

【国際経営学科】

国際経営学科の教育課程は、幅広い教養を修得させることを目的に開講される「教養科目」と、学科固有の専門教育を授けるための「専門科目」に大別して編成している。

学則及び学科履修規程では、卒業要件単位数を124単位以上と規定し、その内訳として、

教養科目 40 単位以上、専門科目 60 単位以上、教養科目及び専門科目から合わせて 24 単位以上と定めている。なお、専門科目群 60 単位の中で、卒業論文 6 単位又は卒業研究 4 単位のいずれかを選択必修としている。

このうち教養科目は、「基礎ゼミ」「学際科目」「コア科目」によって構成されている。教養科目の構成や考え方は文学部と同様である。(16-17 頁参照)

専門科目は、「専門関連科目」と「学科専門科目」に大別され、さらに後者は「専門基礎科目」「専門展開科目」「専門応用科目」に三分される。

国際経営学科は、教育目的を踏まえ、「国際経営」「会計・税理士」「観光経営」の 3 つの履修コースを開設しており、文学部と同様に 3 年次生から主コースの分野以外の科目を体系的に履修できる副コース制を導入している。

以下に、**教育課程編成・実施の方針を①から⑤に分けて記載し**、同方針に沿った教育課程の編成状況について記述する。

①初年次から広く自然科学、人文社会科学の基礎知識を培い、導入演習・基礎演習においてコミュニケーション能力、意欲性を育てるカリキュラムを編成し、実施する。

- ・教養科目の根幹をなす「コア科目」は、文学部で述べたとおり「人間と文化の探求」「現代社会の多面的理解」「自然環境の理解」「知識・情報処理」等に大別して編成し、それぞれに自然科学、人文社会科学の基礎知識を培う科目を多彩に配置している。【資料 2-2-47】
- ・教養科目の基礎ゼミ科目「導入演習」「基礎演習」を必修とし、初年次教育として少人数によるコミュニケーションを重視した授業、学修の主体性を育む教育を行っている。【資料 2-2-48】

②グローバル化した社会の経営管理、会計・税務、観光経営分野において創造的、効果的に問題に取り組む力を培うために、国際言語や情報通信技術を含む経済の最新の要請に応えるカリキュラムを編成し、実施する。

- ・教養科目群のコア科目に、情報科目の「情報リテラシー」、国際言語関連の「外国語科目」「外書講読」を設けている。【資料 2-2-49】
- ・学科専門科目の国際言語関連科目として、特に「時事英語」「英会話」「英文法」「欧州事情」「ビジネス日本語（留学生）」「国際コミュニケーション」「英語経営」「中国語経営」「韓国語経営」等を編成している。
- ・学科専門科目の情報関連科目として、特に「情報ネットワーク」「情報解析」「データベースシステム」「経営情報システム論」「情報処理実習」「マルチメディア情報処理」「ソフトウェア利用論」「情報社会論」等を設けている。【資料 2-2-50】

③経営管理分野においては、国際経営に関する科目を学系列に分け、体系的な専門知識修得と研究を奨励する仕組みを構築し、経営課題の解決能力を育てるカリキュラムを編成し実施する。

- ・学科専門科目の中に経営学分野の科目として、専門基礎科目 5 科目、専門展開科目 9 科目、専門応用科目 24 科目を編成し、体系的な知識修得のためのコース履修モデルを示している。【資料 2-2-51】

④会計・税務分野においては、国際会計について広い理解を修得しつつ、将来、税理士等の専門職業人として必要とされる専門知識と、資格取得に際して求められる科目修得を

可能とするカリキュラムを編成し、実施する。

- ・学科専門科目の中に会計学分野の科目として、専門基礎科目 3 科目、専門展開科目 5 科目、専門応用科目 10 科目を編成し、体系的な知識修得のためのコース履修モデルを示している。【資料 2-2-52】

⑤観光経営分野においては、現在の旅行・ホスピタリティ関連産業分野の経営が直面する問題と、地域の自然・文化に根ざした観光地形成の要件を明らかにし、問題解決能力を育てるカリキュラムを編成し、実施する。

- ・学科専門科目の中の経営学分野及び複合分野の専門基礎科目・専門展開科目・専門応用科目として、「観光経営論」「観光戦略政策」「国際観光経営」「国際観光マーケティング」「ホスピタリティ経営管理」「カルチャーマネージメント」等を設け、体系的な知識修得のためのコース履修モデルを示している。【資料 2-2-53】

4) 大学院

【文学研究科】

文学研究科では、漸次専攻が創設された経緯もあり、博士前期課程・博士後期課程、修士課程の各専攻が独自性をもっているが、近年になって学位プログラム全体の改善・充実を目指した検討を進め、平成 21(2009)年度からは、他専攻の科目を 12 単位まで修得できる制度や複数専攻に共通する科目を導入するなど、各専攻の独自性を踏まえ、文学研究科としての共通基盤の充実を図っている。

しかし、文学研究科には、日本語及び小説・詩歌やその作家等の研究を主眼とする日本語・日本文学専攻、歴史資料等から史実を解明する歴史学専攻、同じ歴史学を基礎に置きながらも調査・保存という実践の部分を重視する文化財学専攻、さらに学修自体が臨床心理士の資格認定と重なり合っている臨床心理学専攻というスタイルの異なる 4 専攻が存在している。したがって、教育課程の編成に当たっては、文学研究科としての共通性を基礎に置きながらも、各専攻のもつ特色・個性を大切にしよう配慮している。

i) 博士前期課程・修士課程

◆文学研究科歴史学専攻博士前期課程は、教育課程編成・実施の方針に基づいて、日本史・アーカイブズ・東洋史・西洋史の 4 領域にわたって歴史学の専門知識が修得できるように、幅広い科目を配置している。科目編成は、日本史（古代・中世史、近世史、近現代史）、東洋史（宋代史、イスラム地域史）、西洋史（古代史、中世史）、アーカイブズにそれぞれ演習と特殊研究があるほか、テーマ研究として「比較政治史研究」「異文化交流研究」「史料学研究」「社会史研究」などの科目を置き、従来の枠組みにとらわれない横断的な視点から歴史を考察する機会を設けている。【資料 2-2-54】特に、アーキビスト養成のための充実したアーカイブズ関連科目は全国的にも希少な領域設定である。

◆文学研究科日本語日本文学専攻博士前期課程では、教育課程編成・実施の方針に基づいて、日本語・日本文学それぞれについて、時代別の研究のみならず、国際化の中での日本語・日本文学を考える科目など、広い視野から日本語・日本文学を考えることができる科目も開講し、日本語・日本文学の伝統の継承はもとより、グローバル化をも意識した編成をしている。【資料 2-2-55】

◆文学研究科文化財学専攻博士前期課程は、教育課程編成・実施の方針に基づいて、文化

財学のジャンルのほぼすべてを網羅する科目を配置しつつ、考古学、保存修復学・保存科学、民俗学、環境歴史学、美術史学、地理学など専門的知識・技能をコースワークによって修得できる編成となっている。特に本専攻は、文化財の現場で働く実務家の養成を主眼としており、平成 22(2010)年度からは「文化財研究ⅢA（文化財行政学）」「文化財研究ⅢB（文化財の保存と活用）」を開設している。【資料 2-2-56】

- ◆文学研究科臨床心理学専攻修士課程は、教育課程編成・実施の方針に基づいて、心理臨床家としての専門的知識と技術を身につけ、実際の心理援助を行うことができるようになる教育課程を編成している。そのために、心理援助の基本姿勢を学ぶ総論的カリキュラムと心理援助の方法・技法や対象分野別の各論的カリキュラムを配置している。また、学内外での実習を重視し、実習科目「学内基礎実習」「学外基礎実習 A・B」「学内実習」「学外実習」を段階的に組み込んでいる。総論的カリキュラムと実習関連科目は全ての学生が身につける必要があるため必修としている。また、研究者としての基本能力を身につけるため、「心理臨床学演習Ⅰ・Ⅱ」と修士論文の作成を組みこんでいる。【資料 2-2-57】

ii) 博士後期課程

- ◆文学研究科歴史学専攻博士後期課程は、教育課程編成・実施の方針に基づいて、日本史（古代史、中世史、近世史）、東洋史（宋代史、イスラム地域史）、西洋史（古代史）の 3 領域に、特殊研究「日本史研究Ⅰ～Ⅲ」「東洋史研究Ⅰ～Ⅲ」「西洋史研究Ⅰ～Ⅱ」を置き【資料 2-2-58】、博士前期課程で修得した知識を基礎として、さらに研究を深め、学会発表や論文投稿を含めた具体的な研究方法を指導している。こうした指導の結果、東洋史研究において博士（文学）の学位取得者を 2 人（課程博士 1、論文博士 1）出すなど着実に成果をあげている。【資料 2-2-59】
- ◆文学研究科日本語日本文学専攻博士後期課程は、教育課程編成・実施の方針に基づいて、従来の学問体系を重視しながら、日本文学研究と日本語学研究の 2 領域に分け、指導教員を配置し、徹底した個別指導を行っている。【資料 2-2-60】また、留学生が多いこともあり、国際的視野を持つ研究者の養成にも配慮し、国際的な学会への参加など学問の深化のための機会を設けている。その結果、本専攻での博士号の学位取得者は外国人を中心に 14 人（課程博士 11、論文博士 3）に及んでいる。【資料 2-2-61】
- ◆文学研究科文化財学専攻博士後期課程は、教育課程編成・実施の方針に基づいて、保存科学・保存修復学では実物資料の分析や修復、考古学・環境歴史学・民俗学・美術史学・地理学等ではフィールドワークなどの具体的で実践的な調査研究に主眼を置き、それに対応した研究指導を行っている。【資料 2-2-62】また、研究能力を高めるため、学会等での研究発表、論文投稿を行うよう指導している。その結果、これまで 3 人（課程博士 2、論文博士 1）が博士号を取得している。【資料 2-2-63】

【食物栄養科学研究科】

- ◆食物栄養科学研究科食物栄養学専攻修士課程は、教育課程編成・実施の方針に基づいて、管理栄養士、栄養教諭のリーダーとして即戦力となる高度専門職業人、研究者の養成を目指した科目を配置している。各科目は、「食品栄養科学領域」「基礎栄養科学領域」「実践栄養科学領域」「発酵食品科学領域」「領域共通科目」に大別して編成され、さらにテーマ研究を配することにより、食と栄養に関する理論と応用が理解できる編成となって

いる。【資料 2-2-64】

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教授方法の工夫・開発

大学全体では、教授方法の工夫・開発のために、52 頁で述べるように様々な FD 活動を行っている。また、大学全体で教養教育の英語を 1 年次必修科目としているが、学生の学習到達度に差があるのが実情である。このため、プレイスメントテストを行い、習熟度別に 3 クラス編成により開講している。【資料 2-2-65】

各学部・学科における授業方法の工夫・開発については、以下のとおりである。

1) 文学部

【国際言語・文化学科】

日本語・日本文学コースでは、大分に関わる文学作品を取り上げることで、地域社会に関して知的関心を持つようにし、実際にその土地を訪れ理解を深めるように努めている。

【資料 2-2-66】英語・英米文学コースでは、平成 24(2012)年度から英語圏の大学への留学制度を再開し、実際の体験から語学を修得し国際理解を深めるように計画している。【資料 2-2-67】芸術系の授業では、実際に美術館に赴き、実物を見せることにより美術・文化についての客観的な判断力を養うように努めている。【資料 2-2-68】また、マンガ・アニメーションコースでは全国公募の「大分ユーモアまんが大賞」を毎年実施し、学生の作品応募を呼びかけている。【資料 2-2-69】さらに専門を深く学ぶのみではなく、副コースを設けて積極的に主コース以外の他のコースの授業を履修し、専門とは異なった視点を学ぶように指導している。

【史学・文化財学科】

日本史・アーカイブズコース及び考古学・文化財科学コースでは、実物に触れる授業を行って本物と偽物の違いなどを見る目を養い、地方公共団体のアーカイブズの整理現場や埋蔵文化財の発掘現場に数多く出向いて、実物資料を整理・分析・考察・報告する一連の作業を体験させることによって、実務者としての実力を養成するように工夫している。【資料 2-2-70】世界史コース及び環境歴史学・文化遺産学コースにおいても、現場・現地に出向き、地域行事等を実体験する授業を設けて、実感をともなった理解を学生ができるように工夫をしている。また、各学年での演習を重視し、初年度の「導入演習」「基礎演習」は学科 FD を行い、授業方法・内容の改善に努めている。【資料 2-2-71】「発展演習」「専門演習」では、学生一人ひとりに課題について調査・報告させ、プレゼンテーション能力が身に付くよう配慮している。

【人間関係学科】

本学科では、地域社会を支える人材を育成できるように、多くの授業で地域社会と積極的に交流している。また、様々な分野で活躍する卒業生を招き、大学生活や仕事について語り合い、進路について考える機会を設けている。【資料 2-2-72】「発展演習Ⅱ」では、まちづくり活動に参加したり、社会福祉法人で障がい者とともに活動したりする機会を設け、特に社会福祉分野の実習科目の履修を希望する学生には、福祉施設等でのボランティアを義務付けている。「発達心理学Ⅰ」では、学生たちの子ども理解が深まるように、子どもの行動観察や公園で一緒に遊ぶことを予習として奨励している。教育・生涯スポーツコースでは、学生が近隣の小学校へ出向いて継続的な学習サポートをする活動【資料 2-2-73】、

地域スポーツ・障がい者スポーツの体験や取材活動【資料 2-2-74】などを行い、現場での実践力が身につくよう工夫している。

2) 食物栄養科学部

【食物栄養学科】

本学科では、教員同士で模擬授業等を行い、他教員から評価を受けることで授業方法の向上に取り組んでおり、授業を行った教員と評価する教員の双方にとって授業改善の効果がある。【資料 2-2-75】また、専門科目担当教員が、年度開始前に教科書や授業範囲の確認・調整、講義と実習の関連等について話し合い、効果的で理解しやすい授業に向けて努力している。実践的な授業としては、「栄養教育論実習」において附属幼稚園の年少から年長の幼児を対象に栄養教育を実施するプログラムを組んでいる。幼児期の発達や成長、主な問題点についての講義を行い、各グループでテーマを決定し、指導案を作成し、さらに栄養教育教材を作成して、実践に挑んでいる。実践の後には、自己評価と他グループ評価を行い、振り返りとしている。【資料 2-2-76】また、「公衆栄養学実習」「栄養カウンセリング実習」では、地域の高齢者を対象とし、学生が栄養調査、身体測定等を行い、栄養改善のためのプログラムを計画し実施している。【資料 2-2-77】なお、入学予定の高校生に対して、入学後の学習が円滑に進むよう生物・化学の入学前教育にも力を入れている。

【発酵食品学科】

本学科では、実験や実習を多く取り入れた実践重視の体験型学習に力を入れている。地元企業のサポートのもと、新入生の第2次オリエンテーションでの企業訪問をはじめ発酵食品製造体験や見学、臨地実習（企業実習）をカリキュラムに組み入れている。臨地実習では、キャリア支援センターと連携して実習先との電話交渉、履歴書等の文書作成や社会人マナーを学ぶ時間を事前学習に取り入れ、就職活動への自覚を促している。【資料 2-2-78】学科会議では、授業や学生実験の改善、シラバス・授業内容・テキストのチェックと改善、講義・学生実験・実習における学生の理解を向上させるための工夫などについて話し合い、学生個々の問題についても学科全体の問題として取り上げて議論し対策を講じている。また、入学前教育の充実【資料 2-2-79】、導入・基礎演習を利用した理系科目の学力の底上げ【資料 2-2-80】などにも努めている。

3) 国際経営学部国際経営学科

簿記は経営の基本科目であるとの考えから、学生に極力受講を勧めているが、商業高校等の出身者は既に簿記検定試験3級や2級に合格している者も多くいる。このため、学習目的や授業内容を勘案して、習熟度別に3クラス編成により開講している。【資料 2-2-81】さらに将来の就職活動に役立てるため、2年次にインターンシップの受講を勧めており、多くの学生が座学による授業を受講後、原則として夏季休暇中に企業等でのインターンシップに取り組んでいる。【資料 2-2-82】このほか、学生に企業実務を体験させるため、各教員の授業内容に応じて、学外授業として地域や企業見学、調査活動にも取り組んでいる。

4) 大学院

教育方法については、大学院に独自のFD委員会を置き、授業評価アンケートなどを実施し、その結果を検討し、改善に努めている。

大学院全体では、博士前期課程・修士課程の1年次終了期に、年次レポートを義務付け、

研究の進展状況を指導教員、専攻が把握できるようにしている。【資料 2-2-83】また、学会等に積極的に参加させ、発表、報告、論文掲載ができるように指導している。

また、各専攻では、独自の教育研究方法の向上に努めている。歴史学専攻では、院生独自の学術雑誌「ゆけむり史学」【資料 2-2-84】の発行を支援し、研究能力の向上に努めている。文化財学専攻では、実践を重視する視点から、大学附属機関の文化財研究所が受託した調査事業の現場を実習現場として確保し、大学院のプログラムと研究所の受託事業が連動する形態をとっている。【資料 2-2-85】また、前期課程 1・2 年生の研究の状況を報告する発表会が院生研究会の主催で年 2 回開かれ、修士論文に向かって学生の自主的な研究が促進できる体制を確保している。【資料 2-2-86】臨床心理学専攻では、独自の紀要を発行し、学生には修了までに最低 1 回は投稿することを義務づけている。【資料 2-2-87】食物栄養科学専攻では、1 年後期末に研究論文中間発表を公開で実施することを義務づけており、学生は指導教員以外の教員からも質問や助言を受け、研究の充実と向上に努めている。【資料 2-2-88】

(3) 2-2 の改善・向上方策(将来計画)

平成 24(2012)から始動した「教育研究発展計画」(6 頁参照)の重点目標 1「教育目標の明確化とカリキュラムの最適化」で明示したとおり、本学の教育目的に沿ったカリキュラムの体系性・整合性・適切性について、より一層の充実を図るとともに、その有効性・妥当性等についても、計画に沿って継続的に点検し整備していく。また、重点目標 2「授業の改善と教育システムの改革」において「カリキュラムを最高の形で機能させるため、学生の関心や意見も取り入れながら、授業内容・方法の改善に努力し続けます」「その基盤となる効果的な教育システムを構築します」と定めており、FD 活動の体制や内容を整備・充実し、より密度の濃い FD 活動を組織的に展開していくとともに、学生の声を反映した授業内容・方法の改善を行っていく。

博士前期課程・修士課程では、大学院の共通基盤として「異文化交流」などの共通科目を設けているが、このような共通科目をさらに拡大するなどの検討を進める。また、博士後期課程では、研究指導そのものが授業であり、年次ごとの学修の進展は分かりにくい面があった。このため、年次ごとに博士論文への到達度を確認できるようなシステムの整備を進める。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3 の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA (Teaching Assistant) 等の活用による学習支援及び授業支援の充実

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

1) 学修支援及び授業支援の状況

学修支援及び授業支援に関しては、学科を基本組織として、大学企画運営会議や教務委員会等で全学的な調整を図りながら、具体的対策を取っている。

学期の始めには、各学科・学年別でオリエンテーションを実施し、履修指導やコースの特色等を説明している。このオリエンテーションの資料作成及び実施運営には、職員が全面的に関わる【資料 2-3-1】とともに、履修登録に関する質問などにも教務課の職員が積極的に対応している。また、新入生に対しては、大学生活のスタートを円滑にし、学科内の親睦を深めるため、宿泊や学外研修などを含んだ第2次オリエンテーションを原則5月末までに各学科で実施している。【資料 2-3-2】

教員による学修指導については、学科ごとに担任教員（学科により学年担任、クラス担任又はゼミ担任の形態がある）を配置し、学生の学修状況に応じたきめ細かい指導を行っている。修学上問題のある学生については、各学科が相談の機会を設けて学修の支援に当たっている。【資料 2-3-3】また、学科によっては教員を顧問とした学生による研究会【資料 2-3-4】があり、初年次段階から学生と密接に関わることができる環境づくりに努めている。

初年次教育では、特に「導入演習」「基礎演習」を担当する教員を配置し、1クラス10名前後の学生に対し指導を行っている。2年次以降も、年次ごとに「発展演習」「専門演習」「卒業演習」を核にして指導を行っている。また、図書館やメディア教育・研究センター、キャリア支援センターも授業と連携し、履修・学修・教育に関する支援に取り組んでいる。専任教員は本学作成の「学生指導ハンドブック—学生がいきいきと就学するために—」【資料 2-3-5】を参考に、助言や指導を行い、学修支援を行っている。

中途退学者を減少させるために、連続2回以上の無断欠席及び学期中通算3回の無断欠席のチェックを徹底し、学科で情報を共有するとともに、修学意欲が低下している学生については担任教員が面談等を行い、怠学傾向のある学生を早めにケアしている。また、学期ごとの成績発表時には、当該学期のGPAが1.0以下の学生に対して担任教員が学修指導を行うなど、学習面、生活面で問題を早期に発見し対処するようにしている。成績不振者への指導状況については学部長と学長に報告し、学科でのさらなる指導の徹底を図っている。【資料 2-3-6】

留年者や中途退学者を減らす対策として、上述の「学生指導ハンドブック」の活用を徹底し、全教職員あげて取り組んでいる。留年者の多くは修得単位不足による卒業要件不足であり、担任教員を中心に、専任教員が学科会議等を通じて連絡を密にし、卒業に向けた単位修得の計画的な学修指導を行っている。

全学的な取組みとしては、毎年6月に本学で保護者対象の別府大学懇談会【資料 2-3-7】を実施し、学修や進路に関して保護者等との面談を行い、7月には九州各県の主要都市を中心に地方会場での別府大学懇談会を実施している。

2) オフィスアワー

これまでも、学生の諸相談に対応するため研究室を開放してきたが、平成21(2009)年度からは学生支援をさらに充実させるため、午前1コマ・午後1コマの週2回(1コマ90分)のオフィスアワーを制度化した。また、オフィスアワー以外でも時間が空いているときは積極的に相談に応じている。オフィスアワーの対応内容については、「学生生活」に明

記し、学生にも分かり易く知らせている。

学生に対しては、①前・後期講義開始時の担当授業の中で説明、②大学のホームページに掲示、③教務課の掲示版に一覧を掲示、④各研究室前に対応時間を掲示、⑤シラバス検索の教員情報（研究者総覧）の欄に明示して周知を図っている。【資料 2-3-8】

3) TA (Teaching Assistant) 等の活用

TA については、大学院生の教育指導に関する実習の機会として制度が整備されている。大学院博士後期課程の院生は博士前期課程の院生や学部学生に、博士前期・修士課程の院生は学部学生に対し、教材作成、授業補助、実技等の指導を行っている。具体例としては、日本語・日本文学専攻では「国語学概論」等の講義系や演習系の科目、歴史学専攻では「日本史特講 2」「世界史特講 1」等の講義系の科目、文化財学専攻では「文化財保存科学演習」等の演習科目、臨床心理学専攻では「心理学実験演習 I」等の実験・演習科目、食物栄養学専攻では「基礎栄養学実験」等の実験科目において TA を活用している。特に、実験・実習科目のある学科では、実技的な対応能力が身につくよう、支援の体制を整えている。【資料 2-3-9】

4) 留年者への対応

過去 5 年間の留年者数の推移は、表 2-3-1 の通りである。各学科に担任教員を置き、通年及び学期ごとに修学指導と生活指導に目を配っている。近年、大学全体としては漸減傾向にはあるものの、成績不振（単位修得不足）で留年するものが多くみられる。成績不振以外の留年の理由としては、経済的理由、身体疾患、心身耗弱などがあげられる。わずかの単位不足で留年する学生も含まれており、引き続き指導の強化を図っている。

表 2-3-1 留年者数（過去 5 年間）

学部	学科	H20	H21	H22	H23	H24
文学部	国文学科	13	11	11	8	9
	英文学科	4	2	3	0	2
	史学科	14	16	17	17	10
	芸術文化学科	6	15	3	3	6
	文化財学科	16	8	13	5	3
	人間関係学科	14	19	15	8	10
	文学部 計	67	71	62	41	40
食物栄養科学部	食物栄養学科	3	0	1	3	4
	食物バイオ学科	*	*	2	5	2
	食物栄養科学部 計	3	0	3	8	6
合計		70	71	65	49	46

5) 休学者への対応

年度ごとの各学部の休学者数は、表 2-3-2 のとおりである。文学部では減少傾向にあるが、食物栄養科学部と国際経営学部では増加傾向にある。大学全体としては横ばいである。心身に問題を抱える学生に対しては、入学前、若しくは入学直後などできるだけ早い時期に把握して、学科及び健康相談室、学生相談室と連携し対応を講じている。休学者に関しては、担任教員を中心に保護者と連絡を取りつつ、必要に応じて三者面談を行うなど相談に応じている。場合によっては学生相談室・医療機関と連携をとり、復学に向けてサポートを行っている。

別府大学

表 2-3-2 休学者数及び休学理由（過去3年間）

学部	年度	一身上の理由	家庭の事情	経済的理由	心神耗弱	身体疾患	兵役	留学	その他	計
文学部	H21	4			5	1	1			11
	H22	3		1	3	2				9
	H23	1			4			1		6
食物栄養科学部	H21				1	1				2
	H22				2	1				3
	H23				2		1			3
国際経営学部	H21								1	1
	H22	2					1			3
	H23	2			1	2				5
大学全体	H21	4	0	0	6	2	1	0	1	14
	H22	5	0	1	5	3	1	0	0	15
	H23	3	0	0	7	2	1	1	0	14

6) 退学者への対応

年度ごとの理由別中途退学者数と学科別に見た中途退学者数及び中途退学率は、表 2-3-3 及び表 2-3-4 のとおりである。【資料 2-3-10～2-3-12】平成 21(2009)年に「導入演習」「基礎演習」などの初年次教育を導入し、高校教育から大学教育にスムーズに移行できるよう対策をとった結果、一旦は減少傾向に転じたが、平成 23(2011)年度は再び増加した。理由は、修学意欲の低下、進路変更（他の教育機関・就職・その他）、経済的理由などが多くを占めている。休学及び中途退学者については、できるだけ数を減らすため、平成 22(2010)年度より「退学・休学等相談カルテ」【資料 2-3-13】を運用し、担任教員が個別対応を行い、細かな指導経過と対応状況を記録し学科会議に諮っている。

表 2-3-3 理由別の中途退学者数（平成 19 年～23 年）

退学等の理由	H19	H20	H21	H22	H23	計
修学意欲の低下	23	16	13	15	24	91
進路変更(他の教育機関)	8	12	8	16	15	59
進路変更(就職)	9	5	7	9	13	43
経済的理由	10	19	14	16	13	72
学力不足	0	1	1	1	1	4
身体疾患	2	4	2	3	6	17
心身耗弱	9	3	5	7	7	31
海外留学	1	0	0	0	0	1
一身上の理由	21	11	11	9	8	60
家庭の事情	3	6	3	4	7	23
除籍(学則第 39 条)	7	6	7	2	7	29
進路変更(その他)	25	14	6	5	13	63
死亡	0	1	0	0	0	1
懲戒退学	1	0	0	0	0	1
計	119	98	77	87	114	495

表 2-3-4 学科別に見た中途退学者と中途退学率（平成 19 年－23 年）

学 科	中退者数(A)	在籍者計(B)	中退者(A/B)
国際言語・文化学科(旧学科含む)	169	3,225	5.2%
史学・文化財学科(旧学科含む)	149	3,318	4.5%
人間関係学科	86	1,737	5.0%
食物栄養学科	36	1,484	2.4%
発酵食品学科(食物バイオ学科含む)	13	441	2.9%
国際経営学科	42	593	7.1%
計	495	10,798	4.6%

7) 留学生に対する学修支援

留学生に対する日本語の学修支援については、旧文学部国文学科日本語課程を前身に、平成 21(2009)年に設置した日本語教育研究センター【資料 2-3-14】が担っている。本学に入学した留学生は初年次の半期（前期もしくは後期）に日本語を集中的に学べるよう各学科と連携を取りつつ授業支援を行っている。授業は、プレイスメントテストの結果によって習熟度別にクラス分けし【資料 2-3-15】、能力に応じた日本語教育が受けられるように配慮している。加えて、日本語能力試験等の受験に向けた支援も手厚く行っている。

また、平成 23(2011)年度からは、3 年次生以上を対象とした就職に有利なビジネス日本語科目群を開講している。

8) 学修支援及び授業支援に対する学生の意見等を汲み上げる仕組み

各学科において担任制度を取り入れ、少人数教育・個別指導に努めるなど、きめ細かい指導を心がける中で、日常から学生の意見等を汲み上げている。平成 21(2009)年度には、学生の意見を把握するため、全学生を対象に「充実した楽しい学生生活を送るための満足度調査」（以下「学生満足度調査」という）を実施した。【資料 2-3-16】分析の結果は、各学科にフィードバックして改善に生かす【資料 2-3-17】とともに、分析データは学生課前に情報資料コーナーと情報閲覧コーナーを設け、常時閲覧できるようにしている。改善内容については学生満足度調査専用の掲示板で周知を図っている。【資料 2-3-18】

また、大学院を含む全学で授業評価アンケートを実施しており、このアンケートの自由記述欄が学修及び授業支援に対する意見等を把握する仕組みのひとつになっている。平成 24(2012)年度からは、毎回の授業の中で学生の意見等を聞き出し、直ぐに授業改善等に反映させるよう「ミニツツペーパー」を導入した。【資料 2-3-19】さらに、各学科には研究会活動を中心に、教員と学生が日常的に接することにより、学生の考えや意見を常に聞くことができるようになってきている。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

全学的な学修及び授業支援については、教員のみならず上級生を積極的に登用し、チューデントアシスタントとして養成し学修相談を充実させる。組織的な対応としては、教職協働に加え TA を組み込んだ学修相談センターの開設を目指して取り組む。

留学者、休学者、中途退学者については、修得単位不足に起因している場合が多いので、学修相談センターを核に、担任教員や専任教員を含めた学修及び授業支援を一層強化し、減少を目指す。

学生の意見等を汲み上げる仕組みについては、「学生満足度調査」を今後も実施するとと

もに、学生が大学に対し自由に意見や提案を寄せられるよう、目安箱（意見箱）を設置する。また、スポーツ振興会、文化会等の学生団体と学長との意見交換会、一般学生を対象とした学長と学生の懇談会等を実施し、直接意見・要望を聴く仕組みを充実する。

心身に問題を抱えた学生の増加に対しては、担任教員等のきめ細かな指導の中で早期対応に努め、学生相談室での相談、必要に応じて医療機関等と連携するなど、学生の回復を第一に考え、適切な指導・相談を行う。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1) 学士課程

◆単位の認定、学修達成度の基準と成績の評価

本学では、単位認定試験（以下「試験」という）を学期末に期間を定めて実施している。その成績評価は、授業科目の試験による成績を0点から100点の範囲において表2-4-1のとおり5段階で評価し、「C」評価（60～69点）以上を合格として単位を認定している。また、試験は筆記によるものを原則としているが、研究報告・論文等を試験に代えることもでき、試験の点数は、表2-4-2の学修達成度の判定基準に基づき評価している。

表 2-4-1 評価点数に対する評語及び単位の認定

評価基準	左に対応する評価	単位認定
90～100点	AA	合格
80～89点	A	
70～79点	B	
60～69点	C	
59点以下	F	不合格

表 2-4-2 学修達成度の判定基準

点数	評語	単位認定	左に対応する学修達成度の判定基準
90～100点	AA	合格	授業科目の内容を極めて良く理解しており、試験において特に優れた成績（達成レベル）を示したので、合格に値する。
80～89点	A		授業科目の内容を良く理解しており、試験において優れた成績（達成レベル）を示したので、合格に値する。
70～79点	B		授業科目の内容を標準的なレベルで理解しており、試験において妥当と認められる成績（達成レベル）を示したので、合格に値する。
60～69点	C		授業科目の内容は理解でき、試験において合格と認められる最低限度の成績（達成レベル）を示したので、合格とする。
59点以下	F	不合格	試験において合格と認められる「C」に達する最低限の成績（達成レベル）を示さなかった。

◆進級

本学の各学部では、進級制度は、設けていない。

◆卒業要件と卒業認定

学習成果の評価は、学修達成度の判定基準により適切に評価され、GPA により学修の状態が明確になり、各教員が成績評価基準を共有することによって、適切な成績評価を行うことができる。その結果、それぞれの学部・学科が定める学位授与の方針に沿った学習成果を修めた者は、卒業が認定され、学位が授与される。また、学生の卒業、学位の授与の審査は、それぞれの学部教授会で審議され、適切に処理されている。

文学部、食物栄養科学部及び国際経営学部の卒業の要件は、表 2-4-3 に示すように科目区分により定められた単位数を修得して合計 124 単位以上を修得することとしている。このことは、別府大学学則第 43 条に「別に定める履修規程により、124 単位以上を修得することとする」と規定している。履修規程は、「文学部学科履修規程」「食物栄養科学部学科履修規程」及び「国際経営学部学科履修規程」（以下「履修規程」という）【資料 2-4-1】を制定し、学生便覧である「学生生活」に掲載して学生への周知を図っている。さらに、学科別の詳細な授業科目や修得しなければならない単位数は、履修規程別表に明示している。【資料 2-4-2】学生はこの別表に従って、卒業までの履修計画を立て、毎年度初めに当該年度の履修科目を登録することになっている。また、学生は前学期の単位の修得状況によって、後学期の所定の期間に履修登録科目を変更できるよう配慮している。履修科目として登録することのできる年次別の単位数の上限は、履修規程第 7 条に規定している。前期又は後期において履修登録できる教養科目及び専門科目の単位数は、各年次ともに各学期 24 単位までとし、編入学、再入学、転入学及び転学部等をした者には適用しないこととしている。

卒業の認定及び学位の授与は、学則で定める期間在学したうえで、所定の単位を修得して卒業の要件を備えた者について、学科の判定会議、学部の教授会の審議を経て、学長が卒業を認定し、学位規程に定める学士の学位を授与する。

表 2-4-3 卒業に必要な単位数（学部）

学部 学科	文学部	食物栄養科学部	国際経営学部
	国際言語・文化学科 史学・文化財学科 人間関係学科	食物栄養学科 発酵食品学科	国際経営学科
修得 すべき 科目区分			
教養科目	40 単位以上	24 単位以上	40 単位以上
専門科目	60 単位以上	84 単位以上	60 単位以上
教養科目又は専門科目	24 単位以上	16 単位以上	24 単位以上
合 計	124 単位以上		

◆編入学者の単位認定

本学に編入学した者の既修得単位の認定にあたっては、前在籍大学・短期大学等の成績評価表に基づき、本学の教育課程との整合性を教務委員会で審査したうえで、62 単位を上限として認定している。また、外国の大学等出身者についても同様に、本学の教育課程との整合性を審査したうえで、62 単位を上限として認定している。認定した単位の成績証明

書における評価は「認定」である。【資料 2-4-3】

◆他の大学又は短期大学における授業科目の履修に係る単位認定

本学における単位認定は、学則の規定のほか、「他の大学又は短期大学における授業科目の履修等に関する規程」【資料 2-4-4】に基づいて実施している。この規程による単位認定は、本学において教育上有益と認め、かつ、当該大学又は短期大学との協議が成立している場合に、本人の申請に基づいて教務委員会が審査を行い、教授会の議を経て、30 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を認定している。ただし、食物栄養学部食物栄養学科においては、厚生労働省通知「栄養士養成施設指導要領」により、個々の既修の学習内容を評価し、栄養士法施行規則第 9 条第 1 号に規定された教育内容に該当するものと認められるときに認定している。認定した単位の成績証明書における評価は「認定」である。

◆大学以外の教育施設等における学修の単位認定

本学における単位認定は、学則の規定のほか、「大学以外の教育施設等における学修の単位認定に関する規程」【資料 2-4-5】を定め、本人の申請に基づき教務委員会で審査を行い、教授会の議を経て認定している。この場合、教養科目、専門科目若しくはその他の科目とし、本学における授業科目の履修により修得したものとみなす他の大学又は短期大学の授業科目の履修に係る認定単位数と合わせて、30 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修とみなし、単位認定を行うことにしている。ただし、食物栄養学部食物栄養学科における専門基礎科目及び専門科目の単位の認定は、厚生労働省通知「栄養士養成施設指導要領」により、個々の既修の学習内容を評価し、栄養士法施行規則第 9 条第 1 号に規定された教育内容に該当するものと認められるときに認定している。認定した単位の成績証明書における評価は「認定」である。

◆入学前の既修得単位の認定

本学における単位認定は、学則の規定のほか、「入学前の既修得単位等の認定に関する規程」【資料 2-4-6】を定め、本人の申請に基づき教務委員会で審査を行い、教授会の議を経て認定している。単位の認定は、教養科目又は専門科目とし、30 単位を超えない範囲内（入学前に本学において科目等履修生として修得した単位を除く）で行っている。ただし、既修得単位の認定は、教養科目にあつては、本学で開設されている授業科目に相当すると認められる場合、その他の科目にあつては同一授業科目若しくは授業内容が同一のものである場合に限り、本学で開設されている授業科目及び単位数で認定している。ただし、認定しようとする単位数が本学の授業科目の単位数に満たない場合は認定しないこととしている。また、食物栄養学部食物栄養学科における専門基礎科目及び専門科目の単位の認定は、厚生労働省通知「栄養士養成施設指導要領」により、個々の既修の学習内容を評価し、栄養士法施行規則第 9 条第 1 号に規定された教育内容に該当するものと認められるときに認定することとしている。食品衛生管理者・食品衛生監視員任用資格に係る授業科目及び単位は、厚生労働大臣から食品衛生管理者・食品衛生監視員養成施設として登録を受けている養成施設において履修した授業科目及び単位のみ認定することとしている。なお、単位の認定に伴い、修業年限の短縮は行っていない。認定した単位の成績証明書における評価は「認定」である。

◆科目等履修生

科目等履修生の受入れは、学則に定めるほか「科目等履修生規程」【資料 2-4-7】を定め、選考のうえ、教授会の議を経て学長が入学を許可している。入学資格は、学則に定める大学の入学資格を有する者のほか、教育交流に関する協定書を締結している高等学校の生徒のうち、当該高等学校長の許可を受けた者も受け入れることができることとしている。単位認定試験において合格した授業科目の単位は、教授会において認定し、当該履修生に単位修得証明書を発行している。なお、高等学校との教育交流に関する協定書を締結している高等学校は、明豊高等学校 1 校【資料 2-4-8】である。

◆研究生

研究生の受入れは、学則に定めるほか「研究生規程」を定め、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者で本学において特定の専門事項について研究することを志願する者について、選考のうえ、教授会の議を経て研究生として学長が入学を許可している。研究生が研究を修了したときは、研究報告を提出させ、相当の成果をおさめたと認められたときは、教授会の議を経て学長が研究証明書を発行している。【資料 2-4-9】

◆履修証明書が交付できる特別の課程

学校教育法第 105 条に規定する履修証明書を交付できる特別の課程は編成していない。

◆GPA 制度

本学では、中央教育審議会の「学士課程教育の構築に向けて（答申）」で、「GPA をはじめとする客観的な評価システムを導入し、組織的に学修の評価に当たっていくことが強く求められる」「GPA も、学生へのきめ細かな履修指導や学習支援の実施、評価機会の複数化と一体的に運用し、学習成果の効果的な達成を促すことに意義がある」と指摘されていることを踏まえて、学生の学習指導等に資するため、平成 23(2011)年度から GPA（学業評価指数=Grade Point Average）制度を導入した。【資料 2-4-10】

本学では、当該授業科目の成績点から 55 を控除して得た点数を 10 で除した値 [(成績点 - 55) / 10] を GP（成績評価係数=Grade Point）として、GPA を算出する。この算出方法は、成績点の 1 点ごとに GP が計算できるので、例えば 90 点の評価を受けた者と 99 点の評価を受けた者の GP が厳密に計算され、公平性が保たれている。成績標語、成績点に対応する GP は、表 2-4-4 のとおりとしている。GPA は、学期及び通算の 2 種類を算出しており、各学期はじめに成績通知書によって学生に通知している。なお、各学期の履修変更期間とは別に履修の取り消し期間を設定することで、GPA の算出に厳密性を持たせている。

さらに、学習面、生活面で問題を早期に発見するため、学期ごと算出する学期 GPA により表 2-4-5 の目安を参考にして、その値が 1.0 以下の学生に対して担任教員が修学指導を行うなど学生指導に資することとしている。

表 2-4-4 成績評語、成績点に対応する GP

成績標語	成績点	GP
AA	90~100	3.5~4.5
A	80~89	2.5~3.4
B	70~79	1.5~2.4
C	60~69	0.5~1.4
F	0~59	0.0
欠席	—	0.0
失格	—	0.0

別府大学

表 2-4-5 GPA に対する学習指導等の目安

GPA	評価の状況	学修の状態
3.01～4.50	AA～A 評価を平均的に修得	授業科目の内容を良く理解しており、試験において優れた成績を修めている。非常に優秀。特に問題はない。
2.01～3.00	A～B 評価を平均的に修得	授業科目の内容を標準的なレベルで理解しており、試験において標準的な成績を修めている。問題はないが、学期ごとに下がっている場合は注意が必要である。
1.01～2.00	B～C 評価を平均的に修得	授業科目の内容は理解でき、試験において合格と認められる低いレベルの成績を修めている。本人の学修姿勢によっては、急激に不合格科目が増えることもあるので、注意が必要。
0.00～1.00	不合格科目、失格、欠席が多い	授業科目の内容は理解できているが、試験において最低限度の成績を修めている。学習面、生活面で問題を抱えている場合が多く、学修状況や生活面での指導が必要になる。

◆シラバス

学生に示すシラバスには、授業の概要、到達目標、授業計画はもとより評価方法及び評価基準を明示するとともに、準備学習を含む授業時間外における学習（予習・復習）についてもアドバイスして学修効果を高めるようにしている。また、シラバスは、Web サイトにおいて一般に公開している。【資料 2-4-11】

2) 大学院

◆修了要件と修了認定

本学の定める学位授与の方針に基づき、文学研究科博士前期課程及び修士課程並びに食物栄養科学研究科修士課程（以下「修士課程」という）の修了要件は、別府大学大学院学則第 38 条で「当該課程に 2 年以上在学し、専攻の授業科目について所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文の審査及び最終試験に合格した者をもってその課程を修了したものとす」と規定している。【資料 2-4-12】さらに、「別府大学大学院文学研究科、食物栄養科学研究科履修規程」（以下「大学院履修規程」という）【資料 2-4-13】で修得しなければならない単位は、表 2-4-6 に示すとおり各専攻区分に従い 32 単位以上を修得することを規定している。単位の認定方法は、筆記試験、口頭試験または研究報告によって評価される。その成績評価は、試験等による成績を 0 点から 100 点の範囲において表 2-4-7 のとおり 5 段階で評価し、「C」評価（60～69 点）以上を合格として単位を認定している。

表 2-4-6 博士前期課程、修士課程の専攻ごとの単位修得方法

<文学研究科>

区分	歴史学専攻博士前期課程
選択	特殊研究 2 科目 8 単位以上
	演習 同一科目 8 単位以上
	テーマ研究 2 科目 8 単位以上
「演習」を除く科目について、他専攻の科目を担当教員の許可を得て履修することができる。他専攻の科目を履修し、取得した単位については 12 単位まで認める。取得した単位は修了要件の総単位（32 単位以上）に含めることができる。	
区分	日本語・日本文学専攻博士前期課程

別府大学

選択	日本文学、日本語学（演習を除く） 12 単位以上 演習 同一科目 8 単位以上
他専攻の科目を、担当教員の許可を得て履修することができる。許可を受けて履修し、取得した単位については 12 単位まで認める。取得した単位は修了要件の総単位（32 単位以上）に含めることができる。	
区分	文化財学専攻博士前期課程
選択	特殊研究 2 科目 8 単位以上 演習 同一科目 8 単位以上 テーマ研究 2 科目 8 単位以上
「演習」を除く科目について、他専攻の科目を担当教員の許可を得て履修することができる。他専攻の科目を履修し、取得した単位については 12 単位まで認める。取得した単位は修了要件の総単位（32 単位以上）に含めることができる。	
区分	臨床心理学専攻修士課程
必修	10 科目 20 単位
選択	A から E の各群から 2 単位以上 計 12 単位以上
他専攻の科目を、担当教員の許可を受けて履修し、取得した単位については 12 単位まで認める。取得した単位は修了要件の総単位（32 単位以上）に含めることができる。	
<食物栄養科学研究科>	
区分	食物栄養学専攻修士課程
必修	領域共通科目 4 単位、 テーマ研究 14 単位
選択	食品栄養科学領域、基礎栄養科学領域、実践栄養科学領域、発酵食品科学領域の領域から、選択した研究領域から 6 単位、その他から 8 単位以上、計 14 単位以上

表 2-4-7 成績の評価

<大学院文学研究科、食物栄養科学研究科>

評価基準	左に対応する評価	単位認定
90～100 点	AA	合格
80～89 点	A	
70～79 点	B	
60～69 点	C	
59 点以下	F	不合格

また、文学研究科博士後期課程の修了要件は、「本学大学院に 5 年（修士課程又は博士前期課程を修了した者にあつては、当該課程における 2 年の在学期間を含む）以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文の審査及び最終試験に合格した者をもって、その課程を修了したものとする」と規定している。大学院履修規程で修得しなければならない単位は、表 2-4-8 に示すとおり各専攻区分に従い 12 単位以上を修得することを規定している。

表 2-4-8 博士後期課程の単位修得方法

区分	歴史学専攻博士後期課程 日本語・日本文学専攻博士後期課程 文化財学専攻博士後期課程
選択	特殊研究 同一科目 12 単位

◆学位論文の作成、提出

修士の学位論文は、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等を担

うための卓越した能力を有することを立証するに足るものである。博士の学位論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度の専門性が求められる社会の多様な方面で活躍し得る高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有することを立証するに足るものでなければならない。そのため、学位論文は、在学中に専攻科目の指導教授の指導を受け、研究を重ねながら作成するものとしている。

学位論文の提出資格、審査の方法、学力の確認等は「別府大学学位規程」【資料 2-4-14】において、修士論文は「修士課程（博士前期課程）に1年以上在学し、所定の授業科目について必修・選択あわせて20単位以上を修得している者」と規定し、また、博士の学位論文を提出できる者は、「博士後期課程に1年以上在学し、既に所定の単位を修得した者又は論文審査終了までに修得する見込みのある者」としている。さらに、提出する学位論文は「修士論文提出要領」、「博士論文提出要領」【資料 2-4-15】に基づいて、作成、提出される。

◆学位論文の審査と最終試験

提出された学位論文は、大学院委員長（学長）及び研究科長によって研究科委員会に審査を付託し、指導教員を主査とし、別に副査を定め、当該研究科委員会の議を経て主査、副査を含む審査委員会を設けて審査する。審査委員会は、論文の審査及び提出論文を中心として専攻分野について精深な学識と研究能力を確認するため口述又は筆記によって最終試験（原則公開）を行うものとしている。博士論文は、「博士論文審査取扱規則」及び「大学院博士後期課程の博士論文の審査に関する内規」【資料 2-4-16】に基づいて、審査している。

以上の審査結果が大学院各研究科委員会に報告され、これを審議し、修了判定を行う。なお、審査が終了し、合格と認定された論文は、修士論文はそのタイトル・概要、博士論文はその全文を大学のホームページ（附属図書館資料検索ページ）を通じて公開している。

◆科目等履修生

科目等履修生の受入れは、大学院学則のほか「別府大学大学院科目等履修生規程」【資料 2-4-17】を定め、大学院入学資格のある志願者を当該研究科において選考し、学長が入学を許可している。履修を認められた授業科目については、単位認定試験を課し、合格した者には研究科委員会の議を経て所定の単位を認定し、願い出により成績証明書及び単位修得証明書を交付している。

◆研究生

研究生の受入れは、大学院学則のほか「大学院研究生規程」【資料 2-4-18】を定め、修士課程を修了した者又は研究科委員会においてこれと同等以上の学力があると認められる志願者を研究科委員会で選考し、学長が入学を許可している。研究生が研究を修了したときは、研究報告を提出させ、相当の成果を修めたと認められたときは、研究科委員会の議を経て学長が研究証明書を発行している。

(3) 2-4の改善・向上方策（将来計画）

1) 学士課程

各教員が成績評価基準を共有して学修達成度を適切に評価し、単位を認定するとともに、学部・学科が定める学位授与の方針に沿った学習成果を修め卒業要件を満たした者について

ては、教授会で審議して卒業を認定している。従って、直ちに改善・向上方策を採らねばならない状況にはないが、今後も随時点検を行い、必要に応じて改善を図っていく。また、GPA 制度は平成 23(2011)年度に導入したばかりなので、成績評価と GPA の関係を精査して教育成果を適切に把握できるよう更に検討していく。

2) 大学院

単位の認定、学位論文の審査は適正に行われ、本学の定める学位授与の方針に基づき修了が認定されており、直ちに改善・向上方策を採らねばならない状況にはないが、今後も随時点検を行い、必要に応じて改善を図っていく。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5 の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

大学は、教育課程の内外を通して、社会人や職業人として自立できる能力を学生に身につけさせなければならない。そういった観点から、本学では、教育課程内及び教育課程外において様々なキャリア支援・就職支援策を展開している。

キャリア支援の全学的な体制としては、学長補佐（就職担当）を委員長とする就職委員会【資料 2-5-1】を組織している。委員会は各学科から選出された教員及び学生事務部長、キャリア支援課長等で構成され、毎月定例会議を開催し、学生の就職・進学指導等に関する事項について協議している。さらに、教職・学芸員・司書・社会福祉士・精神保健福祉士・管理栄養士等の資格を生かした専門職への就職希望者、あるいは大学院進学希望者に対する指導・助言は、それぞれ学生が所属する学科等の教員が中心となって行っている。

また、キャリア支援を行う組織としてキャリア支援センター【資料 2-5-2】を設置している。これは、平成 14(2002)年度に開設した進路情報センターを平成 23(2011)年度に改称・充実したもので、センター長 1 人、副センター長 2 人、キャリア支援課職員 3 人（うち非常勤 1 人）を配置し、学生からの日常の就職相談、採用情報の提供、キャリア支援に関する各種事業などを行っている。副センター長 1 人と非常勤のキャリア支援課職員 1 人はキャリアカウンセラーの資格を有している。

更に、教職員一人ひとりの就職支援に関する意識を高めるため FD 研修会を実施しており、平成 23(2011)年度はキャリア支援センター主導で 2 回実施した。【資料 2-5-3】

1) 教育課程内の取り組み

教育課程の中では、文学部および国際経営学部の教養科目において、1 年次に「キャリア教育Ⅰ」「社会生活概論」、2・3 年次には「インターンシップⅠ・Ⅱ」、3 年次には「キャリア教育Ⅱ」のキャリア支援科目を開講し、入学時から本格的な進路決定に入る 3 年次ま

で体系的なキャリア教育を実施している。【資料 2-5-4】

1 年次の「キャリア教育Ⅰ」では、働くことの意義や自らが課題解決をしつつ将来の進路について考えるための講義や自己分析、将来設計について考える講義を行っている。また、県内外の企業で活躍している経済人や公務員、さらに企業の人事担当者などを外部講師として招き、企業研究や職業観の醸成に生かしている。また、「社会生活概論」では、社会人としてどのように生きるかを考える機会となるよう、「大学生活とキャリアデザイン」「ボランティア活動への参加」「メンタルヘルス」など幅広いジャンルの講義を取り入れている。

2・3 年次の「インターンシップⅠ・Ⅱ」は、それまでの学修をもとに、実際に就業体験をすることによって、更に就職に向けた意識啓発や職業人意識の醸成を目指して実施している。講義の中では、インターンシップの意義・目的、実施に必要な事務手続きやビジネスマナーを学び、夏期休業中に 5～10 日の期間で企業等における実習・就業体験を行っている。

3 年次の「キャリア教育Ⅱ」は、実際に就職活動をするにあたり、必要な知識や技能を身につけさせるための科目で、自己PRの方法、エントリーシートや履歴書の作成方法、面接試験の受け方など、就職に関する全般的な指導を、より実践的に学ぶものである。

このほか、文学部人間関係学科では、社会福祉士の資格を取るため「相談援助実習Ⅰ・Ⅱ」において 2、3 年次生対象に 23 日間（180 時間）、社会福祉施設等における現場実習を実施している。また、精神保健福祉士の資格についても、「精神保健福祉援助実習Ⅰ・Ⅱ」において 3 年次生対象に 23 日間（180 時間）、精神保健福祉施設等において現場実習を実施している。【資料 2-5-5】

また、食物栄養科学部食物栄養学科では、臨地実習科目として「公衆栄養学実習Ⅱ」「給食経営管理実習Ⅱ」「臨床栄養学実習Ⅱ」を置き、3 年次生対象に 10 月～12 月又は 2 月～3 月の 4 週間、保健所等（1 週間）や病院・福祉施設等（3 週間）において栄養士・管理栄養士としての実務体験を行っている。発酵食品学科においても「臨地実習Ⅰ・Ⅱ」を置き、3 年次生対象に醸造会社や食品製造会社において 3 週間の実習を行っている。【資料 2-5-6】

2) 教育課程外の取り組み

キャリア支援センターでは、教育課程外のキャリア支援の取組みとして、企業・団体のパンフレット、求人情報などの就職や進学に関する豊富な情報を収集・提供している。学生への個別の情報提供としては、「キャリア支援ニュース」（毎月 2 回）【資料 2-5-7】を発行するとともに、各年度初めには、3 年次生に「就活ハンドブック」【資料 2-5-8】を各自に配布している。また、キャリア支援センターでは、キャリアカウンセラーの資格を有する教職員を中心に、学生の相談や履歴書、エントリーシートの添削、模擬面接などの具体的な支援をはじめ、センター職員が就職相談等に応じている。平成 23(2011)年度の相談件数は 970 件であった。

このような日常の活動のほか、センターでは次のようなサポート事業を展開している。

①各種就職支援対策講座の開講

学生の学力および社会人基礎力の向上を目的に、教育課程外の各種の就職支援対策講座を実施している。平成 23(2011)年度は、公務員志望者には「基礎力養成」と「実践力養成」

の各講座を、民間企業志望者には「数的リテラシー・言語リテラシー」と「常識問題・SPI対策」などの各種講座を実施した。さらに、管理栄養士や社会福祉士、精神保健福祉士など国家資格の受験対策講座を、学科と連携して実施した。開始時期や、対象学年の検討など、環境の整備や改善を行い、今後に向けて各講座を充実させていく。また、女子学生向けに「メイクアップ講座」も実施した。なお、本センターの講座以外にも、教職志望の学生に対する「教員採用試験対策講座」などが行われている。【資料 2-5-9】

②就職オリエンテーションの実施

学生の就職に対する意識を高め、実際の就職活動に向けて取り組むべきことを理解させるため、就職オリエンテーションを実施している。平成 23(2011)年度は、3 年次に 3 回、4 年次に 1 回の計 4 回実施した。3 年次 6 月の第 1 回目は、就職状況の現状を理解するため、本学の就職状況と卒業生の体験発表、今後の学業・生活面などへの取組みを中心に実施した。10 月の第 2 回目は、4 年次生の就職活動体験発表を中心に実施した。11 月の第 3 回目は、企業訪問、セミナーでの立ち居振る舞いや、マナーについての指導を中心に行った。4 年次 4 月の第 4 回目では、これからの本番に向けて、就職活動がスムーズに展開できるよう確認と指導及び激励を行った。【資料 2-5-10】

③学内合同企業等説明会の開催、および学外企業説明会への参加

学生と企業との面談の機会を増やし、企業・業界研究、自己表現や面接等の訓練に資することを目的に学内合同企業等説明会を実施している。実際の採用担当者と面談することで、現状とこれから取り組むべき課題が確認できている。学内合同企業等説明会は平成 12(2000)年度から開始し、平成 23(2011)年度は県内の優良企業を中心に 80 社の参加があった。福岡地区での大規模な合同企業説明会には、年 2 回の参加（各バス 5 台程度）を実施した。参加学生は、各ブースを訪問することで、就職活動の状況を知り、本番同様の緊張が体験でき、大変参考になったとの評価を得ている。【資料 2-5-11】

④進路懇談会の開催

学生の就職活動や本学のキャリア教育について保護者の理解と協力を求めることを目的として、3 年次生の保護者を対象に、例年 10 月に進路懇談会を実施している。平成 23(2011)年度は、本学会場では、保護者と学生、教員による三者面談を中心に、また県外 3 会場（福岡、熊本、宮崎）では、保護者と学科担当教員による個別面談会をそれぞれ実施した。参加した保護者からは、教員と直接に話す機会を得て、具体的な相談や指導が受けられたと好評であった。【資料 2-5-12】

⑤就職未決定者に対する就職相談会の開催

4 年次生で就職が決まっていない学生を対象に、例年 10 月に就職未決定者に対する就職相談会を実施している。外部講師を招聘して個人面談および求人などの説明を受けた。また、ハローワークによる出張相談会も実施している。新たな情報により、受験可能な企業等にエントリーする学生も見られた。【資料 2-5-13】

⑥4 年次生を活用した就活アドバイザー制度

就職が内定している 4 年次生を就活アドバイザーとして活用し、3 年次生に「身近で具体的な就職活動例から学ぶ」ことを目的に就活アドバイザー制度を設けている。平成 23(2011)年度は、6 人の 4 年次生がアドバイザーになって 2 月から実施したが、平成 24(2012)年度は 12 月から実施することとしている。【資料 2-5-14】

⑦留学生の就職支援

留学生の就職支援として、キャリア支援センターに留学生コーナーを設けて必要な情報を提供するとともに、キャリアカウンセラーによる就職支援のための面談を行っている。また、大分県と大学コンソーシアムおおいたが主催する「企業と留学生の交流フェア」に希望する留学生を参加させて就職を支援している。【資料 2-5-14】

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

すべての教員が、社会的・職業的自立に必要な基盤的能力を学生に身につけさせるという意識を持って授業を行い、大学全体が一丸となって学生の就職に向けて取り組むことが重要である。このため、「教育研究発展計画」に基づき、教育課程内の取組みとして、キャリア支援科目をさらに充実するとともに、各学部・学科がそれぞれの教育課程を通じてどのような職業的・社会的自立に必要な能力を学生に身につけさせようとするのか、専門に応じたキャリア教育の在り方を確立し明確化する。また、教育課程外においても、キャリア支援センターの組織・人員を強化し、センターの相談機能と事業内容を充実していくとともに、教職員一人ひとりの意識を向上させていくための研修を進めていく。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6 の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1) 学生の学修状況の把握による教育目的の達成状況の点検・評価

本学では、基準 2-4 で述べたように、学修達成度の判定基準により学習成果を適切に評価するとともに、GPA により学修の状態を明確にし、各教員が成績評価基準を共有することによって、適切な成績評価を行っている。その結果、それぞれの学部・学科が定める学位授与の方針に沿った学習成果を修めた者に対し、卒業を認定し、学位を授与している。

また、学科ごとに担任教員が中心となって個々の学生の学修状況を把握し、問題があるときには個別に指導する体制をとっている。成績発表時には、各学科で、各学年・クラスごとに学生を集め、担任教員が一人ひとりの学生に面談を交えて成績表を手渡している。単位取得状況や学修に関して問題を抱えている学生については、別途、個別の面談を実施して問題解決に向けた指導を行っている。本学では、このような厳密な成績評価と、学生への日常のきめ細かな指導で、個々の学生の学修状況と教育目的への到達状況を把握し、それを学科教員で共有し、学修指導の改善に生かすように努めている。【資料 2-6-1】

2) 授業評価アンケートによる点検とフィードバック

本学では、基準 2-8 で後述するとおり、平成 13(2001)年度から「学生による授業評価ア

ンケート調査」を毎年実施している。アンケートの中では、学生本人の受講姿勢（出席状況、シラバス利用状況、予習・復習状況）及び授業に対する評価（授業内容・授業方法・授業進度・教材の適切性、教員の熱意等）を聞き出すとともに、自由記述（授業の良い点、改善してもらいたい点等）を求めている。このアンケート結果に基づいて、専任教員は「授業改善プラン」を作成している。また、授業方法（板書やパワーポイント、配付資料、学生によるプレゼンテーション、コメントカード、グループディスカッション等）の効果等を分析し、情報を共有している。更に、学部長・学科長に所属教員の評価結果を伝え、学科教員への指導を促している。【資料 2-6-2】このほか、平成 24(2012)年度から、ミニッツペーパーを導入し、毎回の授業の中で学生の意見等を聞き出し、直ぐに授業改善等に反映させている。このような取組みによって、授業及び学修指導を点検し、改善に向けたフィードバックに努めている。【資料 2-6-3】

3) 資格取得状況・就職状況の把握による教育目的の達成状況の点検・評価

本学では教員免許状、学芸員、司書、栄養士免許のほか、社会福祉士、精神保健福祉士、管理栄養士の国家試験受験資格など多くの免許・資格を取得できる教育課程が編成されている。この各免許・資格の取得状況を通じて、教育目的の達成状況を把握し、点検・評価の指標の一つとして活用している。近年の免許・資格等取得者数は表 2-6-1 及び表 2-6-2 に示す通りである。

表 2-6-1 免許・資格等の取得者数（人）

		H21 年度	H22 年度	H23 年度
免許状・資格等 (卒業時)	高等学校教諭一種免許	104	80	68
	中学校教諭一種免許状	55	36	37
	栄養教諭一種免許状	6	11	15
	高等学校教諭専修免許状	4	5	3
	中学校教諭専修免許状	1	2	2
	栄養教諭専修免許状	2	1	—
	司書	98	88	68
	司書教諭	35	28	14
	学芸員	122	87	87
	日本語教員	1	—	—
	文書館専門職	17	9	13

表 2-6-2 社会福祉士、精神保健福祉士、管理栄養士免許の取得者数

		H21 年度	H22 年度	H23 年度
社会福祉士	新卒合格者（人）	7	6	6
	合格率（%）	50.0	40.0	46.2
	全国合格率（%）	27.5	28.1	28.3
精神保健福祉士	新卒合格者（人）	6	5	11
	合格率（%）	50.0	50.0	61.1
	全国合格率（%）	63.3	58.3	62.6
管理栄養士	新卒合格者（人）	32	36	62
	合格率（%）	72.7	72.0	92.5
	全国合格率（%）	32.2	40.5	49.3

例えば、社会福祉士、精神保健福祉士、管理栄養士等の資格取得については、学科ごとに日常の指導や成績評価などの結果を基に、学生の学修上の弱点を明らかにし、特別に課

外授業を設けて弱点を克服するためのさまざまな指導を行っている。食物栄養学科では、専門科目の担当教員どうしが授業内容の検討会を開き、学修上の弱点等を踏まえて、授業改善の方策を協議している。また、定期的に模擬試験を実施し、学生が身につけた力を点検・評価し、さらなる学修指導に役立てている。【資料 2-6-4】

また、就職・進学状況も教育目的の達成状況の点検・評価の指標の一つとして活用している。これらの免許・資格取得状況や就職・進学状況は、各学科やキャリア支援センターの連携のもとに毎年度「別府大学の就職状況」として整理・公表し、教育内容の改善に生かしている。【資料 2-6-5】例えば、教職、学芸員、司書等の資格を生かした専門職への就職希望者、あるいは大学院進学希望者に対しては、それぞれ学生が関係する学科等の教員が中心となって指導、助言を行っている。その結果、教員、公務員、学芸員、司書、栄養士、管理栄養士等の資格を生かした就職を果たす学生は、臨時採用や嘱託職員も含め、例年、百名近くを数える。

4) 各学部・学科、大学院における取組み

i) 文学部

【国際言語・文化学科】

本学科では、免許・資格に係る教科教育の達成度を、学科の専門教育における目標達成の目安と考えている。現在、国語・国文学コースでは、教員免許取得の対策として、学生に授業を模擬実践させる取組み（模擬授業の会）を行っているが、当コースの教員は学生の模擬授業を評価・指導するとともに、それを自らの教育内容にフィードバックさせている。また、英語・英米文学コースにおいては、学生に TOEIC を受験させ、その得点状況をもとに、当コースの教員が学生に個別指導を行うほか、それを自らの教育改善に役立てている。【資料 2-6-6】

【史学・文化財学科】

本学科では、3 年次生を対象にアンケート調査を行い、1・2 年次の経験を含め、授業履修上の問題点を指摘してもらい、その結果を授業改善に役立てている。また、当学科においても教員免許取得のための学生による「模擬授業」を実施しており、当学科の教員は授業についての評価・指導を通して、自らの授業改善をはかっている。【資料 2-6-7】

【人間関係学科】

本学科では、既卒者を招き、在学生を対象に学科教育について語ってもらう機会を設けている。学生による授業評価アンケートの結果や卒業生の声を、各学期に実施する学科 FD 研修会で分析・評価し、授業方法の工夫など学科教育の改善に活かしている。【資料 2-6-8】

ii) 食物栄養科学部

【食物栄養学科】

本学科では、管理栄養士国家試験に合格できる知識や能力を身に付けさせるために、担当教員たちで作成した模擬試験を定期的実施して学生の実力を把握している。模擬試験の結果は、過去の模擬試験結果も含め個人成績一覧票にして個々の学生に返却し、自分の弱点とする分野や科目を把握させるようにしている。教員も模擬試験の結果から設問ごとの正解率を分析し、学生たちが苦手としている問題を把握し、授業の改善に繋いでいる。オープンキャンパスや公開講座などで模擬授業を行う際には、他の教員が授業内容や授業

方法について評価し、その結果を本人にフィードバックして授業改善に役立てている。また、個々の教員が独自に、記名や無記名で授業内容に関するアンケート調査を実施したり、意見を自由に書いてもらい授業改善に役立てたりしているほか、担当科目のレポートや小テスト、試験結果から学生の理解度を判断し、理解が深まっていないと思われる科目については補講や重点項目をまとめた資料を配布するなどして学生の学力向上に活かしている。

【資料 2-6-9】

【発酵食品学科】

本学科では、「分析化学」の講義と「分析化学実験」のように、主要な講義科目に対応する 8 つの学生実験科目があり、講義で説明した重要な項目について、実験を通して理解を深めるシステムを採用している。これらの実験結果については、レポートを提出させ、その内容から学生の理解度を判断している。理解が深まっていないと思われる科目については補講を実施する、説明を補足するなどして、学生が目標とする学力に到達するよう指導している。また、講義の直後に内容の理解できないところ、さらに聞きたいところをミニツッパーパー等を用いて提出させ、次の講義で詳細に説明する方式の授業を行うなどの工夫をしている。【資料 2-6-10】

iii) 国際経営学部国際経営学科

本学科（特に会計・税理士コース）では、簿記を準必修と位置付け、学生に積極的に受講するように指導している。その際、高校時代に既に簿記を学修している学生もいることから、授業は①簿記初心者、②日商簿記 3 級取得済み、③日商簿記 2 級取得済みの 3 クラスに分け、それぞれ①日商簿記 3 級、②日商簿記 2 級、③日商簿記 1 級（税理士基礎）を目指して授業を行っている。学生はこうした授業を受講し、6 月、11 月、2 月に実施される日商簿記検定試験を受験することとなる。その際、不合格者については、担当教員が当該学生の学修状況を把握したうえで、授業時間外に開講している特別講座受講などにより、次回検定試験の合格に向けた個別フォロー体制を敷いている。また、合格者については、本人の希望により上級のクラスに移り、上位資格の取得に向けて学修することが出来るシステムとなっている。本学科では、このように学生の希望するレベルの日商簿記検定試験合格を目指したフィードバック体制をとっている。【資料 2-6-11】

iv) 大学院

大学院は、学生の研究能力を担保することが極めて重要であり、教育目標達成状況については、授業評価アンケートを実施し、その結果を集計・分析することで検証することになっている。また、毎年、入学時に、学生に研究に取り組むべき姿勢を説明するとともに、大学院教育の到達点を示しているが、研究指導を担当する教員は、当該学生の指導の中心となって、履修上の相談に乗り、学生の能力向上に資するよう配慮した教育に努めている。教育方法については、FD 委員会を置き、FD 研修会の開催や授業の相互見学を実施して授業改善等に努めている。【資料 2-6-12】

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、平成 23(2011)年度に教育目的を見直し、「教育研究発展計画」を定めて各学部・学科の教育目標を明確化したが、その達成状況をどのように点検・評価するかは課題として残されている。このため、まず教育目標とそれぞれの授業との関係性について明確にし

ていくこととし、カリキュラムマップの導入を視野に入れて、教育目標達成度の点検・評価を行うシステムの構築に向けて検討を進めていく。また、弱点の明確化とそれを克服するための教育改善活動について、各学科の取組みを促していく仕組みを構築する。

2-7 学生サービス

《2-7の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

(2) 2-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、様々な組織・体制で手厚くきめ細かな学生サービスを展開している。

1) 学生サービス、厚生補導のための組織

学生サービス、厚生補導のための組織として学生委員会を設置し、学生の厚生補導に関する事項について企画、協議し、その執行にあたっている。学生委員会は、学長補佐（学生担当）が委員長となり、3学部から選出された6名の教員及び学生事務部長、学生課長で構成され、定期的（月1回）及び臨時的に開催している。学生の福利厚生と学生生活の充実発展を目的として、様々な学生指導に関する施策等について企画・協議し、原案を作り、重要案件については各学部の教授会で承認を受けて業務を遂行している。また、本学には同一キャンパス内に短期大学が併設されており、合同の学生委員会を開催するなど別府大学短期大学部との連携も図っている。【資料 2-7-1】

学生サービス・厚生補導業務を遂行する事務組織には、学生事務部長のもとに学生課、学生相談室・健康相談室、学生寮（うち留学生寮2寮）があり、それぞれに専任の職員を配置している。【資料 2-7-2】

また、本学には多くの外国人留学生在籍しているため、学長補佐（学生担当）を委員長として大学・短期大学合同の留学生委員会を設置し、外国人留学生の学修及び生活に関する事項について、定期的（月1回）及び臨時的に委員会を開催し、企画・協議のうえ各学科と連携してその執行にあたっている。【資料 2-7-3】

事務組織としては、学生事務部に留学生課を設置し、専任職員が留学生委員会と緊密な連携のもとに、留学生に関する諸事項の処理にあたっている。

2) 生活支援

学生が安定した生活を送り、学修に専念できるように教育寮としての学生寮（ファンヴィレッジ寮・30号館・誠心寮・国際交流会館）【資料 2-7-4】を設置している。各寮には寮監を配置し、「学生寮規程」【資料 2-7-5】に基づいて生活指導を行っている。また、大学周辺の下宿・アパート等の紹介も行っている。下宿・アパート等の経営者に対しては年に

一度、学長、学長補佐等が出席して「下宿等経営者懇談会」【資料 2-7-6】を開き、経営者側からの意見や要望を聞くとともに、大学側からは学生が適切な環境で生活が保障されるように意見を交換している。さらに、社会体験や就業体験に有益なアルバイトについては、本来の学修に支障をきたさない範囲内で行うよう指導し、大学が良好と認めた職種やアルバイト先について紹介を行っている。これらの学生生活に関する支援については、別府大学懇談会で保護者に説明している。

3) 課外活動支援

体育系サークルには統括組織としてスポーツ振興会があり 20 の体育系サークルが加盟している。文化系サークルには文化会という統括組織があり 19 の文化系サークルが加盟している。また、上述の体育系サークルのほか、硬式野球部、男子柔道・女子柔道部、女子剣道部を強化部に指定している。【資料 2-7-7】体育系サークルと強化部は、それぞれ教職員が部長・顧問を務めるなど支援・指導体制を整備している。

課外活動への全体的な指導・支援等は、学生委員会を中心に行い、窓口は学生課が担当している。各サークルの部長・顧問との連絡調整は、学生委員会の決定事項をもとに学長補佐（学生担当）がその対応に当たっている。主な支援は、サークル運営やボランティア活動への指導、活動環境の整備、助成金の支給【資料 2-7-8】であり、学生課が窓口になり学生委員会と連携して適切に支援している。

また、公認サークルではないが、史学・文化財学科の史学研究会学生部会（12 研究室）、学科の各種研究会、教職・公務員の受験対策研究会などについては、担当教員が密接にかかわり指導・支援を行っている。【資料 2-7-9】

4) 障がい者支援

障がいを持つ学生の支援については、受験前から本人・保護者と受験希望学部の学部長、学科長、健康相談室、学生相談室、学生課等とが緊密に連絡あるいは面談・実地調査等の機会を設けて、学生・保護者に理解をしてもらった上で要望等への対応を行っている。これまでにもトイレやスロープ等改善できるところは改善に努めてきたが、施設面はまだ十分なものではないので、一般学生等によるサポートも含めてきめ細かい支援に努めている。また、図書館、キャリア支援センター、メディア教育・研究センター等とも普段から密に連絡を取り合い、支援の強化を図っている。勉学上では、「学校法人別府大学身体障害者福祉措置細則」【資料 2-7-10】により配慮を行っている。

5) 経済的支援

学生に対する経済的な支援については、各種奨学金がある。日本学生支援機構奨学金、地方自治体・財団法人・民間団体等の各種奨学金については、学生課が窓口になり諸手続きを行っている。奨学金については、学生課の奨学金専用掲示板で随時情報提供を行っている。また、経済的に厳しい家庭については、授業料の分割納入あるいは延納手続きができるようになっている。【資料 2-7-11】

本学独自の奨学制度として、学業優秀者で経済的に苦しい学生やスポーツ優秀者に対して、入学金、授業料の全額又は半額に相当する金額を奨学金として免除している。【資料 2-7-12】外国人留学生に対しては、学習奨励費を初め、大分県・別府市の奨学金、各種団体の奨学金【資料 2-7-13】が受給できるようになっている。

また、日本の円高や高い物価水準等のため、経済的に修学が困難となる留学生の支援を

目的に授業料の40%相当額を減免している。更に、留学生の生活支援組織として「別府大学・別府大学短期大学部外国人留学生後援会」【資料 2-7-14】を設立し、その会費積立金で生活物資の援助や緊急支援等を行っている。

また、平成14(2002)年度より、学生が生活費の支弁が緊急かつ一時的に困難となり、支援を必要とする場合に、一定の要件を基に生活資金の貸付支援を行うため、「学生生徒の緊急生活支援対策資金」【資料 2-7-15】を制度として設けている。さらに、独自に台風等による風水害や地震等で災害に遭った場合は、その被害の程度により授業料の全額又は半額減免を行っている。【資料 2-7-16】

その他、別府大学同窓会奨学金、(株)オリエントコーポレーションとの業務提携、適切なアルバイトの紹介、学生寮の設置などの経済的支援を行っている。

6) 学生相談

近年、心身に不安や悩みを抱える学生が増加傾向にある。このため本学では、学生相談室を設置し、心身に不安や悩みを抱える学生が早期に来談できるよう、「学生生活」やオリエンテーション、学内掲示等で周知を図っている。相談の内容に応じて、学科の担任教員も含め、学生課、健康相談室、学生相談室がそれぞれ窓口となり適切に対応するとともに、教職員との連携強化に努めている。学生相談室には、相談室専任の臨床心理士が非常勤で週2日相談に応じている。また、相談件数が増加した場合などは臨床心理士の資格を有する本学専任教員が相談にあっている。さらに、学生や保護者などからの相談を受け本学で対応できないケースについては、関係の教職員と相談し、必要に応じて適切な医療機関等の紹介などを行い、連携して可能な限り学生の心身の健康維持・増進に努めている。

セクシャルハラスメントについては、防止等に関するガイドラインが定められており、2名の相談員が配置されている。また、セクシャルハラスメント以外のハラスメントについては、学長補佐(学生担当)が担当するように制度化が図られている。【資料 2-7-17】

7) 健康管理

保健室・健康相談室には養護教諭の資格を持った担当職員が配置され、健康相談や保健指導を適切に行い、学内で発生した傷害や疾病については適宜応急処置を施している。インフルエンザやノロウイルス等集団感染が危惧される感染症については、平成21(2009)年に健康危機管理対策本部を設置し、必要な対策を協議検討して対応方針を策定する体制をとっている。【資料 2-7-18】現在もそこで決定された方針に基づいて感染者等の状況を早期に把握し、出校停止措置や予防対策等を各学部・学科と連携しながら講じている。

毎年5月には、全学生に対し定期健康診断を実施している。定期健康診断の結果、異常所見のあった学生については個別に呼び出し、健康相談、保健指導を行っている。新入生に対しては健康アンケートや予防接種歴を提出させ【資料 2-7-19】、健康管理を実施している。

教育実習や福祉施設等の実習、食物栄養科学部の臨地実習等の学外実習に出る学生については、結核・麻疹等の抗体検査をあらかじめ行い、抗体を持たない学生については予防接種を指導し、遺漏のないように対応している。

その他、健康教育の一環として、全学生を対象に年一回飲酒・薬物についての講話を長年続けて実施している。あわせて、平成24年度からは月1回の禁煙教室も実施している。禁煙の相談に来室する学生に対しては、希望者にニコチンパッチを配布するなど継続的に

健康相談を行っている。【資料 2-7-20】

8) 留学生の支援

外国人留学生は、現在、正規留学生 419 人（学部生 328 人、短大生 79 人、大学院生 12 人）のほか、交換留学生、別科学生、研究生を含め 68 人の留学生を受け入れている。

留学生の生活支援・指導全般に関わる組織として、前述の留学生委員会と留学生課があり、緊密な連携のもとに留学生の学生サービスや厚生補導等に当たっている。

また、留学生には、母国語による留学生相談室も設置し、中国・台湾の担当教員 2 人、韓国担当教員 1 人、英語圏等は教科の教員が担当して留学生の相談に対応しており、信頼関係も築き上げられている。【資料 2-7-21】

また、学習面の支援組織である日本語教育研究センターでは、留学生の日本語能力に応じて習熟度別のクラス編成を行い、日本語教育のみならず、導入教育全般も担当している。他にも、ウェルカムパーティー、茶道などの日本文化体験、研修旅行などを行い、夏には地域との交流を深めるため、地域の方々を招いて盆踊り（ゆかたの夕べ）を開催している。

【資料 2-7-22】

このほか、前述の「別府大学・別府大学短期大学部外国人留学生後援会」の積立金をもとに学習・生活両面にわたって留学生を支援する体制を整えている。

平成 16(2004)年には、留学生の支援を目的とした「大学コンソーシアムおおいた」を県内の大学や自治体等が共同で設立し、留学生へのサービスを行っている。その事業の一つにインターネットを利用した「アクティブネット」があり、本学の 64%の留学生が登録して、ビジネス、教育、ボランティアなどのさまざまな地域貢献活動を行っている。【資料 2-7-23】

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

各学科でクラス担当教員を定め、各担当教員が学生とのコミュニケーションを図り、きめ細かい指導を行うとともに、学生も信頼関係に基づき気兼ねなく意見を交わすなど、日常から学生の意見を汲み上げるように努めている。

平成 21(2009)年度には、基準項目 2-3 で述べた「学生満足度調査」を実施し、汲み上げた意見を基に改善できるところから改善を図っている。また、サークルに所属している学生のみではあるが、毎年 3 月に研修会「リーダーズトレーニング」を開催している。これはサークルの幹部学生を育成するために 1・2 年生を対象に 2 泊 3 日で行うもので、スポーツ系サークルはゆふの丘プラザ、文化系サークルは国立阿蘇青少年交流の家で実施している。主な内容は、サークルの在り方やリーダーとしての資質向上のための討議などであるが、平成 23(2011)年度は、施設面での学生の意見・要望を汲み取る調査を行った。その結果、建設的な意見が数多く寄せられ、今後の改善に向けた課題が明確になり、それをもとにテニスコートの改修を実施した。【資料 2-7-24】

(3) 2-7 の改善・向上方策（将来計画）

「教育研究発展計画」及び「学生指導ハンドブック」を軸に、次のとおり学生サービスの具体的支援を積極的に充実・改善していく。

1) 課外活動

学生課とスポーツ振興会、文化会が連携しつつ、課外活動支援のさらなる改善と向上を図る。

従来から活動費補助を受けている公認団体については、目標や活動実績に基づいた予算の重点配分を強化する。さらに、強化部については積極的な支援体制を整え、九州地区あるいは全国レベルで活躍できるように育成を図る。また、文化系サークルを中心とした公認団体においても目標や活動実績に基づき、さまざまな支援を進める。

これまで実施してきた、スポーツ振興会・文化会のリーダーズトレーニングなどのリーダー育成プログラムを充実し、学習や課外活動で活躍の期待が持てる人材を養成する。また、学生によるボランティア活動を積極的に推進していく。

2) 経済的支援

引き続き、各種奨学金の確保と大学独自の奨学金制度の充実、別府大学同窓会奨学金の拡充を図っていく。奨学金の大幅な増額は困難なので、現状の課題を分析して、奨学金の効果をより大きくできるよう、制度の改善を図る。

3) 学生相談

学生生活に関する相談を希望する学生が増加傾向にあり、機能の強化が必要である。現在、学生相談室において専属で相談に応じている臨床心理士は非常勤職員で、週2日の勤務である。このため、臨床心理士の常勤化又は非常勤職員の勤務日数の増加に努めるとともに、臨床心理士資格を有する本学の教職員、医師資格を有する教員、各学科の担任教員、学生課を中心とした職員との密接な連携・サポート体制の充実を図る。

不安や悩みを抱えている学生への対応は、慎重かつきめ細かな対応を要する。このため、FD・SD活動を通じて教職員の対応能力の向上を図っていく。

4) 健康管理

授業では、1年次生対象に「社会生活概論」を引き続き開講し、専門家を招聘して、飲酒や喫煙、エイズや性感染症、薬物乱用、DV、セクシャルハラスメント、青少年の心のケアなどさまざまな問題を取り上げ、心身の健康や安全など、社会人として身に付けておくべき基本的な知識を習得させるとともに、さらにその内容を充実させていく。また、健康診断時に朝食摂取状況や喫煙等についてのアンケートを実施し、結果の分析・評価を学部・学科や関係部局にフィードバックすることで、学生生活支援の一助とする。学生の食生活の改善を目的に、平成23(2011)年度は「男子学生による朝食コンテスト」を実施したが、平成24年度は「弁当コンテスト」を実施する。

5) 学生の意見・要望の把握

学生が大学に対し自由に意見や提案を寄せられるよう、平成24(2012)年度内に目安箱(意見箱)を設置する。また、学長が学生と語り合い、その要望や意見を聴く学長と学生の懇談会を開催するなど、学生の意見・要望を聴く仕組みを充実する。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとす

る教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8 の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

(2) 2-8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

本学は、3 学科の文学部、2 学科の食物栄養科学部、1 学科の国際経営学部の 3 学部で構成されている。本学の教員組織は、大学設置基準の定めるところにより、教育課程を適切に運営するため、エビデンス集（データ編）【表 F-6】「全学の教員組織」のとおり各学部・学科に必要な専任教員を配置している。この表に示すとおり、大学設置基準上の必要な専任教員数は全体で 73 人であるが、現員は 98 人となっており、必要専任教員数を 25 人超えて配置している。なお、2 学部以上に開講する教養科目を担当する教員は、各学科に分属して配置され、教養教育を適切に運営している。専門分野の教員については、主要科目には専任教員を配置して教育課程を適切に運営している。

別府大学における専任、兼任の教員数についても、前掲【表 F-6】「全学の教員組織」のとおりであり、専任教員数（別科を除く）は 98 人、兼任（非常勤）教員数は 112 人（別科を除く）となっている。また、専任教員 1 人当たりの在籍学生数は、学部、学科によって区々となっているが、文学部は約 21.5 人、食物栄養科学部は約 17.4 人、国際経営学部は 23.9 人となっており、3 学部を単純平均すると約 19.5 人である。教育課程の遂行に当たっては、諸資格の取得等の関係から開講科目数も増大しており、兼担、兼任への依存度が高くなっている。

年齢別の教員構成は、エビデンス集（データ編）【表 2-15】「専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成」のとおりであり、66 歳以上の教員が全体の 10.2%（教授：19.6%）、51 歳～65 歳までの教員が全体の 44.9%（教授：74.5%）、26 歳～50 歳までの教員が全体の 44.9%（教授：5.9%）となっている。また、教員の職位別でみると教授が全体の 52.0% となっている。

以上のことから、資格関連科目を開講する必要から兼任教員への依存度が高くなっているという課題はあるものの、各学科には必要な数の専任教員が配置され、専門分野が適切に教育できる体制が整えられており、教員の職位構成、年齢構成についても概ねバランスが取れていると考えている。

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

1) 教員の採用・昇任等

教員の採用・昇任は、「学校法人別府大学採用・昇格に関する規程」【資料 2-8-1】に基づいて行っており、採用は同規程第 3 条第 1 号、昇任は同規程第 6 条第 1 号に基づいて「資格審査教授会の審査を受けて資格を認定された者」を対象に行っている。また、資格審査教授会における審査手続きは、大学は「別府大学教員資格審査規程」「別府大学教員資格審

査基準」、大学院は「別府大学大学院教員資格審査規程」「別府大学大学院教員資格審査基準」にそれぞれ規定している。【資料 2-8-2】

教員の採用は、原則として公募により行っている。教員の採用を希望する学部・学科は、担当授業科目・職位・年齢等についての提案を学長に提出し、人事調整会議【資料 2-8-3】において協議し、理事長の承認を得て、公募を開始する。公募に際しては、必要書類の外、本学での教育への抱負（2,000 字程度）を提出させることもある（平成 23(2011)年度は新採用 6 人全員に課した）。【資料 2-8-4】

学部長・学科長等は、提出された応募書類をもとに、教員資格審査基準に沿って候補者を絞り込み、学長に報告する。その後、候補者への面接を行い、1 人の候補者を決める。他方、学長は、候補者の教員資格を審査するため、資格審査教授会（専任教授で構成）に資格審査委員会の設置を提案し、3 人の審査委員（主査 1 人）を選定する。その後、主査は審査結果を資格審査教授会に報告し、審査教授会はそれが適格の場合に投票を行い、出席者の 3 分の 2 以上の賛成により審査結果を決定する。学長は、資格審査教授会の審査結果を定例役員会に報告し、正式に採用者を決定した上で、理事長が発令する。採用者が大学院を担当する場合は、上述の手続きに併行して、指導教員・教員に係る判定を研究科資格審査教授会が行う。【資料 2-8-5】

昇任人事もほぼ同様の手続きであり、審査基準を満たしているとの認識に基づき、本人が申請する。

採用・昇任に際しては、研究業績のみならず、教育上の能力や職務上の能力に関する書類も提出させており、近年は、本学での教育への抱負に基づく審査委員等による面接や模擬授業などを課すことが多くなっている。

2) 教員評価、研修、FD 活動等

教員の個人評価に関しては、課題の一つであると認識しており、望ましい個人評価の在り方について大学企画運営会議で検討を始めている。

学生からの教員評価としては、平成 13(2001)年度から「学生による授業評価アンケート調査」を毎年実施している。このアンケートは、授業担当教員（全専任教員と一部の非常勤講師）の講義系科目と演習系科目の 2 授業科目を対象として実施している。各自のアンケート結果は各教員に個別に通知され、専任教員はその結果に基づいて「授業改善プラン」を作成し、授業改善に努めている。FD 委員会は、全体のアンケート集計結果とその分析、専任教員の「授業改善プラン」、評価結果に関する学科長見解などを報告書に取りまとめて公表している。また、学部長・学科長には、所属教員の評価結果を伝え、学科教員への指導を促している。【資料 2-8-6】

FD 活動については、平成 19(2007)年度に FD 委員会を設置し、教員の資質・能力の向上に向けた種々の取組みを行っている。【資料 2-8-7】

その活動の一環として、平成 20(2008)年度より学内外の講師による 3 学部合同の FD 研修会を開催し効果を上げている。内容は、教育内容・教育方法、就職活動支援、学生募集や入試など多岐にわたっている。開催回数は、平成 23(2011)年度までの 4 年間で年平均 13 回であり、テーマや時期に左右されるものの、毎回 60~80 人（うち 10~15 人は事務職員が SD 研修として参加）が出席している。【資料 2-8-8】平成 22(2010)年 9 月には半日かけ

て「FDを考えるワークショップ」を開催し好評であった。【資料 2-8-9】なお、各学科でも、授業改善のための学科 FD 研修会を開催しており、平成 23(2011)年度からは学科における FD 研修の状況を年度末に FD 委員会に報告することとしている。【資料 2-8-10】

また、平成 23(2011)年度からは、教員相互の授業公開（授業相互見学）を開始した。これは、前述の「FDを考えるワークショップ」で多かった要望に基づいて試行的に取り組んだもので、6月27日～7月2日の1週間を「授業公開週間」とし、各教員の意向調査に基づいて教員計 18 人・38 科目の授業を公開した（うち 5 人・8 科目は短大）。【資料 2-8-11】

大学院については、大学院教員は学部が本属となっていることから、学部と一体になって行っている。

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

本学では、大学設置基準の大綱化を受けて、平成 6(1994)年度に従来の一般教育課程を共通科目に再編成した。さらに、平成 21(2009)年度には、国際経営学部の開設及び文学部の学科改組に際して、社会の変化に対応した幅広い教養を培うため、本学が蓄積してきた知的資源を活用しつつ共通科目を教養科目に再編成した。現在の教養教育は、文学部と国際経営学部においては共通に、食物栄養科学部においては独自に編成を行っている。また、各学部とも、1 年次生対象の「導入演習」「基礎演習」を必修科目として設け、少人数教育に努めている。

教養教育を支える教員組織については、平成 6 年(1994)年度の再編を機に、一般教育課程に所属していた教員は、すべていずれかの学科の教員として配置している。また、平成 21(2009)年度の再編時には、教養教育の全学組織として、新たに教養教育委員会【資料 2-8-12】を設置した。この教養教育委員会は、教養教育担当教員と教務担当事務職員で構成されており、学部や学科の意見や要望を反映させつつ、教養科目がその目的に沿って適切に実施されるよう必要な調整、審議を行っている。一方、教務委員会【資料 2-8-13】には、教養教育委員会や各種課程委員会など 6 つの教務関連委員会を統括する役割が与えられており、管下の委員会に対して必要な指示、連絡調整を行っている。このような体制のもとで、教養教育は適正に実施されている。

(3) 2-8 の改善・向上方策（将来計画）

現在は、教員の教育上の能力の向上が強く求められている。現行の採用についての提出書類には、教育上・職務上の能力についても記述させている。そのうえで、正規の提出書類ではない「本学での教育への抱負」及び模擬授業などを課す場合もあるが、今後は正規の課題として課し、より厳密に判定するよう工夫していく。

教員の個人評価に関しては、大学企画運営会議で検討を始めており、今後は昇格審査の改善も視野に入れつつ、望ましい個人評価の在り方の検討を進めたい。

教員の教育力向上に関しては、教員から好評であったワークショップ形式の研修会を積極的に企画していくとともに、授業公開についても教員の意見を踏まえながら、評価の高い教員の授業を選んで公開するなど改善した形で展開していく。また、今後は大学院独自の FD 研修会を開催していく。

2-9 教育環境の整備

《2-9の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

(2) 2-9の自己判定の理由（事実の証明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

1) 教育環境の整備の現状

本学の校地及び校舎については、エビデンス集（データ編）【表 2-18】のとおり、校地面積は別府キャンパス他 8 校地に大学専用として 10,423 m²、短期大学部との共用として 65,987 m²あり、設置基準上必要とされる面積 23,040 m²を満たしている。また、校舎面積は、大学専用として 30,985 m²、短期大学部等との共用として 5,731 m²あり、設置基準上必要とされる面積 14,692 m²を満たしている。なお、大学の位置及び校地、校舎の概要は【資料 2-9-1】を参照されたい。

また、教育目的を達成するために、エビデンス集（データ編）に掲載するように講義室、演習室、学生自習室【表 2-20】、学部の学生用実験室、実習室【表 2-21】、附属校及び併設校、附属機関【表 F-7】及びその他の施設【表 2-23】を整備し、教育研究に有効に活用している。

以下、図書館、体育施設及び情報サービス施設の概況について述べることとする。

【図書館】

大学における教育研究活動の心臓部ともいえる図書館はキャンパスのほぼ中央にあり、学生にとって利用しやすい環境にある。現在の蔵書数は約 30 万冊となっている。この中にはシラバス掲載の参考図書が含まれており、専用コーナーを設けて学生の学修に供している。

現在、年間 290 日以上、平日は午前 8 時 30 分から午後 7 時（試験期間中は 8 時）まで開館しており、座席数 169 席、年間延べ約 11.6 万人（過去 3 年間の平均）が利用している。館内には 12 台の利用者用検索端末を設置しており終日利用が絶えない状況である。また、39 号館のラーニングコモンズには、座席数 133 席を設けており、合計 337 席での閲覧が可能となっている。

平成 23(2011)年度からは新入生に対し「導入演習」において、図書館の概要、図書の利用方法、情報検索の方法などの教育を実施している。在学生に対しても年に数回図書館ガイダンスを行い、図書館利用の促進を図っている。【資料 2-9-2】また、図書館広報誌「ARGONAUTES（アルゴノート）」を発行し、利用の促進を図っている。【資料 2-9-3】

学外機関との連携による相互貸借や文献複写なども行っている。地域の一般利用者にも資料の館内閲覧や貸出、複写サービスなどの便宜を図っている。さらに、大分県立図書館や県内各大学図書館との横断検索システムを導入したことにより、一層幅広くサービスを

展開できるようになった。【資料 2-9-4】

従来の印刷媒体以外にインターネットの利用やデータベースなどの電子化された新しい媒体による資料の利用にも力を入れている。そのために館内に LAN(有線・無線)やインターネット接続専用スペースを設置しており、学生が個人のパソコンでも利用できるように、LAN カードや LAN コードの貸出を行い、学生の図書館利用の便宜を図っている。図書館ホームページ上の My Library より ID、パスワードを入力することにより、個人向けの情報、サービスが受けられる。また、携帯電話から専用の URL を入力するか、ホームページ上の QR コードを読み取ることにより、蔵書検索および利用状況を確認することができ、利用者サービスの向上につながっている。【資料 2-9-5】

毎年、学生による選書ツアーを実施し、学生のニーズに合った蔵書を増やしている。また、司書課程との連携による図書館見学ツアーを行い、九州管内の大学図書館や公共図書館を見学し、学生には非常に好評である。【資料 2-9-6】

また、機関リポジトリに関しては、国立情報学研究所の学術機関リポジトリ構築連携支援委託事業に参加し、学内発行の紀要等の論文を公開する「BUILD」、及び地域の学会等の機関誌に掲載された論文や歴史文献を公開する「BUNGO」を整備し、学術情報を公開している。【資料 2-9-7】

さらに、大学図書館コンソーシアム連合に参加したことと、アグリケータ系の導入により、平成 24(2012)年 1 月からは電子ジャーナルのタイトル数を大幅に増やし【資料 2-9-8】、教員をはじめ利用者の便が一段と拡大した。

大分キャンパス内に放送大学の学習センターが設置されているが、図書館 2 階閲覧室にも従来の CS 放送に対応した放送大学の受信装置を 2 台設置し利用者の便に供している。

蔵書数の増加に伴い、書庫の収蔵冊数が不足したため、平成 20(2008)年 5 月に書庫を増設(83.3 m²・20,000 冊)し、図書資料の適正な維持管理に努めている。

なお、近年の図書館利用状況は、【資料 2-9-9】を参照されたい。

【体育施設】

体育施設として体育館(1,695 m²)、健康センター(体育館に付設)、柔道場(688 m²)、剣道場(234 m²)、テニスコート(全天候型 3 面アンツーカーコート、同型 2 面コート)及び野球場(12,748 m²)等を有している。利用の仕方は大きく 2 つに分かれる。一般学生の利用は 8 時 30 分から 16 時 10 分で、課外活動の学生は 16 時 30 分から日没までとなっている。もう一つの利用は体育会(スポーツ振興会)主催の運動会や球技大会である。

体育館の授業での使用状況は【資料 2-9-10】のとおりである。また、課外活動の体育館の使用については、各クラブに時間の割り振りをするなど、適切に行われている。

健康センターは、学生の授業や学生の健康のためのトレーニングの他に、平成 8(1996)年より一般市民に開放している「健康・体づくり教室」、平成 16(2004)年に別府市の委託事業としてスタートし、平成 21(2009)年からは本学の主催事業として実施している「別府大学湯けむり健康教室」などに活用されている。健康センターの利用状況は【資料 2-9-11】のとおりである。

体育館の管理については、体育館管理委員会が、①保健体育の授業、②学校行事及びそれに準ずる行事、③課外活動、④本学主催または主管するスポーツの対外試合などについて協議し、適切に行っている。また、柔道場、剣道場、テニスコート、野球場については

各部の練習に支障のないよう利用を認めている。柔道、剣道場は他校学生との交流試合や、夏季合宿等の場としても利用を認めている。

【情報サービス施設】

平成 16(2004)年度より、教育の高度情報化へ対応する必要性から教室のマルチメディア化を進め、教育環境の整備を重点的に実施したことにより、多くの教室でプレゼンテーションソフトや DVD 等の電子化教材による講義が可能となっている。また、e-learning システムの導入を図り、学内における学術教育研究情報ネットワークを利用した、教育・研究の高度情報化を推進している。

平成 18(2006)年度には、文部科学省のサイバーキャンパス整備事業により、情報教育の推進、学術研究の情報処理、その他情報に関連する業務を全学的に取り扱う組織として、新たにメディア教育・研究センター (1,382 m²)【資料 2-9-12】を設置した。センターの 1 階には映像用スタジオとハイビジョンデジタルコンテンツを製作可能とするリニア編集室、デジタル録音を可能にする音声スタジオとサウンド編集システム、簡易講義コンテンツ編集システムを導入・整備し、2 階・3 階には情報教育設備として PC 利用環境、4 階には 200 名収容（うち 20 席はバリアフリー対応）の講義室に遠隔講義システムを備えている。センターの運営は、センター長（学長兼任）及び大学・短期大学部から選出された教員で構成する運営委員会によって行っている。

平成 19(2007)年度には、1 階映像スタジオにおいてモーションキャプチャーシステム、リニア編集機能を増強した。さらに講義自動収録システムを 4 階の遠隔講義室に整備し、講義情報配信環境を構築することによる講義映像のネットワークを通じての配信環境を整備した。平成 20(2008)年度から平成 21(2009)年度には、日本語教育用教材の開発などを主に講義コンテンツの開発と講義における実践利用が継続されている。また、平成 22(2010)年度より基幹システムを支えるサーバー群の更新に着手し、平成 23(2011)年度までの 2 カ年計画により実施した。この更新では、サーバー群は仮想化技術を採用し、またメールサーバーのクラウド化を行ったことで、運用における高い安全性を、より費用対効果の大きい方法で実現した。今後、学内 LAN や情報教育環境の整備についても計画を策定し、実施していく。

なお、大学院の教育環境に関しては、大学院生は本部キャンパスの大学図書館の他に、図書館の別置図書室として 31 号館に院生用図書室（歴史学、日本語・日本文学関係）、4 号館に院生用図書室（臨床心理学関係）、33 号館に院生を中心とする文化財学関係の図書室等を設けている。また、31 号館、4 号館、33 号館には大学院生が使用できる研究室を設けており、専攻ごとにきめ細かい学修環境の整備が行われている。また、実習などを重視する文化財学専攻では、学部との兼用ではあるが、実習室などを備えている。外部実習・研究のためには、宇佐教育研究センター、日田歴史文化研究センター、文化財研究所竹田センター等の大学施設を活用している。臨床心理学専攻では、学内実習施設として大学院附属の臨床心理相談室を備えている。

2) 教育環境の管理・運営

本法人が保有する建物面積約 87,000 m²のうち、昭和 56(1981)年以前に建設され、耐震

補強等を必要とする旧耐震基準の建物が約 36,000 m² (全保有面積の約 41%) ある。そのうち、大学に関する校舎等としては短期大学部との共有部分を含め、約 14,000 m² (全保有面積の約 16%) となっており、早期に安全確保対策を講じることが必要となっている。

このため、耐震補強等の施設整備を実施し、安全性の確保を図るため、平成 21(2009)年 11 月に「学校法人別府大学緊急施設整備計画」【資料 2-9-13】を策定し、次の基本的な方針に沿って、順次、耐震補強等の施設整備工事を実施している。

(1) 中長期的な施設整備計画の策定

本法人は、教育研究をはじめとする諸活動を持続的に推進し、より一層発展させるため、法人の経営戦略との整合性を図りつつ、個性と魅力あふれるキャンパスの形成と各学校等の計画的な学習環境の整備を目指すため、中長期的な視点に立った施設マスタープランを策定し、これに基づく施設整備を推進する。

(2) 今後の具体的な対応

本法人は、上記の施設マスタープランが策定されるまでの間、喫緊の課題である校舎等の安全確保を急ぐこととし、前述の整備計画のとおり、幼い児童・生徒等が生活の場として使用する校舎等を優先した耐震補強等の施設整備を実施する。

また、本学においては、広く開かれたキャンパスを目指し、身体にハンディを負った人にも不自由なく活動が可能な、人にやさしいキャンパスとなるよう整備を行っている。傾斜地ゆえの難しさはあるが、キャンパス内の歩道、建物の入口、建物内においても可能な限り段差を解消し、スロープ 7ヶ所、エレベータ 7基、バリアフリートイレ 8ヶ所、車いす利用駐車場 4台、車いすで受講することができる教室 64室等を設置し、障がい者への支援体制を整えている。なお、特に車いす用トイレの改修などの施設整備に当たっては、障がいがある学生や保護者から直接、意見や要望を聴取し、できるだけ利用者の便益性に配慮して実施している。

次に、建物の整備、日常的な維持管理は、法人事務局管理部で行っているが、具体的な執行においては、委託等により建築・設備等の専門家による知識を活用し、的確なマネジメントにより統括管理している。特に、学内清掃業務、樹木の維持管理業務、電気・空調設備業務等の維持管理を適切に行うとともに、防火・消防設備、エレベータ設備等の保守点検についても専門業者と委託契約を結び、関係法令を遵守し安全確保を図っている。この維持管理を適切に実施するため、基本となる経理規程をはじめとして、固定資産及び物品管理規程、契約事務取扱細則など財務諸規程を含めた整備を適切に行っている。

施設の安全確保については、平成 21(2009)年に防災・防火に関する必要事項を定めた「防災・防火対策規程」【資料 2-9-14】を制定し、防災及び災害時の危機管理体制を整備している。平成 23(2011)年 12 月には、同年 3 月の東日本大震災を教訓として、大規模地震を想定した避難訓練や消火訓練等を実施した。また、地震及び火災時等の危機管理体制の見直しを図るため、若手職員を中心としたプロジェクトチームを設置し、「防災ハンドブック」【資料 2-9-15】を作成して学生及び教職員に配布し、活用に供している。

更に、学校安全の観点から、別府警察署と連携して、大学近辺での不審者によるつきまとい等の被害の防止及び防犯意識の向上を目的とした防犯パトロール隊を学生有志の協力のもとに編成し、毎月 1 回実施している。【資料 2-9-16】

コンピュータシステムのセキュリティ対策については、平成 22(2010)年に「情報システ

ムの管理等に関する規程」【資料 2-9-17】を制定し、セキュリティ対策、不正プログラム対策、サービス不能攻撃対策など情報システムの運用及び保護等に関し適正な管理を行っている。

省エネルギー対策については、学内掲示による啓発活動や年度当初からキャンパス及び施設毎に光熱水費の削減目標を設定し、空調の省エネ温度の設定やエレベータの使用制限等により目標値の達成を図っている。また、省資源対策については、備品の再利用等を推進しているほか、複数部署にまたがるコピー用紙等の一括購入の検討を進めている。さらに、地球環境保全対策については、近距離通勤者の自家用車通勤の自粛、ゴミの分別収集、グリストラップの清掃の励行等の環境保全を推進している。

次に、施設・設備に対する学生の意見等の汲み上げについてであるが、平成 21(2009)年度に実施した「学生満足度調査」を踏まえ、建物配置等案内板の設置、構内のバリアフリーの充実、喫煙場所の移転、選書ツアーによる学生の欲する希望図書を整備などに努めている。【資料 2-9-18】

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

1 授業科目あたりのクラスサイズについては、【資料 2-9-19】のとおりである。授業内容や対象学年などを踏まえ、教育効果に配慮したクラス分けを行うよう工夫しており、特に教養科目の「導入演習」「基礎演習」、専門科目の「発展演習」「専門演習」「卒業演習」については、少人数クラスの編成になるように努めている。さらに、教養科目のうち外国語科目の 1 年次生を対象にした英語は、年度初めにプレイスメントテスト実施して習熟度別クラスを編成している。なお、食物栄養科学部食物栄養学科においては、栄養士法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 2 号）において、十分な教育効果をあげられる場合を除いて栄養士養成に係る授業科目は同時に授業を行う学生の数をおおむね 40 人であることと規定されているので、その規定に従いクラス編成をしている。

(3) 2-9 の改善・向上方策（将来計画）

本法人においては、中長期的な経営戦略を踏まえつつ、教育研究環境の質的充実、老朽化する施設の安全確保、環境への負荷の低減など取り組むべき様々な課題が山積している。これらの課題に適切に対応しつつ良好なキャンパス環境の形成を図るため、教育研究活動に支障をきたさないよう既存施設のマネジメントを確実に行うとともに、教育研究の将来構想を踏まえた目指すべきキャンパス像を具体化する施設マスタープランを策定し、それに基づいて施設整備を段階的に実施していく。その際、中長期的な視点に立った経費負担も併せて検討していく。

また、南海地震など大規模災害の発生を想定した総合的な危機管理マニュアルの作成を進めるとともに、平成 24 年(2012)年度内に全学をあげて総合避難訓練を実施し、学生及び教職員への防災教育を徹底する。

更に、図書館では既に提案箱を設置して学生の意見を吸い上げているが、今後は大学全般に関して学生が自由に意見や提案を寄せられるよう、目安箱（意見箱）を設置する予定である。

また、授業のクラスサイズについては、授業の内容、講義室の状況、受講学生の要望等

との関連において不断の見直しを進め、効率的な授業運営について工夫を続ける。

【基準2の自己評価】

入学者の受入れについては、入学者受入れ方針を明確に掲げ、その周知に努めている。また、入学者受入れの方針に沿って入学試験を適切に実施するとともに、その工夫にも努めている。さらに、本学は、18歳人口の減少に伴って、平成16(2004)年以降入学者が減少していたが、平成21(2009)年度から入学者の減少を食い止めるため、入学定員の適性化と学生募集体制・広報活動の整備・強化を図ることによって、入学定員充足率・収容定員充足率はともに上昇傾向にある。

教育課程及び教授方法については、教育目的を踏まえた教育課程編成・実施の方針を明確に掲げ、それを周知している。また、教育課程編成・実施の方針に沿って体系的な教育課程を編成し、授業科目を適切に開設している。さらに、授業方法の工夫・開発について、FD活動を全学的に展開するとともに、各学科において教育課程をより効果的に実施するための授業方法の工夫・開発に取り組んでいる。

学修及び授業の支援については、担任教員の配置や初年次教育の充実、オフィスアワーの設定、TA制度の採用などによって、学生一人ひとりの学習状況に応じたきめ細かな指導を行っている。特に、無断欠席者や連続欠席者のチェック、成績不振者への個別指導などを徹底し、留年者や退学者、成績不振者の減少に努めている。また、日本語教育研究センターを置いて留学生の日本語教育を手厚く行っている。さらに、学生満足度調査や授業評価アンケートの実施、ミニツペーパーの導入などによって学生の意見等を汲み上げ、授業改善や学修支援等に反映させている。

単位認定、卒業・修了認定等については、成績評価基準や学習到達度の判定基準を定め、公正な成績評価を行うとともに、教授会で卒業、学位授与、資格認定等を審議し、適切に処理している。また、合理的な成績評価を行うためにGPA制度を導入し、単位制の実質化を図るため履修単位数の上限を定めている。これらの基準や制度は、関連する法令等に基づいて学則や規程に定め、教職員で共有し、厳正に適用している。

キャリアガイダンスについては、教育課程内においてキャリア教育関連科目を体系的に開講している。教育課程外においては、キャリア支援センターを設置して支援体制を整備し、就職・進学等に関する相談・助言、各種就職支援講座の開講や合同企業説明会の開催などさまざまなサポート事業を実施している。

教育目的の達成状況の評価とフィードバックについては、担任教員の配置やGPA制度の導入などによって学生への日常のきめ細かな指導を行い、一人ひとりの学生の学修状況を的確に把握し、それを学修指導の改善に生かすようにしている。また、授業評価アンケートを毎年実施し、その結果を踏まえた各教員の授業改善策を公表している。また、各学科においては、それぞれの分野に応じ、資格取得状況や就職状況などに基づいて教育目的の達成状況を把握し、授業改善に結びつけるように努めている。

学生サービスについては、学生サービス・厚生補導のための体制を整備するとともに、本学独自の奨学制度や各種奨学金の受給手続、学生寮の設置など生活支援や経済支援を行っている。学生の課外活動に対しては、体育系・文化系のサークルに教職員の部長・顧問を置いて指導を行うなどその支援・充実に努めている。学生の健康管理については、保健

室や健康相談室、学生相談室を設け、学生の心身の健康維持・増進に努めている。留学生に対しては、留学生相談室や日本語教育研究センター、外国人留学生後援会などを設け生活面・学習面での支援を行っている。また、学生指導の指針や注意点などを全教職員で共有するよう「学生指導ハンドブック」を作成するとともに、「学生満足度調査」などを通して学生の意見や要望を把握し、それを大学の改善・改革に生かしている。

教員の配置・職能開発等については、各学科に必要な数の教員を配置し、専門分野が適切に教育できる体制を敷いている。教員の職位構成、年齢構成についても概ねバランスがとれている。教員の採用・昇任に関しては、教員審査基準等の必要な規程を定め、適切な運用を行っている。教員の資質・能力の向上に関しては、学生による授業評価アンケート、FD 研修会、授業相互参観など、組織的・計画的な FD 活動を展開している。また、教養教育は、教養教育委員会が教務委員会と連携しながら実施する体制を取っている。

教育環境の整備については、大学設置基準が定める校地・校舎の要件を満たしているほか、講義室、演習室、学生自習室、学生用実験室、実習室、図書館、体育施設、情報サービス施設など、教育目的を達成するために必要な施設を適切に整備している。施設・設備の安全性に関しては、専門業者の委託等により施設・設備を適切に維持・管理するとともに、緊急施設整備計画を策定して計画的に耐震補強工事を進めている。また、「防災ハンドブック」を作成するなど防災・防犯にも取り組んでいる。このほか、障がいのある学生から直接意見を聞いてバリアフリーのための改修を行うなど施設の利便性向上に努め、省エネ対策やコンピュータシステムのセキュリティ対策等にも取り組んでいる。

さらに、本学では、教育目標の明確化と教育課程の最適化、授業と教育システムの改善、学生支援の充実、キャリア教育・就職支援の充実、キャンパス・学習環境の整備などの重点目標を盛り込んだ「教育研究発展計画」を策定し、平成 24(2012)年度から 5 ヶ年の計画で大学の教育研究活動の発展・充実に取り組んでいる。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1の自己判定の理由（事実の証明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

学校法人別府大学は、教育機関としての社会的使命と目的を果たし、安定的な経営と教育研究の更なる向上を図るために、平成 24(2012)年 3 月の理事会・評議員会において、総合 5 ヶ年計画「学校法人別府大学中期計画」（以下「中期計画」という）【資料 3-1-1】を策定した。この計画には、教育研究の推進はもとより、社会貢献、業務運営の改善と効率化、財務内容の改善、自己点検評価と情報提供、安全管理や法令遵守などが盛り込まれており、教育研究機関としての規律や安定性を含んだ総合的な計画となっている。本法人は、この中期計画に基づいてその使命・目的を実現するべく組織的・継続的な努力を行うこととしている。

また、全教職員がこの計画を共有し、その達成に向けて一致協力して取り組めるよう、計画を冊子にまとめて全教職員に配布した。また、保護者や一般市民の理解を深めてもらえるよう、広報誌「Be-News」や「別大ニュース」、大学の Web サイトに中期計画を掲載して公表しており、公共性を有する教育研究機関として、規律ある姿勢と誠実性を内外に表明するように努めている。

さらに、本法人は、中期計画の達成を実質的なものとするため、中長期的な運営方針として、平成 24(2012)年 3 月に三つの基本方針（教育研究・人事・財務の各基本方針）を定めている。

第一の教育研究の基本方針は、「教育研究発展計画 2012-2016（別府大学 未来へのアプローチ）」（以下「教育研究発展計画」という）である。この計画では、大学の使命と目指すべき目標・大学像を掲げ、その実現のための 10 の重点目標と行動計画を定め、5 ヶ年かけて組織的・継続的な努力を行うこととしている。【資料 3-1-2】

第二の人事の基本方針は、人事管理、人材の確保・育成、人事評価を柱とした「学校法人別府大学人事基本方針」である。本方針では、財政状況等を踏まえた適切な人事管理、柔軟性・機動性のある教職員組織の構築による人件費の削減、経営基盤の安定化を進めることを示している。【資料 3-1-3】

第三の財務の基本方針は、財政状況等を踏まえた適切な財務運営・管理を行い、経営基盤の安定化を図るために策定された「学校法人別府大学財務基本方針」である。本法人は、この方針に基づいて、学生納付金・寄附金等の自己収入の安定的な確保、収支バランスの改善、人事基本方針に基づく人件費の抑制等を図ることとしている。また、この方針に基づいて、「教育研究振興資金」など寄附金の減税措置を利用した自己収入の確保、優先順位に基づいた予算の重点配分、特色ある教育研究を支援する政策経費の新設、施設や設備のマスタープランの策定等を進めている。併せて、教職員への意識啓発、関係規則の見直し、内部監査機能の確立など法令遵守等の促進も図っている。【資料3-1-4】

本法人は、この三つの基本方針により、使命・目的の達成に向けた教育研究の継続的な努力、人事・財務の安定と規律の維持を図っている。

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

寄附行為第3条及び大学学則第1条に「教育基本法及び学校教育法に則り」と記すとおり、関係法令を遵守して法人及び大学を運営している。また、大学及び大学院の教育目的は、教育基本法及び学校教育法が規定する大学の目的の趣旨に合致している。さらに、本学は、学校教育法、大学設置基準、私立学校法、私立学校振興助成法、学校法人会計基準等を遵守し、それに基づいた内部規程を適切に制定するとともに、法令改正や関係通達があった場合には、遅滞なくそれに対応している。

全ての教職員は、就業規則、事務分掌規程をはじめとする諸規程に基づき業務を遂行することとし、その業務の遂行にあたっては法令遵守が義務付けられている。また、教育機関として必要な研究活動、研究倫理、ハラスメント、個人情報保護、公益通報に関する諸規程も定めている。

研究活動に関する不正防止等を図るため、平成19(2007)年に「研究活動の不正行為防止等に関する規程」「研究活動規範」「競争的資金等の取扱いに関する規程」「科学研究費補助金事務取扱規程」等を制定し、研究活動が適正に行われるよう組織として取り組んでいる。【資料3-1-5】また、研究倫理に関しては、「遺伝子組換え実験安全管理規則」「動物実験に関する規則」「医学研究倫理審査委員会規程」を制定し、倫理的観点から研究が適正に行われるようにしている。【資料3-1-6】また、平成22(2010)年には、知的財産関係に関連する「発明規程」「研究成果有体物取扱規程」「利益相反に関する規程」「知的財産ポリシー」「利益相反ポリシー」等を定め、教職員の知的財産をルールに基づいて処理し、研究を通じた社会貢献が更に進むよう体制を整備した。【資料3-1-7】

個人情報保護については、平成17(2005)年に「個人情報保護に関する運用規程」を制定し、個人情報を適正に保護している。また、平成22(2010)年に「情報システムの管理等に関する規程」を制定し、情報セキュリティの確保、不正プログラム対策など情報システムの運用及び保護等に関し適正な管理を行っている。また、平成19(2007)年に「公益通報規程」を制定し、法令違反行為等に関する通報又は相談の処理の仕組みを定め、不正行為等の早期発見と是正を図り、法令遵守を促している。【資料3-1-8】

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

安全や衛生については、衛生委員会及び健康危機管理対策本部を設置し、新型インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症の感染予防等の活動を適正に実施【資料 3-1-9】するとともに、教職員及び学生等のメンタルヘルスを含む包括的な健康支援を推進している。

安全確保については、平成 21(2009)年に防災・防火に関する必要事項を定めた「防災・防火対策規程」【資料 3-1-10】を制定し、防災及び災害時の危機管理体制を整備するとともに、定期的な防災訓練などを実施して教職員及び学生等の安全確保を図っている。また、平成 23(2011)年 3 月の東日本大震災を教訓として、地震及び火災時等の危機管理体制の見直しを図るため、若手職員を中心としたプロジェクトチームを設置し、「防災ハンドブック」【資料 3-1-11】を作成して学生及び教職員に配布し、活用している。

人権の尊重については、FD・SD研修会を実施して、啓発を実施している。【資料3-1-12】また、ハラスメントについては、教職員等が個人としての尊厳を尊重され、男女共に快適な職場・修学できる学園環境を確保することを目的として、平成14(2002)年に「セクシャルハラスメント防止・対策等関連機関の組織及び運営に関する規程」【資料3-1-13】を制定するとともに、防止対策等にも適切な対応を行っている。

環境保全の対策については、前述したとおり近距離通勤者の自家用車通勤の自粛、ゴミの分別収集、グリストラップの清掃の励行など地域に配慮した環境保全を推進している。

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

教育情報については、平成22(2010)年8月に大学ホームページに「情報公開」のページを設けて、データや諸情報を分かりやすく整理・公表した。平成23(2011)年には、学校教育法施行規則の改正を踏まえて掲載情報を増やし、トップページに専用バナー【資料3-1-14】を置いて、アクセスを容易にした。また、財務情報の公開についても私立学校法に定める財務諸表等の備え付け及び閲覧を法人事務局財務部で常時行うとともに、ホームページのトップページから「情報公開」欄の項目を通して、財務情報ページに容易にアクセスできるようにしている。【資料3-1-15】さらに、財務情報をわかりやすくするため、経年推移、財務比率等を活用した財務分析やその科目等の説明資料を掲載するなど公開する内容の工夫を図っている。この財務情報は、大学のWebサイト以外に学内掲示版及び広報誌「Be-News」にも掲載し、透明性・誠実性等を確保している。【資料3-1-16】

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

本法人は、平成 24(2012)年 3 月に「中期計画」を策定した。今後は、この中期計画を着実に達成するために、毎年「事業計画」を策定し、年度末に「事業報告書」をとりまとめて検証し、さらに翌年度の改善・是正に結びつけ、PDCA サイクルを組織的に機能させて、計画の着実な遂行を図る。

また、安全確保面においても、若手職員を中心としたプロジェクトチームを設置し、今後、大規模地震等の災害発生を想定した総合的な危機管理マニュアルを策定するとともに、全学をあげて総合的な避難訓練を実施する。

3-2 理事会の機能

《3-2の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2の自己判定

基準項目3-2を満たしている。

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の証明及び自己評価）

1) 理事会

理事会は、寄附行為第16条【資料3-2-1】にその任務や運営等が規定され、管理運営規則第22条【資料3-2-2】に法人の最高意思決定機関として明確に位置付けられている。定例の理事会は、寄附行為第16条及び別府大学理事会会議規則に基づいて、毎年3月、5月、12月に開催している。臨時の理事会も同規定に基づいて、必要がある場合にその都度理事長が招集し開催している。3月の理事会においては、寄附行為第34条により翌年度の事業計画案及び予算案等に係る重要事項が審議される。5月の理事会においては、前年度の事業報告書案及び決算案に関する審議が行われるほか、監事から前年度の監査報告が行われる。12月の理事会においては、主に補正予算案の審議が行われる。理事会の開催に際しては、冒頭で会議開催要件を満たしていることを確認するとともに、議事録を作成する旨の確認を行うなど適切な運営に努めている。

3月の理事会の開催前には、理事長から評議員会に対し、寄附行為第21条に基づいて、翌年度の事業計画案及び予算案等についてあらかじめ意見を求めている。また、5月の理事会開催後には、評議員会に対し前年度の事業報告書及び決算の報告を行っている。12月の理事会の開催前には、理事長から評議員会に対し、当該年度の補正予算案に係る意見を求め、その上で理事会において審議のうえ決定されている。以上のように私立学校法及び寄附行為に基づいて適切な運営を行っている。

理事の選考は寄附行為第6条に規定されている。また、定数については寄附行為第5条に9人以上11人以内と規定され、現在11人が選任されている。平成24(2012)年5月現在、寄附行為第6条第1項各号によって選任された理事は、【資料3-2-3】のとおりである。同条同項第3号の理事については、多様な意見を採り入れるため、2人の理事を外部から選任し、学内に偏ることのない構成としている。なお、大学の懸案事項等が質量ともに増大していることから、法人のガバナンス機能を強化するため、平成23(2011)年8月に理事2人（法人事務局長、大学事務局長）を増員した。

出席については、寄附行為第16条第10号に「書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす」と規定している。なお、平成23(2011)年度における理事数は11人（8月に2人増員）で、5回開催された理事会のそれぞれの出席状況は、5月7人、7月8人、12月10人、2月10人、3月9人で、その実出席率は約88.0%であり、理事の理事会への出席状況は適切である。

理事会の開催については、寄附行為第16条に「理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない」と規定し、また、議決権の行使については「出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる」と規定する

など、意思決定のプロセスについても適切に規定され、運営されている。

なお、本法人では、理事長について、「法人を代表し、その業務を総理する」と寄附行為第 11 条で定めるとともに、管理運営規則第 24 条において「法人を代表し、理事会の決定事項の執行にあたる」と定めている。理事長は、この規定に基づき、理事会で決定された法人業務に関する重要事項を適切に執行している。また、寄附行為第 17 条に「法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項の他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる」とし、この業務の決定に際しても定例役員会（正式名称は学園理事・評議委員会。以下「定例役員会」という）【資料 3-2-4】に付議し、広く意見を求めた上で最終的に理事長が決定するなど意思決定の透明性と堅実性を確保している。

2) 定例役員会

本法人では、意思決定の戦略性・機動性・透明性を確保するなどの観点から、管理運営規則第 23 条に基づいて定例役員会を設置し、週に 1 度開催して緊急性のある事項や法人業務全般にわたる日常的な重要案件など理事会から付託された事項等を審議している。この定例役員会は、理事長、常任理事、学長、学部長、学長補佐（短大）、中・高等学校長、法人事務局長及び大学事務局長により構成され、さらに短期大学部事務局長及び高等学校事務局長が事務的な補佐を行うことで参加している。この定例役員会を通して理事長が日常的に法人全体へのリーダーシップを発揮することを可能にしている。また、理事会の審議案件等の企画立案や多方面にわたる意見交換など、戦略的、機能的な対応も可能にしている。さらに、幅広い部署の長で構成された定例役員会では、現場からの課題の汲み上げと即効性のある意思決定を可能としている。さらに定例役員会の決定事項が各部署の長から教授会や事務会議等【資料 3-2-5】を通じて各教職員へと速やかに伝達されており、法人と大学が一体となった機能的な管理運営を可能にしている。

このように、法人における意思決定は機動的に行われ、決定事項は各教職員へ速やかに伝達され、実行に移されている。さらに、監事や公認会計士の監査により改善・是正等が図られるなど PDCA サイクルによるマネジメントプロセスを通して適切な運営が図られている。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

近年、私立大学を取り巻く環境が大きく変化する中で、理事会及び定例役員会の役割は、法人全般にわたる重要案件等を審議するなど戦略性を持つ極めて重要なものとなっている。このため、平成 23(2011)年 8 月に学園運営の要である法人事務局長及び大学事務局長の理事 2 名を増員して、法人のガバナンス機能を一層強化し、戦略性、機動性のある管理運営体制を確保しているところであり、今後とも随時見直しを行って適切な改善を図ることとしている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

大学の意思決定組織には、主なものに教授会（連合教授会・合同教授会）、大学評議会、大学企画運営会議、各種専門委員会がある。

教授会は、3 学部それぞれに置かれ、学部にも所属する専任教員で構成されている。教授会は学部長が議長として招集し、諸規則の制定・改廃、学生の入学・卒業・休退学、厚生補導・賞罰、成績評価・卒業判定、教員の人事など教育に関する重要事項を審議・決定している。月1回の定例教授会のほか、入試の日程に合わせて行われる入試判定教授会、前期・後期末に行われる卒業判定・資格認定教授会等がある。3 学部合同で審議すべき議題がある場合には、連合教授会を開催している。また、短大とともに審議すべき事項がある場合は、大学・短大の合同教授会を開催している。大学院には教授会にあたる組織として研究科委員会が置かれ、研究科に共通する重要事項を審議・決定するために全学的組織として大学院委員会が置かれている。【資料 3-3-1】

大学評議会は、学長、研究科長、学部長、学長補佐、各学部から選出される評議員、図書館長、大学事務局長で構成されている。月1回の定例会議では、学長が議長となり、学部を超えた全学的な重要事項を審議するほか、学部教授会の報告、教授会決議事項の全学的な調整などが行われている。各学部の教授会で異なる決定がなされた場合には、大学評議会で協議し決定することとなる。【資料 3-3-2】

大学企画運営会議は、学長、研究科長、学部長、学長補佐、図書館長、学科長、教職課程委員会委員長、大学事務局長のほか事務局の役職者で構成されている。月1回の定例会議では学長が議長となり、大学の基本的な戦略や特定事項についての企画、連絡調整が行われており、大学の当面する課題や教授会・研究科委員会で審議・決定すべき事項について協議している。【資料 3-3-3】この会議で協議された事項は、各学部・学科・専攻で開かれる学部企画運営会議・学科会議、専攻長会議・専攻会議において調整や説明・周知が行われるほか、その中の重要事項は定例教授会・研究科委員会の議題としてまとめられ、提案される。

また、全学的運営組織として、教務委員会、教養教育委員会、各課程委員会（教職課程・司書課程・学芸員課程・文書館専門職（アーキビスト）養成課程）、学生委員会、就職委員会、入学試験委員会、入学試験実施委員会、オープンキャンパス委員会、自己点検・評価委員会、FD委員会、地域連携委員会、学術研究委員会、広報委員会の各種専門委員会が設置されている。このほか、大学・短大合同の専門委員会として、司書課程委員会、国際交流委員会、留学生委員会等が設置されている。【資料 3-3-4】

この各種委員会で企画・協議された重要事項は、教授会に付議され、全学的な協議を経

て決定される。また、主要な委員会は、それぞれの分野に応じて学長補佐が委員長となり、企画運営会議等で全学的な調整や協議が効率的に行われている。

大学の意思決定組織は上述のような仕組みで整備されており、大学企画運営会議、学部企画運営会議、学科会議、専攻長会議、専攻会議及び各種専門委員会において企画・調整・議案化された課題が、教授会・研究科委員会及び大学評議会において審議・決定されるというプロセスで相互に連携しつつ運営されており、組織として十分に機能している。なお、学部企画運営会議及び学科会議は、各学部・学科内の教育研究に関わる意思決定組織として、大学企画運営会議等の議事内容等を適切に伝達・協議しつつ、さらにそれぞれの学部・学科固有の課題について独自の意思決定を行っている。

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

大学や大学院の教育研究活動は、上述のように教授会、大学評議会、大学企画運営会議、研究科委員会、大学院委員会等がその基軸となって運営されている。このうち教授会は基本的に学部長が議長となって行われるが、大学評議会、大学企画運営会議は学長が議長となり運営している。また、3 学部合同の連合教授会、大学・短大合同の合同教授会は学長が議長となって運営している。

また、学長直属に学長補佐 3 名を置き、それぞれ学生担当、教務・入試担当、就職担当として所掌分野を統括し、学長を補佐する体制を整備している。また、3 名の学長補佐はそれぞれ所掌分野の各種委員会の委員長も務め、主要会議のメンバーになることによって学長による機動的な指示、効率的な連絡調整が可能となっている。【資料 3-3-5】

さらに、FD・SD 研修会等において、学長が講師となって大学の基本指針や人権問題等について先頭に立って説明し、教職員を啓発・指導している。【資料 3-3-6】

このように、学長は大学の意思決定の基軸となる会議の議長となってリーダーシップを発揮しており、3 名の学長補佐が各所掌分野で学長を支えることによって、効率的で機動的な大学運営を行っている。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

教育・研究活動に関わる意思決定は十分に機能している。今後は、全教職員が自ら大学の意思決定プロセスに関わっているという参画意識を一層強めることによって、教職員の協働性や主体性を引き出した、より力強い大学運営に配慮していきたい。このため、大学の意思決定プロセスに教職員が参加しているという意識を持てるシステム、例えば課題に応じたワークショップの開催、目安箱（意見箱）の設置などの具体策を講じ、意思決定への参加意識を高めたい。また、今後は「教育研究発展計画」を学長の牽引のもとに組織的に進めていくこととしており、その基幹組織である大学企画運営会議の企画力・機動力の向上を図っていく。さらに、学生の声を反映した大学改善に向けて、学長がこれまで以上にリーダーシップを発揮できるよう、平成 24(2012)年度から、学長が学生と語り合いその要望や意見を聴く学長と学生の懇談会を開催する。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4の視点》

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4の自己判定の理由（事実の証明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

1) 法人と大学とのコミュニケーション

法人の最高意思決定機関である理事会（寄附行為第 16 条）【資料 3-4-1】には、大学から学長、文学部長、食物栄養科学部長、大学事務局長が理事として出席している。学長は、大学の代表として、教員人事や教授会の重要決定事項等を説明し、教授会での重要な審議事項などについて報告を行い、大学と理事会との情報の共有と意思決定の円滑化を図っている。

法人で週 1 回開催される定例役員会【資料 3-4-2】には、大学から学長、学部長、大学事務局長が出席し、法人幹部職員や短大・高校幹部職員とともに業務全般にわたる日常的な重要案件などを審議している。この定例役員会では、大学と法人の情報交換と協議が活発になされ、課題の汲み上げと活発な協議により、速やかな意思決定が行われている。さらに定例役員会の決定事項は、出席者を通じて各部署へと伝達されており、法人と大学の円滑なコミュニケーションに基づいた運営が図られている。

また、毎月 1 回開催される事務会議【資料 3-4-3】には、法人及び大学から課長級以上のメンバーが出席し、事務上の重要事項の連絡調整、主要行事の伝達などが行われている。なお、法人・大学の重要会議における幹部教職員の出席は下表のとおりである。

会 議	理事 長	常任 理事	学 長	研 究 科 長	学 部 長	学 長 補 佐	図 書 館 長	学 科 長	事務局長	
									法人	大学
理事会	○	○	○		○				○	○
評議員会	○	○	○		○				○	○
定例役員会	○	○	○		○				○	○
教授会	△	△	○	○	○	○	○	○	△	(○)
大学評議会			○	○	○	○	○			○
大学企画運営会議			○	○	○	○	○	○		○
大学院委員会			○	○						(○)
人事調整会議			○	○	○	○				○
資格審査教授会			○	○	○				(○)	

(注 1) ○は構成員、(○)構成員ではないが出席、△構成員ではないが年 1 回程度出席。

2) 大学内の各部門間におけるコミュニケーション

大学の意思決定組織は、3-3-①で述べたとおり、大学企画運営会議、学部企画運営会議、学科会議、専攻長会議、専攻会議及び各種専門委員会において企画・調整・議案化された課題が、教授会、研究科委員会及び大学評議会における審議・決定というプロセスで相互に連携しつつ運営されており、組織間でのコミュニケーションは円滑に行われている。

理事会や定例役員会等で決定・伝達された情報は、これらの組織を通じて滞りなく教職員に周知されており、法人・大学全体を通じた機動的で円滑な組織運営ができています。また、教職員個別に連絡すべき事項については、Web 上にグループウェアが整備され、各教職員にメールアドレスが与えられて利用されているほか、教員には個人用メールボックスが設置され、日々盛んに利用されており、円滑なコミュニケーションに役立っています。大学事務局では、週 1 回の朝礼を行い、教授会や定例役員会の重要事項が伝達されるほか、各事務部署間の報告や連絡調整が行われている。

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

1) 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンス

3-4-①で述べたとおり、本学の最高意思決定機関である理事会は、法人幹部職員 3 人、大学幹部職員 4 人、短大学長 1 人、附属高校長 1 人、外部有識者 2 人（以上理事）の計 11 人で構成され、併せて監事 2 人が出席している。法人及び教学からの提案事項については、率直な意見交換や協議が行われており、法人と教学との相互チェックが有効に機能している。また、法人業務全般にわたる日常的な重要案件を審議する定例役員会は、法人幹部職員 3 人、大学幹部職員 5 人、短大幹部職員 3 人、附属高校幹部職員 2 人の計 13 人で構成されている。ここにおいても、理事会同様に率直な意見交換や協議が行われており、法人と教学との相互チェックが働いている。

2) 監事及び公認会計士によるチェックとガバナンス

監事【資料 3-4-4】については、寄附行為第 7 条に基づいて、教職員・評議員以外の者から評議員会の同意を得て理事長が選任している。監事には 2 名の非常勤監事（1 名は税理士）がおり、年間 3~4 回開催される理事会及び評議員会に全て出席している。監事は、その主な職務として、寄附行為第 15 条に基づいて、決算原案についての監事監査会【資料 3-4-5】を開催し、会計帳簿書類を閲覧・照合するとともに、理事及び財務責任者から決算概要の聴取を行い、業務執行や財産の状況を監査している。監査の結果については、監事が理事会及び評議員会に出席し、監査報告【資料 3-4-6】が行われている。さらに、平成 16(2004)年の私立学校法の一部改正を踏まえて会計監査の改善を図り、平成 16(2004)年 12 月から公認会計士による監査時に監事が立会い、相互に意見交換を行うなど監査機能の充実・強化を図っている。

また、本法人においては、監事による業務監査及び会計監査のほかに、前述のとおり公認会計士による会計監査を受けている。この会計監査は、年間延べ 40 日ほど行われ、取引内容、会計帳簿書類、備品等実査、決算書類等による監査が定期的に行われている。また、公認会計士は、独立性を確保しつつ、経営責任者に対して運営方針や将来構想等を聴取するなどの監査も行っている。さらに、監事と相互に意見交換を行うことにより、公認会計

士から監事の監査意見への反映等も適切に行っている。

3) 評議員会によるチェックとガバナンス

評議員会については、寄附行為第 19 条及び学校法人評議員会会議規則に基づいて、定例評議員会を毎年 3 月、5 月、12 月に招集している。臨時評議員会は、必要がある場合に、その都度理事長が招集している。

3 月の評議員会では、私立学校法第 42 条及び寄附行為第 21 条に基づき、理事会開催前に翌年度の事業計画案及び予算案等に係る意見を求めている。5 月の評議員会では、理事会開催後に前年度の事業報告書及び決算の報告が行われるほか、監事から前年度の監査報告が行われている。12 月の評議員会では、理事会開催前に当該年度の補正予算に係る意見を求めている。このように評議員会は、私立学校法及び寄附行為に基づいて適切なチェック機能を果たしている。

評議員【資料 3-4-7】は、寄附行為第 23 条に基づき、評議員会が選任した職員 5 人と卒業生 4 人、各学校の学長・校長等 12 人、理事会が選任した学識経験者 7 人、合わせて定員 28 人で構成している。(平成 23(2011)年度は、明豊高校長が明豊中学校長を兼務しているため現員 27 人である。)評議員の現員 27 人は、理事定数 11 人の 2 倍を上回っているほか、多様な意見を採り入れるため 6 人の評議員を外部から選任し、学内者に偏ることのない構成としており、評議員会のチェック機能が有効に働くようにしている。

平成 23(2011)年度における評議員会の出席状況は、5 月 23 人、12 月 25 人、2 月 25 人、3 月 24 人で、その実出席率は約 90.7%であり、出席状況は良好である。

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

本法人における、教職員の提案等を汲み上げる仕組みとしては、定例役員会に法人・大学・短大・高校・中学の幹部職員が出席し、法人全体の施策として教職員の提案等を反映するようにしている。また、大学にあっては、評価基準 3-3 で述べた大学企画運営会議、学部企画運営会議、学科会議、専攻長会議、専攻会議及び各種専門委員会等が、教員の意見を汲み上げる機能を果たしている。さらに、事務職員からの提案等については、事務局長や事務部長が大学企画運営会議や主要専門委員会に出席し、各事務部署からの提案等を反映させる仕組みとなっている。また、月 1 回開催される所属長会議や、役員から一般職員までの幅広い構成員で構成されている事務会議においても、職員の提案等が反映され、運営の改善に活かされている。

このように、法人及び大学で企画立案された案件やその他詳細な情報が定例役員会等で汲み上げられ、さまざまな角度から審議・決定されるとともに、定例役員会等で決定された事項が大学評議会や大学企画運営会議、人事調整会議、教授会等を通じて各構成員に周知される。

なお、平成 24(2012)年度からスタートした大学の 5 ヶ年計画「教育研究発展計画」は、大学・短大の若手・中堅の教職員 22 名によるワーキンググループ【資料 3-4-8】が 1 年かけて原案を作成し、その過程では各メンバーが架け橋となって学科や事務局の提案を反映させており、いわば全教職員参加体制のもとで作成されている。このように法人・本学では、様々なチャンネルを有効に活用して、教職員の意見を吸い上げ施策に反映するように

努めている。

(3) 3-4の改善・向上方策（将来計画）

本法人においては、理事会・定例役員会や各種会議・委員会等を通じて、法人と大学の円滑なコミュニケーションの下に緊密な連携、迅速な意思決定を図っており、その過程では相互のチェック機能も有効に機能している。

一方、大学を取り巻く環境が大きく変化する中で、懸案事項等が質量ともに増大し、法人を代表する理事長の負担は計り知れないものとなっている。このため、平成16(2004)年の私立学校法の改正の趣旨等を踏まえつつ、決裁規程等を整備するなど理事長の負担の軽減を図るとともに、必要に応じて学内規程を見直し、更なる事務の効率化・合理化を進めていく。また、大学においては、教職員の経営への参加意識を高めるため、課題に応じたワークショップの開催、目安箱（意見箱）の設置などを行う。さらに、学校法人全体のコンセンサスの形成を円滑に行うため、法人部門と大学部門との意思疎通を十分に図り、透明性の高い運営を行うこととし、平成21(2009)年度から学校法人及び各学校の経営状況について役員から教職員に説明しており【資料 3-4-9】、今後は説明会の内容及び回数を検討して更に充実・活性化させる予定である。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5の視点》

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保**
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性**
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意**

(1) 3-5の自己判定

基準項目3-5を満たしている。

(2) 3-5の自己判定の理由（事実の証明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

法人の事務組織については、表3-5-1「学校法人別府大学職員組織図」に示すとおり、法人全体の管理運営を所掌する法人事務局、大学と短期大学部の管理運営を所掌し、主として教育・研究を支援する大学事務局及び短期大学部事務局及び特に入試広報を支援する入試広報事務局を設置しているほか、附属図書館、附属博物館等の教育研究機関及び明豊中学・高等学校など附属学校に事務室を置いている。

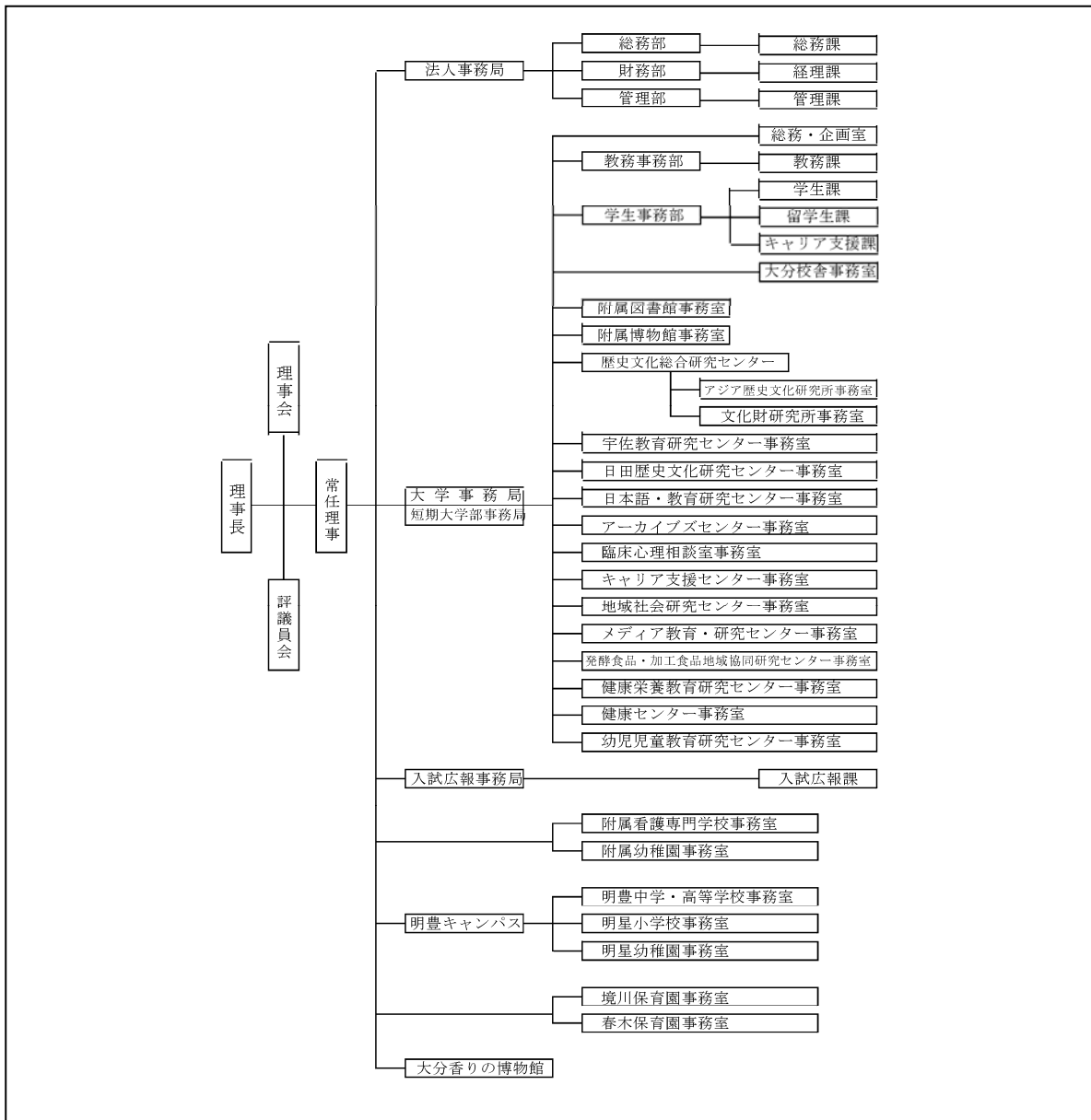
大学及び短期大学部は、大学事務局長及び短期大学部事務局長の下に共存する形で企画室、教務事務局、学生事務局、入試広報事務局を置き、教務事務局の下に教務課、学生事務局の下に学生課、留学生課及びキャリア支援課、入試広報事務局の下に入試広報課を設置し、それぞれ専任職員を配置している。実験系の学部には、事務職員としての実験助手

別府大学

を配置して教育研究を支援している。また、附属の教育研究機関（附属図書館やメディア教育・研究センター、附属博物館など）には、事務職員、司書、学芸員などを置き、授業や教員の研究活動を支援している。さらに、地域に根ざした教育・研究を推進するため、日田市に日田歴史文化研究センター、宇佐市に宇佐教育研究センターを設置し、事務職員を配置して教育研究支援体制の充実を図っている。このように本法人の使命・目的を達成するための事務体制が整備され、教育・研究支援組織として適切に機能している。

法人全体の専任職員は104名で構成され、そのうち57名が大学事務局、短期大学部事務局及び入試広報事務局に所属している。大学事務局、短期大学部事務局及び入試広報事務局の職員は、教務、学生及び入試・広報関係の事務を処理する職員のほか、大学や短期大学部を取り巻く環境が変化する中で、大学改革を牽引する企画的な業務が急速に増加していることから、新たに平成20(2008)年度に職員を増員して体制を強化した。また、就職支援を強化するため、平成21(2009)年度にキャリア開発マネージャーを配置するとともに、平成23(2011)年度に進路情報センターをキャリア支援センターに改組し、新たに副センター

表3-5-1 学校法人別府大学職員組織図



長を配置するなど、業務の目的・使命と社会の変化に対応した適切な人員配置を行っている。

職員の採用・昇任・異動については、昭和55(1980)年4月に制定された「学校法人別府大学教職員採用、昇格に関する規程」に基づき適切に運用している。

職員の採用に関しては、年齢構成や職務経験の有無などを踏まえて、平成23(2011)年度に一般公募も含め、キャリア支援課と連携を図りながら、本学の既卒者及び新規学卒者を対象として5名の職員を採用し、大学事務局の業務量等に応じた適切な配置を行っている。また、平成18(2006)年4月に制定した「学校法人別府大学定年退職後の再雇用に関する規程」に基づき、平成23(2011)年度までに定年退職者の中から13名の再雇用職員を採用している。さらに、法人全体の管理職年齢が高くなりつつあることから、次世代を担う人材の育成を計画的に進めるとともに、年齢構成を考慮した職員の中途採用も大きな課題として人事管理を行っている。

職員の昇任を含む人事異動は、4月の人事異動を定期としている。この4月の人事異動は、退職者の補充と新採用職員の配置が中心となっている。人事異動にあたっては、人材育成を図ること及び適材適所に配置することを狙いとして、法人事務局長が各部署の長の意見を聴取し、各部署の実態や個人の適性を充分踏まえた上で原案を作成し、定例役員会に諮り決定している。また、人事異動と併行して昇任人事を行うため、事務職員については、平成3(1991)年6月に「事務職員昇任標準基準(内規)」を定めている。これらの人事異動により配置された事務職員は、法人事務局、大学事務局及び短期大学部事務局等並びに各附属機関の所属長の指揮監督の下でその所掌事務を遂行している。

なお、昭和42(1967)年度に職員の服務、待遇の基準その他就業に関する事項を定めた「職員就業規則」を制定し、平成23(2011)年度には「職員の勤務時間等に関する規程」及び「非常勤職員就業規則」を制定するとともに、学校法人別府大学新任教職員研修会【資料3-5-1】において、就業規則等の服務及び諸手続等の説明を行い、諸規程に基づく適正な管理を行っている。

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

本法人の事務業務の執行は、理事長及び常任理事の全体的な指揮監督の下、法人事務局、大学事務局、短大事務局及び入試広報事務局ともに責任者である事務局長等が適切に管理している。法人事務局長及び大学事務局長は、理事会及び定例役員会の構成員として、審議に加わるとともに、決議事項等を速やかに所管する各部署に伝達し、その執行を管理する。法人事務局においては毎朝、大学事務局においては毎週朝礼を行っており、理事会や定例役員会の関連情報はほぼ全職員に周知されている。また、法人及び各学校の主要事務職員で構成される事務会議を月1回開催し、法人からの事務伝達や各学校からの連絡報告が行われている。

大学においては、大学企画運営会議、大学評議会、教務委員会や学生委員会等の主要専門委員会に大学事務局の部課長等が構成員【資料3-5-2】として加わることにより、教員と職員の緊密な協働を確保しつつ、教員側の決定が事務局各部署に遅滞なく伝わり、機動的・

効果的な業務執行を可能としている。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

大学をめぐる環境が厳しさを増す中で、これからの大学事務職員には、教員と協働して積極的に大学改革を牽引していく力量が求められる。このためには、職員の成長を支援する研修等の育成制度を充実させる必要がある。

本法人では、職員の資質向上について、中期計画の重要なテーマとして取り組むこととし、その基本的な実施方針として「学校法人別府大学職員の研修・自己啓発の実施方針」の策定に取り組んでいる。中堅職員には、学生に対して専門的な進路相談が行えるようキャリアコンサルタント（カウンセラー）の資格を取得させるための研修を受講させるなど職務上必要としている専門的な知識の習得と資格取得に向けた研修も実施している。

職員研修については、法人、大学においてSD研修を実施するとともに、文部科学省等が主催する学外研修等に職員を参加させている。このうち、法人が行う学内研修は、年度当初の辞令交付式後に行う学校法人別府大学新任教職員研修会、情報共有と意識啓発を目的に毎年5月頃に全事務職員対象に行う「学校法人別府大学事務職員研修会」、大学・短大の新任教職員を対象にした「大学・短大新任教職員研修会」【資料3-5-3】、本法人が中心になって開催している県私学協会主催の「大分県私立大学・短期大学協会教職員研修会」【資料3-5-4】などがある。

大学では、FD委員会が中心となって毎年10回～15回FD研修会を開催しているが、その内容は関係する事務職員も参加して共有すべきものであることから、これをSD研修会としても位置付けて、積極的に参加を促している。平成23(2011)年度には、「建学の精神から見た別府大学の歴史ー建学65年ー」「平成23年度入学試験結果の分析と今後の募集の課題」「大学におけるキャリア教育とは何か」「人権尊重社会をめざしてー大学人のあり方ー」「一人の高校教師が別府大学に期待することー送り出す側の事情を中心としてー」「大学における自己点検・評価について」等のタイトルの研修会が学内外の講師によって行われ、毎回20人程度の事務職員が研修に参加した。【資料3-5-5】

学外研修については、日本私立大学協会、日本私立短期大学協会等が主催する事務局長相当者研修会、初任職員研修会及び中堅職員研修会並びに教務事務、学生指導、就職指導及び経理事務等に関する研修会に職員を積極的に参加させ、知識や技能を含めた資質の向上を図っている。また、大分大学が主導して行う県内大学合同の若手職員研修会にも毎回6～7人の若手職員を参加させている。【資料3-5-6】さらに、県内の大学コンソーシアムの研修や競争的資金に関する各種セミナー・説明会等にも積極的に参加させている。このほか、個々人の能力開発と知識習得のため、放送大学で開講している科目の受講を奨励し、毎年度20名程度の職員を受講させている。

(3) 3-5の改善・向上方策（将来計画）

本法人では、職員の資質向上について、中期計画の重要なテーマとして取り組むこととしており、その基本的な実施方針として「学校法人別府大学職員の研修・自己啓発の実施方針」の策定に取り組んでいる。また、新規採用職員に本法人の職員として必要な基本的な知識を修得させるために実施している研修のほか、大学事務局を中心に研修と業務改善

を結びつけたワークショップ型の研修を進めていく。

さらに、職員一人ひとりの仕事の業績や能力を公正に評価し、それを処遇や能力開発等に反映させることにより、仕事へのモチベーションを高め、活力ある職場作りを行うため、人事評価制度の導入を図ることとし、その具体化に向けた検討を進めていく。

3-6 財務基盤と収支

《3-6の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

(2) 3-6の自己判定の理由（事実の証明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本法人は、平成 14(2002)年度に 3 年間の第 1 期中期財務計画を整備し、その後 3 ヶ年毎に中期財務計画を整備し、平成 23(2011)年度には、日本私立学校振興・共済事業団が行った量的な経営判断指標等に基づいて経営の実態を把握・分析し、その改善策等を盛り込んだ第 4 期中期財務計画【資料 3-6-1】を整備した。4 期に亘る中期財務計画を着実に実施したことにより、帰属収支差額の黒字を維持して、経営の安定化に寄与している。しかし、平成 18(2006)年度以降の学生数の減少により、帰属収支差額の黒字幅が大きく減少し、これまで以上に計画的・効率的な経営を進めることが強く求められている。

このような状況等を踏まえ、安定した経営基盤を確立するために、平成 23(2011)年 12 月には、第 4 期中期財務計画も包含した「学校法人別府大学中期計画（中間報告）」を理事会・評議員会に報告するとともに、外部理事、監事及び教職員等から幅広い意見等を求め、平成 24(2012)年 3 月に第 1 期の「学校法人別府大学中期計画」【資料 3-6-2】を策定した。

また、この中期計画の達成を実効性あるものとするため、中長期的な行動指針として 3 つの基本方針（教育研究、人事、財務の各基本方針）を同時に策定し、安定した財務基盤の確立に向けた諸施策を精力的に展開している。

この中期計画及び財務基本方針は、計画期間の 5 ヶ年全体と連動した当該年度の事業計画や予算の策定を可能にし、また、複数年度にわたる財源確保や削減計画等の施策を展開することも可能としている。さらに、これらの施策をより活性化・実質化し、財務基盤の安定化に繋げることにより、本学の使命である教育研究をはじめとする諸活動を実現させることができる。

また今後は、この中期計画に沿って各年度の事業計画【資料 3-6-3】を策定し、年度末にその実績を事業報告書として取りまとめ、それを検証し、見直し等が必要な事項には改善を施すなど PDCA サイクルに基づいたマネジメントプロセスにより、強固な経営基盤の確立に向けた取組みを着実に進めていく。このことにより、本法人及び本学は、中長期的な

視点に立った経営改善を着実にを行い、経営基盤の安定化を図ることとしている。

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

高等教育機関として教育研究活動を継続的に発展させるためには、経営が安定し、財務状況が健全でなければならない。これを実現するポイントは、第1に帰属収入で消費支出が賄われている状態、つまり帰属収支差額の黒字を維持することであり、第2に将来の設備投資に備えた内部留保と安定した支払資金を確保することである。

学校法人別府大学は、昭和46(1971)年度に学校法人会計基準による計算書類を作成して以来41年連続して帰属収支差額の黒字を続けており、安定した収益力を維持している。さらに、平成16(2004)年度以来8年連続して借入金のない経営を続けており、日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標に基づく経営状態は、全7区分のうち上位から2番目の「A2 正常状態」と判定される。

支払資金は、平成23年度末で40億8千万円あるが、これは平成23年度の経常的な資金支出（退職金、奨学金及び引当特定預金を充当した施設関係支出・設備関係支出を除く）36億円を上回り、さらに、短期の支払余力を表す流動比率も263.5%であり、一般的な指標である200%を上回っている。

内部留保は、第3号基本金引当特定預金を8億円、将来の設備投資に備えた減価償却引当特定預金等と第2号基本金引当特定預金を計64億6千万円、退職給与引当特定預金を10億8千万円積み立てている。

これらの支払資金や内部留保【資料3-6-4】が、別府大学の継続的な教育研究環境の整備や安定した人件費、教育研究経費等の支払いを担保している。そして、これらの資金については、平成22(2010)年4月に制定した「学校法人別府大学資産運用規程」【資料3-6-5】に従い適切に運用管理し、設備投資資金の用途については、平成24年3月に発足した学校法人別府大学施設設備マスタープラン検討委員会の報告を待ち、計画的に行う。

法人全体の平成23(2011)年度消費収支決算は、帰属収入合計46億16百万円（前年度対比2億38百万円減少）、消費支出合計額44億89百万円（前年度対比2億3百万円減少）、帰属収支差額1億27百万円（前年度対比35百万円減少）となっている。また、基本金に総額61百万円（前年度対比16百万円減少）を組み入れ、2億50百万円の消費収入超過額になっている。

消費収支決算における財務比率の状況は、次の表3-6-1「消費収支関係比率」のとおりである。法人全体では帰属収支差額比率が平成19(2007)年度以降減少していたが、平成22(2010)年度以降は改善の傾向を示している。また、人件費比率は、平成23(2011)年度は法人全体で61.3%、大学部門で55.4%と平成19(2007)年度に比して、共に高まる傾向となっている。なお、教育研究経費比率は27%前後、管理経費比率は7%前後で推移している。また、人件費比率、教育研究経費比率等は、日本私立学校振興・共済事業団の「今日の私学財政」で公表されている「消費収支計算書」の系列別の全国平均値と比較してみると、改善が望まれる余地はあるものの、この5年間で最も厳しかった平成21(2009)年度と比べて改善の成果が表れ、適切な財務運営の確立がなされている。

補助金収入については、平成 23(2011)年度の実績として文部科学省の「平成 23 年度大学教育・学生支援推進事業－学生支援推進プログラム」が認められ、8 百万円の補助金を受けている。私立大学等経常費補助金については表 3-6-3 のとおり、毎年、学生数の推移に比例して少しずつ減少傾向にあるため、補助内容の分析とその対策を組織的に行う。このほか、インターネット上で紀要や研究報告等の原文が閲覧できる機関リポジトリについて、国立情報学研究所の「平成 23 年度最先端学術情報基盤 (CSI) 構築推進委託事業」助成金 67 万円を受けている。また、科学研究費補助金については、説明会や勉強会等を実施し、その獲得に向けた取り組みを充実させるとともに、応募に際して、査読を含む指導を行うなどの支援を行い、応募率・採択率を高める工夫をしている。このような努力の結果、表 3-6-4 のとおり、採択件数及び配分額とも増加傾向を示しているものの、平成 23(2011)年度は、前年度と比べ、採択件数は 1 件(11.1%)増加したが、配分額では 5,110 千円(△17.8%)減少し、もう一段の工夫が必要と考える。

表 3-6-3 「私立大学等経常費補助金の推移」

学校	年度	一般補助 千円	特別補助 千円	合計 千円	学生数 人	順位 位	学校数 校
大学	H19 年度	274,116	136,110	410,226	2,374	173	526
	H20 年度	236,073	137,835	373,908	2,251	186	536
	H21 年度	181,219	84,574	265,793	2,090	265	542
	H22 年度	169,125	139,334	308,459	2,105	228	549
	H23 年度	202,475	51,552	254,027	2,075	265	560

表 3-6-4 「科学研究費の件数と交付金額の推移」 (単位：千円)

年 度	採択件数	直接経費	間接経費	配分額合計
平成 19 年度	5	6,200	1,290	7,490
平成 20 年度	8	8,820	2,136	10,956
平成 21 年度	12	23,800	5,790	29,590
平成 22 年度	9	21,800	6,840	28,640
平成 23 年度	10	18,100	5,430	23,530

(3) 3-6 の改善・向上方策 (将来計画)

今後も安定した経営と健全な財務状況を継続するためには、収入では、運営の主財源である学生納付金と経常費補助金を安定的に確保することが重要である。大分県内からの進学者を安定的に確保するため、学生募集対策会議を中心に大分県内の高等学校や附属学校である明豊高等学校との連携強化を図っていく。経常費補助金については、交付内容等の分析・報告に基づき、教職員が一体となり、増額に向けて積極的に取り組んでいく。

支出では、中期計画及び事業計画をもとに、収支バランスに配慮し、限られた財源を有効に活用するために、戦略的で効率的な予算配分を行うことが重要である。各事業に優先順位を付けて予算化するとともに、学校法人独自のインセンティブ経費を重点的事業に配分し、組織に刺激と活力を与えていく。

中期計画の最終年度である平成 28(2016)年度においては、本学校法人として、帰属収支差額比率を 5%以上確保すること、人件費比率を 60%以下に抑制することを目標とする。

3-7 会計

《3-7の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

(2) 3-7の自己判定の理由（事実の証明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

本学では、予算編成スケジュール【資料 3-7-1】に基づき、理事長のもとに組織された予算編成企画会議において、予算の原案を立案する。立案された原案は、定例役員会の承認を経て予算案として具体化し、評議員会の審議を経て理事会で決定している。この予算編成は、毎年度 2 回実施することとし、当初予算の編成を 1 月から 3 月にかけて行い、補正予算の編成を 9 月から 12 月にかけて行っている。また、予算編成は、中期計画（平成 23(2011)年度以前は中期財務計画）及び翌年度の事業計画を踏まえ、法人部門の担当部署からは人件費及び施設整備費の予算計画書が提出され、また、大学等の各部門からは学事計画書（年間の教育研究計画）及び教育研究機器の購入計画等が提出される。この提出された各計画書を法人事務局財務部で取りまとめの上、予算編成方針【資料 3-7-2】に基づき、中期計画における収支見通しなどを踏まえつつ、各事業に優先順位を付け個別事業の予算化を図っている。さらに期間中の予算執行においては、一層の効率化と経費削減により大幅な収支の改善に努めている。また、施設・設備の整備計画については、学校法人全体の財政に大きな影響を与えるため、資金計画と事業の優先度を十分勘案し整備を進めている。

予算成立後は、財務部から各部門の責任者に対して直接、詳細な予算内容の説明を速やかに行い、同時に決定額についても通知している。予算の執行にあたっては、経理規程施行細則（予算の執行手続）及び契約事務取扱細則等の関係規程に基づき適正に執行するとともに、月次試算表【資料 3-7-3】を経理責任者である法人事務局長及び統括責任者である常任理事を経て理事長に報告している。

会計年度終了後は、2 か月以内に決算案を作成し、監事による監査を受け、その意見を付し、定例役員会で事業報告書案とともに決算案を審議した上で、理事会で審議・決定【資料 3-7-4】した後、評議員会に報告【資料 3-7-5】している。

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本法人は、公認会計士による会計監査並びに監事による業務監査及び会計監査を受けている。公認会計士による会計監査は、年間を通して延べ 40 日ほど行われており、理事会の議事録、取引内容、会計帳簿書類、備品等の実査及び決算書類等による監査が定期的に行われている。また、公認会計士は、独立性を確保しつつ、その立場から経営責任者に対し

て運営方針や将来構想等を聴取した監査も行っている。

一方、監事には2名の非常勤監事(うち1名は税理士)がおり、決算原案に基づき監事監査会【資料 3-7-6】を開催し、会計帳簿書類を閲覧・照合するとともに、理事及び財務責任者から決算概要を聴取し、業務執行や財産の状況を監査している。また、この結果については、年間3~4回開催される理事会及び評議員会に出席して監査報告【資料 3-7-7】を行っている。さらに、平成16(2004)年の私立学校法の一部改正を踏まえて会計監査の改善を図り、平成16(2004)年12月から公認会計士による監査時に監事が立会い、相互に意見交換を行うなど監査機能の充実・強化を図っている。

このように、予算成立後の執行過程においても、月次試算表等を通じて理事長による検証がなされるなど様々な角度から検証を行い、改善・是正等の措置を踏まえて予算を執行している。

なお、内部監査については、内部監査機能の強化方策として、平成19(2007)年11月に「学校法人別府大学における競争的資金等の取扱いに関する規程」等を整備し、物品等の発注に基づく適正な給付の完了確認を行う検収センター及び競争的資金等の適正な運営・管理を期するための内部監査規程を整備した。また、平成22(2010)年3月には「会計事務の適正な執行について(理事長通知)」【資料 3-7-8】により、法人の会計事務に携わる教職員に内部牽制体制の確保や意識の向上等について周知徹底するとともに、会計事務の在り方や会計に携わる教職員の姿勢に対してもその適正性を求めている。

財務の情報公開については、予算成立後、速やかに予算書と事業計画を財務部内において閲覧に供するとともに、財務情報としてホームページにおいて広く公開している。(【表 3-4】「財務情報の公表状況(前年度実績)」参照)また、決算については、平成16(2004)年の私立学校法の一部改正により、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監事による監査報告書を利害関係者へ閲覧することが義務付けられている。このため、毎年5月の理事会で決算が承認された後、速やかに財務部において閲覧に供するとともに、学校法人が公共性を有する法人であるという観点から、従前より学生、保護者及び教職員に対して、学園広報誌「Be-News」及び学内掲示板に収支計算書、貸借対照表及び監事監査報告書を掲載・掲示するとともに、事業報告の概要を掲載・掲示し説明を行っている。

更に、本学の在学生や利害関係者から財務情報の開示請求があった場合に、不開示とする正当な理由がある場合を除き、監事による監査報告書も含めた財務情報を開示できるようにするため、平成17(2005)年4月に学校法人の寄附行為第37条第2項及び経理規程第70条に財務情報の閲覧に関する規定を整備するとともに、平成17(2005)年6月に閲覧に必要な事項を定めた「学校法人別府大学財務書類閲覧取扱要領」を制定している。

(3) 3-7の改善・向上方策(将来計画)

会計処理の適正な実施及び会計監査の体制整備と厳正な実施については、引き続き、公認会計士による会計監査並びに監事による業務監査及び会計監査や監事による検証はもとより、月次試算表等を通じて理事長による検証を適切に行うとともに、「会計事務の適正な執行について(理事長通知)」により、法人の会計事務に携わる教職員に内部牽制体制の確保や意識の向上等についてSD研修会等を通じて周知徹底する。

また、情報公開については、学校法人のアカウントビリティ(説明責任)を強化するた

め、事業報告書に学部別、学年別在籍学生数を明記するとともに、志願者数、合格者数及び入学者数を明記している。今後、さらに社会のニーズに応えられるよう、多くの図やグラフを活用したより分かりやすい説明内容となるよう創意工夫し、改善を図る。

【基準3の自己評価】

本法人は、学校教育法、私立学校法、大学設置基準、私立学校振興助成法、学校法人会計基準等の関係法令の遵守を明確に定め、中期計画及びその基本方針に沿って、着実に改革・改善等を推進し、経営基盤の安定化に努めている。

しかし、平成18(2006)年度以降、経営状況を示す帰属収支差額比率が低下し、経営上の強い危機意識から、早急に経営基盤の強化・安定化を図るための対策を講ずることが、喫緊の課題として求められた。

帰属収支差額比率が低下した主な要因としては、入学者数の減少に伴い、最大の収入源である学生納付金や経常費補助金が減少する一方で、学部・学科の増設等で人件費が増加したことによる。このため、法人全体の教育研究の向上、財務の改善を図るために「学校法人別府大学中期計画」を策定し、全教職員に配布したところである。

今後は、この中期計画に沿って各年度の事業計画を策定し、年度末にその実績を事業報告書として取りまとめ、その成果を検証し、見直し等が必要な事項には改善を施すなどPDCAサイクルに基づいたマネジメントプロセスにより、強固な経営基盤の確立に向けた取り組みを着実に進めていく。このことにより、本法人及び本学は、中長期的な視点に立った経営改善を着実にを行い、経営基盤の安定化を図ることとしている。

本学は、こうした状況を教職員で共有し、計画の推進を図るため、4月の合同教授会では理事長自ら教員を対象として経営状況・経営方針等を説明し、共通認識の形成を図っている。また、事務職員研修会では、理事長・大学長・短期大学部学長・常任理事がそれぞれの所掌の現状と課題について説明し、自らが属する組織及び学園全体の状況の周知を図っている。これまでのところ教職員の間にはコスト意識をはじめ、運営面への理解が深まってきている。引き続き、学園全体と本学が進むべき中長期的な計画を示しつつ、教職員一人ひとりが共通認識の下に将来へ向けた教育研究をはじめとする諸活動が行われるよう取り組むこととしている。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1 の視点》

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、学則第 2 条に「教育研究水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う」と定めるとともに、平成 5(1993)年 4 月に「自己点検・評価委員会」を設置し、自己点検・評価のための基本組織を整備した。【資料 4-1-1】

平成 7(1995)年には、同委員会が中心となって、別府大学短期大学部と共同で自己点検・評価報告書「別府大学・別府大学短期大学部-現状と課題-」を刊行し、自己点検・評価を開始した。続いて平成 13(2001)年 9 月に「別府大学-現状と課題-2001 版」、平成 17(2005)年 6 月に「別府大学-現状と課題-2005 版」を刊行している。【資料 4-1-2】

以上の自己点検・評価活動を踏まえ、平成 18(2006)年 7 月に「自己評価報告書」を取りまとめ、日本高等教育評価機構の認証評価に活用するとともに、ホームページ上で公開した。また、平成 21(2009)年には自主的な自己点検・評価を行い、「自己評価報告書」として公表した。【資料 4-1-3】

これらの自己点検・評価活動は、大学の基本組織の新設や改組・改編を踏まえて行われてきたため定期的とは言えないが、平成 3(1991)年に自己点検・評価が努力義務として大学設置基準に規定されて以来、自己点検・評価を 6 回実施してきたことになる。このことは、本学が教育目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について滞りなく自ら点検評価を行ってきたとして評価できる。さらに、平成 23(2011)年には、自己点検評価委員会に学長補佐（教務担当）をチーフとする幹事会を置き、機動的に活動できる体制を整えた。【資料 4-1-4】

また、本学は、平成 24(2012)年 4 月からの 5 ヶ年計画「教育研究発展計画 2012-2016（別府大学 未来へのアプローチ）」（以下「教育研究発展計画」という）において、本学の使命（ミッション）と目標・大学像（ビジョン）、それを実現するための 10 の重点目標と具体的な行動計画を明確に掲げ、毎年の「年度計画」「年度報告」をもとに自己点検・評価を行い、その結果を翌年度の「年度計画」に反映することとし、5 ヶ年計画に基づいた PDCA サイクルによって改善・改革を着実に進めていく体制を整備した。【資料 4-1-5】

なお、この「教育研究発展計画」は、同じく平成 24(2012)年 4 月からスタートした 5 ヶ年計画「学校法人別府大学中期計画」の中核をなすもので、大学の「教育研究発展計画」を実行していくことで、法人全体の目標である経営基盤の強化、教育・研究の推進および

社会貢献の推進を達成することをめざしており、法人全体の中期計画の重要な一部として位置づけられている。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、今後とも前述の「教育研究発展計画」に基づいて、自主的・自律的な自己点検・評価を継続的に行い、大学教育を着実に改善・向上させていく。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2 の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、日頃から大学事務局が中心となって学生数や教員数等の基礎データを収集・整理し、その共有に努めている。例えば各学部・学科、研究科・専攻等の在籍者数は、学生課において毎月 1 日に表に整理し、幹部教職員に配布している。【資料 4-2-1】また、教員の業績は、文部科学省の様式に準じた個人調書を毎年度始めに収集・整理している。【資料 4-2-2】本自己点検評価書においても、エビデンス（データ編）は、大学事務局の日常のデータ収集・整理に基づいて取りまとめられている。

また、平成 14(2002)年度からは「学生による授業評価アンケート」を実施し、学生の授業評価や授業に対する意見を把握・分析し、報告書に取りまとめて公表している。【資料 4-2-3】平成 21(2009)年度には「充実した楽しい学生生活を送るための満足度調査」を行い、学生の要望や不満を把握・分析し、全教職員で共有した。【資料 4-2-4】各種委員会等の活動については、毎年度各種委員会（研究所・博物館）の活動報告・計画書を収集し、教員に配布・共有している。【資料 4-2-5】基準 A に掲げた地域連携・社会貢献に関しては、平成 22(2010)年度から「地域連携・社会貢献資料集」を作成し、活動内容の現状把握と情報の共有に努めている。【資料 4-2-6】

本学では、これらの現状把握の成果を自己点検・評価に繋げており、事務局が取りまとめる定量的データと相互に補完的な役割を担って本学の自己点検・評価の基礎となっている。

このほか、新入生意識調査、オープンキャンパスアンケート調査等を実施し、結果を学内に公表して教育方法の改善や学生募集の戦略策定に役立てている。また、夏期休暇中の各教員の研修・研究内容については、「研修（研究）計画届・終了報告」を学長に提出することによって把握に努めている。【資料 4-2-7】

また、平成 18(2006)年及び平成 21(2009)年の「別府大学 自己評価報告書」は、教職員に配布するとともに、本学ホームページに掲載して社会に公表してきた。【資料 4-2-8】本

自己点検評価書も教職員に配布するとともに、遅滞なくホームページ上で公表する予定である。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後とも学生数や教員業績等の基礎データを確実に把握・収集・分析し、定量的なデータを自己点検・評価に生かしていく。また、毎年度刊行している「学生による授業評価アンケート集計結果報告書」や「地域連携・社会貢献資料集」などの調査報告を継続して刊行し、周期的な自己点検・評価の基礎資料として有効に活用する。平成 21(2009)年度に行った「充実した楽しい学生生活を送るための満足度調査」については、一定期間ごとに実施し、自己点検・評価に有効に活用していく。さらに、大学企画運営会議が基幹組織となって「教育研究発展計画」の達成状況を把握し、大学の改善・改革が計画どおり行われているかを点検していく。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3 の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、平成 18(2006)年の「別府大学 自己評価報告書」に記載した「改善・向上方策（将来計画）」について、平成 21(2009)年度、平成 22(2010)年度と継続して対応実績の把握調査を行った。この把握調査は、「改善・向上方策（将来計画）」が現状でどの程度進捗し、対応が不十分な場合にどのように対応していくのか、その時点での実績と計画を把握するもので、自己点検評価の結果を自律的な教育活動等の改善に結びつけることを意図して実施された。【資料 4-3-1】

「学生による授業評価アンケート」に関しては、平成 23(2011)年度から各教員の授業改善の具体策を報告書に掲載して公表し、学生の声を授業改善に結びつける仕組みを整備した。また、学部長・学科長には、所属教員の評価結果を伝え、学科教員への指導を促している。また、高い評価を得ている教員の授業を公開し、FD 研修に生かす方向で検討を進めている。【資料 4-3-2】

既述のとおり、平成 24(2012)年 4 月からスタートした「教育研究発展計画」では、使命、目標・大学像、行動計画を明確に掲げ、行動計画ごとに担当組織を定め、毎年度「年度計画」と「年度報告」をとりまとめ、それをもとに大学企画運営会議において自己点検・評価を行い、その結果を翌年度の「年度計画」に反映することとしている。このように 5 ヶ年計画に基づいた本学独自の PDCA サイクルを確立し、教育の質の向上や業務改善を恒常的に図り、自律的な大学改革を推進することとしている。【資料 4-3-3】なお、この「教育研究発展計画」及び平成 24(2012)年度の「年度計画」は、平成 24(2012)年 4 月の合同教授会の際に全教職員に配布し、周知を徹底すると同時に、教職員一人ひとりが計画実施の責任

を負い、全教職員がそれぞれの立場・所属で計画の実現に向けて尽力するように学長から要請した。【資料 4-3-4】

以上のように、本学においては、平成 18(2006)年度の「自己点検・評価報告書」に基づいて、対応実績や今後の対応方策を把握し、向上・改善方策（将来計画）の達成に努めてきた。また、平成 24(2012)年度からスタートした「教育研究発展計画」と毎年度の「年度計画」「年度報告」に基づいて、自律的・組織的な自己点検・評価を行い、それを翌年度の「年度計画」に反映させることによって、大学独自の PDCA サイクルの確立を図っていくこととしている。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

今後、大学を、とりわけ地方都市で安定的に経営するためには、教育に関して地域社会から高い評価を得ることが必須の条件であり、そのためには、大学自ら主体的に教育研究活動を改善・充実していかなければならない。本学は、このような認識に立って、「教育研究発展計画」と「年度計画」「年度報告」に基づいた全学的な自己点検・評価を行い、PDCA サイクルを有効に動かし、自律的で計画的な大学改善・改革につなげていく。

【基準 4 の自己評価】

本学は、大学設置基準の大綱化で自己点検・評価が努力義務として規定されてから、自己点検・評価のまとめを 6 回実施してきた。

また、日常の業務として定量的なデータや教員業績の把握を行うとともに、各種の学生アンケート調査や大学の活動実績調査を行うことによって実情把握に努め、それを自己点検・評価に生かして大学の改善・改革につなげている。

さらに、「教育研究発展計画」を策定するとともに、これに基づいて「年度計画」「年度報告」を作成し、基幹組織と行動計画ごとの担当組織を定め、PDCA サイクルに基づいた自律的・組織的・継続的な大学改善・改革を進めようとしている。

今後は、この「教育研究発展計画」を着実に実行し、本学の目標とする「全ての学生が成長できる大学」に向けてさらに大学の教育や管理運営を改善していくとともに、法人全体の目標である経営基盤の強化、教育・研究の推進、社会貢献の推進に向け、全教職員あがって取り組んでいくこととしている。

Ⅳ. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A 地域社会との連携協力・地域社会への貢献

A-1 地域連携・地域貢献に関する方針の明確化と情報共有

《A-1の視点》

A-1-① 使命・目的に基づいた地域連携・地域貢献の方針の明確化と情報共有

(1) A-1の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 使命・目的に基づいた地域連携・地域貢献の方針の明確化と情報共有

本学は、地方の私立大学としては歴史があり、長年にわたって地域との関係を深める努力を地道に積み重ねており、学生の教育や研究という面だけでなく、地域との関係は密接である。本学が行う地域貢献は、教員の個々の活動、教職員・学生の組織的活動、施設設備の活用など多種多様なものがある。自治体との交流協定も締結が進んでおり、地域との連携・交流は、毎年県内各地で多分野にわたって取り組まれている。

地域連携の使命・目的に関しては、本学の目的（学則第 1 条）に「進んで社会に貢献しようとする人材を養成するとともに、学術・文化・社会の発展に寄与すること」と、人材養成に加えて、教育研究活動の成果によって学術・文化・社会に貢献することが謳われている。また、各学部・学科の教育研究目的（学則第 3 条別表第 11）にも、それぞれ地域に貢献する人材を養成することなどが明記されている。【資料 A-1-1】

また、本学の中期 5 ヶ年計画「教育研究発展計画 2012-2016（別府大学 未来へのアプローチ）」（以下「教育研究発展計画」という）においては、本学のミッションの 3 本柱の 1 つとして「地域貢献」を掲げ、具体的に「別府大学の使命は、地域に立脚した特色ある教育・研究を展開し、その成果をもって地域に貢献することです」と明記している。【資料 A-1-2】

このように、本学の使命・目的には、教育研究活動を通じて地域や社会に貢献することが明記されている。

また、地域社会との連携協力活動を組織的・継続的により積極的に推進するため、平成 22(2010)年 10 月に「別府大学・別府大学短期大学部地域貢献の方針」を策定した。この中で本学は、建学の精神「真理はわれらを自由にする」のもと、地域から信頼される人材育成に努めるとともに、本学が有する人的・物的・学術的資源を地域のニーズに応じて提供し、地域の学術・文化・生涯学習の発展に寄与し、積極的に地域貢献に取り組んでいくことを表明し、1) 生涯学習への貢献、2) 自治体や団体との連携、3) 産学官の連携、4) 教育現場との連携、5) 地域への優秀な人材の供給の 5 分野にわたって活動の方針を明らかにしている。【資料 A-1-3】

さらに、地域連携・地域貢献の平成 22(2010)年度実績を把握するため、大学・短大の全学調査を行い、平成 23(2011)年 7 月に「地域連携・社会貢献資料集」を刊行し、全教職員に配布して地域連携活動の情報共有を行った。平成 23(2011)年度実績についても、地域連携

委員会が全学調査を行い、平成24(2012)年5月に刊行したところである。【資料A-1-4】なお、この資料集には、地域貢献の方針や協定を締結している自治体名等を掲載して、教職員への周知を図っている。また、この資料集を大学のホームページに掲載し、学内外への周知にも努めている。【資料A-1-5】

(3) A-1の改善・向上方策（将来計画）

今後とも、上記の方針に基づいて地域社会との連携協力、地域社会への貢献を推進していく。今後の推進方策としては、「教育研究発展計画」のビジョンの1つに「地域に学び、地域に貢献する大学」を明記するとともに、その実現のための具体的な行動計画を掲げ、地域との連携・協働の重視、人材育成と研究活動を通じた地域貢献、公開講座や地域をフィールドとした教育研究活動の展開、教育機関との連携などを行うことを明記しており、それを着実に実施していく。

A-2 地域との連携・地域への貢献の具体性

＜A-2の視点＞

- A-2-① 生涯学習への貢献**
- A-2-② 自治体や団体との連携**
- A-2-③ 産学官の連携**
- A-2-④ 教育現場との連携**
- A-2-⑤ 地域への優秀な人材の供給**
- A-2-⑥ 附属施設その他の取組み**

(1) A-2の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

地域貢献の方針に基づいて6つの評価の視点を立て、視点ごとに具体的な連携活動を記述して点検・評価する。なお、下記の事例以外の活動については「地域連携・社会貢献資料集」を参照されたい。

A-2-① 生涯学習への貢献

1) 公開講座の実施（主催事業）

本学では学外の人々を対象に多様な公開講座を実施している。平成 23(2011)年度は 15 種類の公開講座を実施した。ここでは代表的な公開講座を紹介する。

【別府大学公開講座】

平成 3(1991)年から講義とシンポジウムで構成する「別府大学公開講座」を開講してきた。平成 18(2006)年度は「わざの文化」、平成 19(2007)年度は「泉都物語－別府の文化とその歴史－」、平成 20(2008)年度は「100年の知・100年の計」、平成 21(2009)年度は「新たな旅立ち－グローバル社会での共生－」、平成 22(2010)年度は「文字・ことば、そして絵－伝えたいこと伝わること－」、平成 23(2011)年度は「書物の過去・現在・未来－古文

書から電子図書へ」というテーマで1期13回～14回の公開講座を開き、同時に公開シンポジウムを開催した。なお、公開講座は、テーマに沿って学外の講師を含めた多様な講師陣によって実施している。【資料A-2-1】

【日田歴史文化講座】

日田歴史文化研究センターは、徳川幕府の天領として栄えた日田市の要請を受けて設置したもので、歴史調査や教育普及活動の協力拠点となっている。公開講座は、毎年日田市に関係したテーマを設定し、教員の研究成果に加え、学外の講師も交え6～8回の講座で構成している。平成18(2006)年度は「伝統文化の匠たちーその技と心に学ぶー」、平成19(2007)年度は「地域文化を生かした町づくり」、平成20(2008)年度は「西海道ロマンプロジェクトー豊後路・その歴史と今ー」、平成21(2009)年度は「文化的景観の時代ー小鹿田焼の里選定ー」、平成22(2010)年度は「日本最大の私塾咸宜園とその関連遺跡群を歩く」、平成23(2011)年度は「日田の神と仏」をテーマに実施した。【資料A-2-2】

【文化財セミナー】

文化財研究所の研究成果をもとに、平成9(1997)年度からセミナーやシンポジウム等を開催し、研究成果の公開や教育普及活動に取り組んでいる。平成19(2007)年度は「世界遺産への道ー地域文化の継承と世界遺産ー」、平成20(2008)年度は「阿蘇・くじゅうの草原の歴史と未来をさぐる」、平成21(2009)は「玦状耳飾ー縄文時代の装身具に関する基礎的検討I」、平成22(2010)年度は韓国から研究者を招いて「東アジアの旧石器文化と早水台遺跡」を開催した。平成23(2011)年度は、附属博物館の秋季企画展「大航海時代と豊後ー大友宗麟と南蛮文化ー」と連動した関連行事として、シンポジウム「大航海時代と日本」を行った。【資料A-2-3】

【地域住民公開講座（健康セミナー）】

高齢者が元気で健康な生活を送れるよう、平成14(2002)年から地域住民を対象とした健康セミナーを開催している。平成19(2007)年からは、「動脈硬化性疾患予防」のために、生活・食習慣等のアンケート調査、血管年齢の測定を取り入れ、さらに動脈硬化性疾患予防に効果のある食材を活用した調理実習も行い、日常の生活における食事の重要性を理解してもらっている。対象者の募集は別府市報、ホームページで行い、また過去のセミナー参加者にも連絡している。毎年30名程の参加があり、中には2～3回目のリピーターも多い。【資料A-2-4】

【湯けむり健康教室】

食物栄養学科と健康管理センターが地域の高齢者を対象に栄養・健康教室を共同で実施している。受講者1名に学生2～4名が担当者として付き、聞き取りと各種測定に基づく個別栄養指導1回、集団栄養指導6回、料理教室2回を行い、その間に運動指導を組みこんで健康維持と改善を支援している。1年を通した指導の前後に、病院で血液生化学検査を実施し、また大学で食事調査、生活調査、身体測定等を実施している。これら調査で得られたデータをもとに、対象者の健康増進に必要な栄養指導を個別に決定していく。本事業は、「公衆栄養学実習」「栄養カウンセリング実習」「健康増進論」の授業としても位置付けられており、学生にとっては、講義で学んだ内容を実践的に生かす貴重な体験の場となっている。平成15(2003)年からの継続事業で、平成23(2011)年度の受講者は27名であった。

【資料A-2-5】

【親子料理教室】

地域の児童・園児と保護者を対象に、「食」に関心を持ってもらい、「食」の知識を習得し、調理する楽しさを体験してもらうために、親子料理教室を開催している。平成 20(2008)年度は、身近にある食材を使った郷土料理や行事食などの献立を中心に 4 回開催し、平成 21(2009)年度からは園児・児童に好まれている料理や食べて欲しい料理を中心に年 2 回開催している。参加者の募集は、別府市と日出町の広報誌や新聞への募集記事掲載、ちらしの配布などにより行っている。学生ボランティアによる食育の寸劇も入れ、「食」の大切さを呼びかけている。高齢者向けの料理講習会も開催している。【資料 A-2-6】

2) 公開講座・研修会への協力（主催事業以外）

本学は自治体や団体が主催する各種の公開講座・研修会に講師を派遣し、専門的な知見を生かして協力を行っている。【資料 A-2-7】

A-2-② 自治体や団体との連携

本学は自治体との協力・交流を進めるため、締結順に宇佐市、別府市、日田市、由布市、大分県、国東市、竹田市、杵築市、姫島村、大分市、豊後高田市、日出町の 12 自治体と協定等を締結している。また、地域の自治会や企業・団体との連携活動も盛んに行われている。自治体や団体との連携活動の主なものは以下のとおりである。【資料 A-2-8】

1) 大分県との連携

【夢米棚田プロジェクト】

大分県、本学、大分県農業農村振興公社の 3 者による連携事業で、学生を主体に棚田の整備や米づくりを行い、農業・農山村・環境問題等に対する若者の関心を深める活動を行っている。平成 22(2010)年 1 月に 3 者でプロジェクト協定を結び、学生による「別府大学夢米棚田チーム」を結成して活動を開始した。平成 22(2010)年度は、農業文化公園の既存の水田を利用して、稲作りについての勉強会、年間計画の策定、籾播き、田植え、草取り、稲刈り等を実施するとともに、大分県農林水産祭での活動展示、学園祭での新米やライスバーガーの販売、活動展示などを行った。さらに平成 23(2011)年度には、学生が耕作放棄地での石積みを行い、棚田を再生するとともに、その再生田で古代米を栽培し、前年と同様に販売や活動展示を行った。12 月には一般公開の活動報告会を開催し、活動を通して得られた研究成果も発表し意見交換を行った。【資料 A-2-9】

【観光地域ガイドの養成等】

平成 21(2009)年度から大分県（東部振興局）と連携し、国東半島の歴史と文化を観光資源として活用するため、本学教員が地域での講演や意見交換会などを実施してきた。平成 23(2011)年度からは、このような連携実績を踏まえ、大分県北部地域観光圏協議会が大分県（東部振興局）と連携し、「豊の国千年ロマン観光圏整備計画」を策定し、その事業の中で、観光案内・観光情報の提供に関する事業として、地域のガイドの養成事業を行っている。本学は、これに全面協力し、ガイド養成講座の講師のすべてを派遣するとともに、ガイドブック「豊の国千年ロマン時空の旅（大分県北部地域観光ガイドマニュアル）」の執筆・監修を行い、地域の観光振興を歴史や文化財の面からバックアップしている。【資料 A-2-10】

2) 別府市との連携

【公開セミナー「別府診断」の開催】

別府市と本学は、この60有余年の間、さまざまな連携・協力をしてきた。公開セミナー「別府診断」は、本学の大学設置60周年を記念して平成23(2010)年3月に実施した別府市との共催フォーラムである。フォーラムでは、これまでの別府市との緊密な関係から生み出された3学部の研究成果をもとに、両者の更なる発展をめざして諸課題の分析と将来への提言を行った。食物栄養科学部からは、温泉を利用した健康教室開催の経験を踏まえた生き方の提言を行い、国際経営学部からは、学生の調査に基づいて新たな観光資源の創造と別府観光の将来像を提言した。文学部からは、別府の重要産業である「おみやげ」の新たな発展への提言を行い、また、学生の別府温泉アンケートを基礎データとして新たな別府温泉の在り方を提言した。さらに別府市役所からまちづくり計画を紹介していただき、本学教員と別府市職員によるパネルディスカッションを行った。【資料A-2-11】

【古墳等文化財調査への協力】

本学は、別府市内の文化財の調査や保存、活用について別府市と協力してきた。例えば大学近くの鬼の岩屋古墳では、学術調査とそれに基づいた古墳の保存と地域振興をともに行ってきた。平成19(2007)年からは、太郎・次郎塚や鷹ノ塚の発掘調査を行っている。発掘調査は本学文化財研究所が主体となって実施しており、大学院文化財学専攻の大学院生の実習の場として活用されている。また、別府市では、「別府市のゆけむり景観」が国の重要文化的景観(景観の国宝)に選定されるよう準備を進めている。本学では、このための学術調査に協力し、文化財関係の教員が調査委員会の委員長や委員を務め、別府市に協力している。【資料A-2-12】

3) 豊後高田市との連携

【豊後高田市田染荘小崎地区の景観保全支援】

豊後高田市田染荘小崎地区は、宇佐八幡宮の荘園に起源を持ち、中世の村落・耕地等の基本形態が現在に継承されている、歴史的・文化的に貴重な地区である。本学は、昭和50年代から地区の景観保全などに協力してきた。学術面では、本学文化財研究所が市の委託を受け、歴史的な学術調査を行ってきた。また、市の「田染荘景観づくり検討会」に教員が参加し、景観保全事業を支援してきた。その結果、田染荘小崎地区は平成22(2010)年8月に国の重要文化的景観に選定された。また、本学は地区の「荘園の里推進事業」に協力し、春の田植え、秋の稲刈りなどを実習授業に組み入れて学生に農作業体験をさせている。これらの協力実績をもとに、平成22(2010)年10月に豊後高田市との交流協定が締結された。さらに、この交流協定に基づいて、平成22(2010)年11月から12月にかけて附属博物館において企画展「後世に伝えたい日本の原風景 田染荘小崎」を開催し、11月20日にはシンポジウム「文化的景観と地域連携」を開催した。【資料A-2-13】

【健康教室の開催等】

豊後高田市の健康事業に講師を派遣し、プログラムの組み立てから実施まで協力し、健康づくりに貢献している。

①「よっしゃ！やるで運動教室」・・・健康診断で運動が必要と判断された市民を対象に、個人目標と各自の運動メニューを設定し、リズム体操や筋力トレーニング等の健康教室を実施している。隔週で1回90分、期間は6か月間である。

②転倒予防教室の開催（ハッスル健康教室）・・・健康診断で生活習慣病や転倒の予防運動が必要とされた市民を対象に、講話、リズム体操、転倒予防の筋力トレーニング、個別相談を内容とする運動教室を実施している。週1回で時間は90分、回数は5回である。

③運動推進員の養成・・・運動教室に参加した市民の一部を対象に、住民自身が運動指導をできるよう運動推進員の養成講座を組んでいる。1回90分で、回数は5回である。修了者の中から運動指導員が出ている。【資料A-2-14】

4) 竹田市との連携

【文化財研究所竹田センター（竹田市・大学地域連携センター）】

竹田市との相互協力協定に基づいて、平成23(2011)年度に「文化財研究所竹田センター」及び「大学地域連携センター」が設置された。「文化財研究所竹田センター」は、竹田市が市の文化財行政と本学文化財研究所との連携を希望して設置されたもので、文化財収蔵室・講義室・演習室などがあり、本学の竹田・豊肥地区における文化財研究拠点として活用されている。本センターには、本学の考古・文化財研究の基礎を築いた故賀川光夫先生を記念して「賀川光夫記念資料館」が併設されている。「大学地域連携センター」は、大学のない竹田市を大学生の活動する街にしようと、竹田市が本学との連携を希望して設置されたものである。本センターには宿泊研修設備が備わっており、本学の研修拠点として活用が期待されている。本センターは、県内の他大学（大分高等教育協議会の加盟校）も利用できるように運用している。【資料A-2-15】

【地域（竹田市）における食物アレルギー児の社会的対応の確立】

発酵食品学科では、平成21(2009)年度より竹田市、大分大学医学部と連携し、同市をモデル地域とした食物アレルギー児の実態把握、対応の問題点抽出を行い、地域における食物アレルギー児の社会的対応（適切な受診・治療、保育・教育現場での対応等）を確立する試みを行っている。平成21(2009)年度は、竹田市が行う1.6カ月児健診、3歳児健診受診者に対する実態調査を行い、受診率90%以上、ほぼ全数の保護者アンケート調査を回収した。平成22(2010)年度はこれらの調査結果に基づいた講演を行った。平成23(2011)年度は追跡調査を行うとともに、食物アレルギー児が円滑に集団生活を営めるよう、保育・教育施設への理解・知識の普及を行い、平成24(2012)年度には「保育所における食物アレルギー対応の手引き」を刊行した。【資料A-2-16】

5) 日出町との連携

【日出町観光実態調査】

国際経営学部では平成23(2011)年度から、観光の活性化による地域振興方策を提示することを目的とした「日出町観光実態調査」を行っている。平成23(2011)年度は、現地調査を実施して、中心市街地の観光資源の実態把握及び新たな観光の可能性を探った。また、現地調査の合間には、日出町中心地域の変容の実態について新旧の地図、写真資料等を用いて地図化した。この事業は平成24(2012)年度も継続しており、新たに地元住民とのワークショップを計画している。さらに、調査対象地域も日出町全体へと広げる予定である。

【資料A-2-17】

別府大学

表A-2-1 自治体との主な連携活動

自治体名	協定締結時期	主な連携活動
宇佐市	H6. 7. 1	宇佐教育研究センターにおける諸活動、文化財調査への協力
由布市	H12. 2. 23	きちょくれ祭りへの協力（短大）、ゆふの丘プラザの運営
日田市	H15. 4. 1	日田歴史文化研究センターにおける諸活動、日田永山城・小鹿田焼・咸宜園・鶴飼民俗調査等文化財調査への協力等
別府市	H16. 3. 30	湯けむり景観保全事業への協力、生涯学習事業への協力、温泉噴気の利用への協力、鷹ノ塚古墳等文化財調査への協力等
大分県	H22. 1. 14	夢米棚田プロジェクト、県立歴史博物館との協力等
国東市	H22. 1. 26	市民歴史講座への協力、安国寺遺跡等文化財調査への協力
竹田市	H22. 5. 16	文化財研究所竹田センター、竹田市・大学連携センターの設置
杵築市	H22. 7. 20	大田小野の里活性化協議会への協力、学生による民俗調査、文化財調査への協力等
姫島村	H22. 7. 26	食品加工の指導（短大）
大分市	H22. 8. 16	文化財調査への協力、歴史資料館運営への協力、大分夢色音楽祭への協力（短大）、大分市長の本学での講演等
豊後高田市	H22. 10. 10	田染荘小崎地区の景観保全支援、健康教室への協力等
日出町	H22. 10. 14	日出町観光実態調査、文化財調査への協力等
中津市	未締結	中津市アーカイブズ調査、羅漢寺等文化財調査への協力等
佐伯市	未締結	城下町遺跡と佐伯城の文化財調査等

6) 地元自治会との連携

【鬼の岩屋まつりへの協力】

本学のある別府市上人地区の国史跡・鬼の岩屋古墳は、地区の財産・シンボルとして大切にされている。同地区に所在する本学と同地区の3自治会（上人西町、上人仲町、平田町）及び別府市は、鬼の岩屋古墳を生かして地区の活性化を図るため、実行委員会を組織して「鬼の岩屋まつり」を開催してきた。平成23(2011)年度で第9回目を迎えた。祭りでは、考古学専攻の学生・院生が鬼の岩屋古墳（1号墳・2号墳）の横穴式石室開放に伴う学術的解説を行い、祭りのアトラクションとして沖縄県人会の学生によるエイサーの演舞、音楽研究会の演奏などを行っている。また、祭りの運営には文化会の学生が実行委員会に加わり、前日からテントの設営や竹灯籠の設置などのサポートを行い、学生主体で地域振興に寄与している。【資料A-2-18】

【防犯パトロール】

不審者による被害等の事件・事故を防止し、地域の治安を向上させるため、平成22(2010)年1月に本学の学生による防犯パトロール隊を結成した。約40名の学生を3班に分け、大学のある別府市上人地区周辺10町を3地区に分けて巡回パトロールを実施している。定例パトロールは、第4金曜の夕刻に行っている。2隊は徒歩により、1隊は青色回転灯防犯パトロール車により巡回している。学生は警察による講習も受講しており、揃いの蛍光帽や蛍光ジャケット、警笛、防犯ブザー、懐中電灯を携行している。この活動は、県警や防犯協会からも高い評価を得ており、県警の学生防犯ボランティア「おおいたパトロック」には、本学の防犯パトロール隊のメンバーが多数参加している。【資料A-2-19】

7) 各種団体・企業との連携

【子育てネットワーク大分】

子育てネットワーク大分は、大分県内の子育てサークルや行政、関係団体等が共同で実

行委員会を組織して平成 15(2003)年度から実施してきた活動である。毎年 10 月に 1 泊 2 日の日程で本学の「ゆふの丘プラザ」で実施している。プログラムは、子育てに関する講演、討論会、子育てトーク、情報交換会、子ども主体のものづくり教室等である。本学からは大学 2 名・短大 2 名の教員が実行委員となり、活動を牽引してきた。また、教職員 10 名と学生 56 名（短大含む）がボランティアスタッフとして参加している。【資料 A-2-20】

【学生と障がい者による共同ボランティア（別府冬粋祭への協力）】

別府冬粋祭は、別府商工会議所青年部の主催事業で、クリスマス前後の約 1 ヶ月間、別府公園内の植栽を電飾で飾る別府の冬の風物詩的行事である。本学は、平成 21(2009)年度から別府市内の福祉施設に呼びかけて、学生と障がい者が協同で飾り付け等のボランティアをしている。平成 22(2010)年度からは、電球を 18 万球に増やし、飾り付けに参加した福祉施設も児童施設 3、精神障がい者関連施設 2、身体障がい者施設 1、知的障がい者関連施設 3、高齢者施設 2 の合計 11 施設となった。また、事前に児童施設を利用している子どもたちに絵を描いてもらい、学生と一緒に飾り付けを行っている。準備段階から商工会議所青年部と施設利用者、学生が意見を出し合い企画・実行している。【資料 A-2-21】

【大分県小児糖尿病サマーキャンプへの協力】

小児糖尿病患者を対象としたサマーキャンプが、毎年全国（48 ヶ所程）で開催されており、大分県でも県糖尿病協会の主催で昭和 61(1986)年から例年 8 月に 5 泊 6 日の日程で行われている。本学は、地域社会貢献の一環として平成 15(2003)年から、食物栄養学科の学生約 10 数名がボランティアスタッフとして毎年参加している。平成 19(2007)年の第 22 回サマーキャンプからは、管理栄養士資格を持つ本学の教職員が栄養指導・食事管理の責任者として参加している。最近の本学の参加数は 17 名程（学生 14 名、教職員 3 名）で、小児糖尿病患者とのふれあい（山登り等のレクリエーション）や糖尿病栄養指導、参加者全員の食事作りを通じた栄養・食事管理などを行っている。参加学生のコミュニケーションや協調性を養う場となっており、参加希望学生が多い。主催者側からも、大変高い評価を受けている。【資料 A-2-22】

8) 各種審議会・委員会等への協力

本学は自治体や各種団体等が設置している審議会・委員会の委員等をできる限り引き受け、専門的な知見を生かして協力を行っている。平成 23(2011)年度の審議会委員等の就任数は 139 件で、主なものを挙げると表 A-2-2 のとおりである。【資料 A-2-23】

表 A-2-2 本学教員が就任している主な審議会・委員会等の役職と人数

自治体・団体名	主な審議会・委員会等の役職（人数）
大分県	文化財保護審議会（4）、観光統計検討委員会（2）、環境審議会（1）、食品安全推進県民会議（1）、県立芸術会館資料調査収集委員等（計 29）
別府市	湯けむり景観保存管理委員会（3）、図書館協議会（1）、環境保全審議会（1）、情報公開審査委員会（1）、建築審査会（1）等（計 12）
大分市	文化財保護審議会（3）、歴史資料館資料収集委員会（3）等（計 10）
日田市	文化財審議会（3）、日田市町並み保存審議会（1）等（延べ 6）
竹田市	地域総合研究センター由学館役員（2）、文化財保護審議会（1）、岡城趾調査整備委員会（1）
佐伯市、豊後大野市、日出町	文化財保護審議会（各 1）
その他	杵築市、中津市、豊前市、長崎県、沖縄県、文化庁、環境省等

また、本学は自治体や各種団体等からの要請に応じて研修会等に対して講師を派遣し、専門的な知見を生かして講演等を行っている。平成 23(2011)年度の研修会等の講師派遣数は 113 件で、主なものを 7 例挙げると表 A-2-3 のとおりである。【資料 A-2-24】

表 A-2-3 本学教員が行った研修会の講師等の例

自治体・団体名	講演タイトル等	講師
中津市	講演「東アジア世界の羅漢信仰と羅漢寺」	飯沼賢司
古代朝鮮文化を考える会	講演「日韓の玦状耳飾について」	下村智
大分県工業振興課	講演「大分の自然エネルギー事情」	阿部博光
大分市教育委員会	講演「食物アレルギー対応の実践」	高松伸枝
大分県酒造組合	講演「日本酒の効用について」	岡本啓湖
佐伯市教育委員会	講演「職場のメンタルヘルス」	矢島潤平
大分市立吉野中学校	講演「思春期の栄養」	平川史子

A-2-③ 産学官の連携

【三和酒類（宇佐市）との共同研究】

発酵食品学科のプロジェクトとして、平成 19(2007)年度より三和酒類株式会社（いいちこで有名）と共同研究を行っている。本学教員と三和酒類の研究者が、お互いに知識や技術、設備を提供し合い、食品とバイオテクノロジーに関する共同研究を展開している。これまで自然環境中から 600 種類以上の酵母菌の単離に成功し、この中から、おいしいお酒や食品を生産する菌を探している。また、酸素が多い環境下ではエタノールを生産できないとされていた従来のエタノール発酵をくつがえす新機能のエタノール発酵微生物を発見するなど、これらに関する学会発表、論文発表、特許出願等の成果が得られている。【資料 A-2-25】

【文化財の受託研究】

文化財研究所は、平成 10(1998)年度に設立され、考古学、保存科学、保存修復学、環境歴史学、民俗学、地理学の各分野において、自主研究、共同研究、受託研究の 3 方法で調査研究を行い、それぞれの分野で社会に貢献している。なかでも受託研究は自治体や博物館等からの依頼が多く、大学の高度な知的資源を生かした調査研究を行い、その成果を還元することで社会に貢献している。平成 19(2007)年度以降は、毎年 10 件超の委託があり、平成 21 年(2009)度は過去最高の 19 件を受託している。受託金額の総額は、700 万円から 1000 万円台で推移している。主な委託機関は別府市、日田市、(財)元興寺文化財研究所などである。委託内容は、考古学分野は「発掘調査」、保存科学分野は「鉛同位体比を用いた出土遺物の産地推定」「装飾古墳内の温湿度環境調査」などである。また、環境歴史学分野では「集落調査」などが委託されている。【資料 A-2-26】

A-2-④ 教育現場との連携

【高大連携の取組み】

本学は、積極的に高大連携活動に取り組んでおり、以下の代表例のように多くの高校の教育活動を支援している。

◆大分県立別府青山高等学校

大分県立別府青山高等学校とは、2 年生を対象に「課題探求」というテーマ研究型の取

組みを以下の流れで実施している。〔7月〕同校の生徒が本学を訪れ、本学教員が生徒の設定した研究テーマに関する講義を行うとともに、本学学生も加わって研究アドバイスをを行う。〔10月〕本学学生が高校を訪問し、生徒の報告を聞き、さらに研究アドバイスをを行う。〔11月〕研究報告会において本学教員が講評を行う。【資料 A-2-27】

◆大分県立大分西高等学校

大分県立大分西高等学校とは、2年生を対象に「夢ナビ」というテーマ研究型の取組みを以下の流れで実施している。〔1年次の10月〕「職業人に学ぶ」という職業研究の授業に講師を派遣する。〔8月〕「進路研究(大学模擬講義)」に講師を派遣する。〔9月〕「進路研究(フィールドワーク)」に協力し、同校生徒の訪問を受け、授業見学や本学教員とのディスカッションなどを行う。【資料 A-2-28】

【高教研理科部会(生物部)夏季研修会】

平成20(2010)年度から、大分県内の理科教員(生物担当)対象の研修会を発酵食品学科が実施している。高等学校学習指導要領解説では、実験(バイオテクノロジー、遺伝子分析法等)を行うことが望ましいとされているが、設備的な問題や教員の経験不足などの問題があり、現実的にはかなり困難である。本研修会は、高校の生物担当教員に対して最新の知識を提供するセミナーを開き、理科便覧等に掲載されているバイオテクノロジーや遺伝子等の実験を体験していただき、教育現場にフィードバックしてもらうことを目的に行っている。【資料 A-2-29】

表 A-2-4 高教研理科部会(生物部)夏季研修会のテーマと講師

年度	テーマ	講師	参加者
平成23年度	・微生物の新機能開発 微生物の新機能開発	古川謙介	9名
平成23年度	・細胞周期から幹細胞研究へ(セミナー) ・法医学に使用される個人識別を体験する(実験)	大坪素秋 林毅、藤原秀彦	17名
平成22年度	・バイオ技術を用いた環境浄化の最前線(セミナー) ・遺伝子操作の実際(実験)	古川謙介 林毅、藤原秀彦	18名

【高等学校・特別支援学校家庭科教員と本学教員との学術交流会】

平成14(2002)年から大分県内の高等学校および養護学校の家庭科教員と本学食物栄養学科教員との連携・交流を図る目的で、毎年1回、本学で学術交流会を開催している。毎回、食物栄養学科の教員や県内のレストランのシェフによる健康や栄養に関連したテーマの料理講習会と栄養学、医学、食品学、食品衛生学等の最新の知見を含む講演会を開催している。【資料 A-2-30】

表 A-2-5 家庭科教員との学術交流のテーマと講師

年度	テーマ	講師	参加者
平成23年度	・調理実習「生活習慣病予防のための“まごたちはやさしいニュー”」 ・講演「メタボリックシンドロームと動脈硬化の病態について」	平川 史子 樋園 和仁	20名
平成22年度	・調理実習「食物アレルギー対応食の考え方と実際」 ・講義「脂質とその代謝」	浅田 憲彦 森井 秀昭	19名
平成21年度	・調理実習「夏の食材を用いたフランス料理」 ・講義「食物アレルギーの栄養指導の手引き2008」	三浦政智(外部講師) 高松 伸枝	19名

【スーパーサイエンスハイスクール支援】

文部科学省のスーパーサイエンスハイスクール（SSH）認定校である県立大分舞鶴高校の指導を平成 19(2007)年度から発酵食品学科が行っている。課題研究テーマは、平成 19(2007)年度及び平成 20(2008)年度は「微生物による浄化作用」、平成 21(2009)年度及び平成 22(2010)年度は「別府地獄に生息する微生物」、平成 23(2011)年度は「乳酸菌の抗菌物質について」である。課題研究を行う高校生は理数科 2 年生 5～6 人で、夏休みに数回本学に来学する、もしくは指導者が高校で実験指導をする形式で指導している。高校では普段行わない微生物の研究をすることで進路決定にも役立っている。平成 23(2011)年度は、新たに SSH 認定校となった県立日田高校の指導を開始した。今年度は 1 年生対象の「科学探求基礎」のうち「発酵～Fermentation～」の講義と実験を担当し、講義を日田高校で、実験を本学で行った。実験には約 30 名の高校生が参加した。【資料 A-2-31】

【生涯学習論の授業を通じた近隣小学校の学習サポート活動】

平成 21(2009)年度から、「生涯学習論 I・II」において、大学近隣にある 2 つの小学校と交流を重ねている。平成 23(2011)年度前期は、受講者約 180 名が 90 名ごとの 2 グループに分かれて小学校を訪問し、小学 3・4 年生のクラスで小学生と大学生が 1 対 1 のペアを組み、学習サポーターとなってプリント学習やパソコン操作のアドバイスや指導をした。後期は、受講者 90 名が 2 グループに分かれ、児童 3～5 名に学生 1 名の小グループをつかって活動した。小学校からは児童の学習意欲が高まる、地域交流が進み安心感も増すなどの積極的な評価が聞かれる。また、学生は地域の兄さん・姉さんとして関わりながら肯定的な子ども観をもつことができ、地域と学校の連携の意義についても体験的に理解が深まっている。【資料 A-2-32】

【県内大学等との連携】

平成 16(2004)年に、留学生の支援を目的とした「大学コンソーシアムおおいた」を県内の大学や自治体等と共同で設立した。また平成 19(2007)年度に、研究交流の促進を目的とした「地域連携研究コンソーシアム大分」を県内の大学等と共同で設立した。さらに、平成 20(2008)年度から平成 22(2010)年度にかけて、文部科学省の戦略的大学連携支援事業による支援を得て、県内 8 大学等で教育・研究・留学生支援を柱とした大学間連携事業に取り組み、平成 22(2010)年度に教育連携の推進を目的とした「とよのまなびコンソーシアムおおいた」を設立した。これらの取組みによる成果をもとに、平成 23(2011)年度には、「地域連携研究コンソーシアム大分」と「とよのまなびコンソーシアムおおいた」を統合する「大分高等教育協議会」を設立し、地域の教育研究の発展に貢献するべく大学間連携を進めている。【資料 A-2-33】

A-2-⑤ 地域への優秀な人材の供給

1) 文化財・学芸員・アーカイブズ関係

学芸員資格を取得した卒業生で、文化財専門職として就職している者は、確認しているだけでも 422 名いる。九州管内では文化財専門職の 32.5% (364 人/1,120 人) が本学卒業生で、全国でも 7% (422 人/5,963 人) を占めている。大分県では文化財専門職 91 人のうち本学卒業生が 75 名で、その割合は 82%を超えている。本学の卒業生が、九州のほとんどの自治体で指導的な役職についていることは、その実力が高く評価されていることを示している。なお、ここ 2 年で 11 名 (22 年度は 4 名、23 年度 7 名) もの文化財専門職

の本採用者を出した大学は西日本では本学が唯一であろう。

また、平成 16 年度に本学独自の文書館専門職(アーキビスト)養成課程を設けている。これまで 5 期生計 81 人が修了し、5 人が大学院に進学している。本学卒業者のうち 6 人が自治体の公文書館又はそれに類する機関で専門職に就いている。【資料 A-2-34】

2) 臨床心理関係

平成 24(2012)年 3 月までの大学院臨床心理学専攻修了生 57 名のうち、臨床心理士資格取得者 31 名(昨年度修了生は未受験。精神保健福祉士等の資格等で就労できているため受験を希望しない修了生もいる)で、資格未取得者も含め、結婚・育児、病気療養等をのぞくとほとんど全員が、専門を生かして地域社会で活躍している(児童施設、病院、相談機関、福祉施設、公務員、スクールカウンセラーなど)。中でも大分県下のスクールカウンセラーは本学修了生なくしては成り立たない現状である(平成 23(2011)年度は本学の修了生が県内小・中・高校 159 校のうち 43 校を担当)。なお、別府大学 S C 勉強会を定期的開催し、本学修了生の働きをサポートしている(平成 23(2011)年度は 5 月 14 日、7 月 9 日、9 月 10 日、10 月 15 日、1 月 21 日 3 月 10 日の 6 回開催)。また、「彩個会」という修了生の組織を作り、勉強会等を開いて研修の場を提供し、同時に個別スーパーヴィジョンに応じている。【資料 A-2-35】

3) 福祉関係

人間関係学科の卒業生のうち、毎年 3 分の 1 近くが福祉関係の仕事に就いている。社会福祉士や精神保健福祉士の資格者のうち、精神科病院等の医療機関でワーカーとして働く卒業生が多く、特に、大分県下の主要な病院では多く見られる。また、社会福祉施設でワーカーとして就業している卒業生も多い。宇佐市役所の福祉専門職や中津市等の社会福祉協議会の職員など行政やその関係組織で働く卒業生もいる。こうした卒業生が互いに助け合い、地域社会における福祉ネットワークを形成していることも大きな地域貢献である。彼らは、現場の実習指導者として、現役学生の指導にも当たっている。人間関係学科では、毎年、実習指導者を招いて、意見交換会を定期的に持ち、卒業生ネットワークを開催し、彼らのスキルアップや情報交換のための場を設けている。【資料 A-2-36】

4) 中学・高校等の教職

本学の教職課程は昭和 26(1951)年に設置され、以来 60 年以上にわたって数多くの免許状取得者を輩出してきた。最近 3 年間の免許取得者数をみると、平成 23(2011)年度では文学部と食物栄養科学部で中学校一種 37 名、高校一種 66 名、栄養一種 15 名、平成 22(2010)年度では中学校一種 36 名、高校一種 80 名、栄養一種 11 名、平成 21(2009)年度では中学校一種 55 名、高校一種 105 名、栄養一種 6 名である。免許取得者のうち教職関係に就職したもの(臨時・非常勤含む)は、平成 23(2011)年度卒業生 9 名(県内 6 名、県外 3 名)、22(2010)年度卒業生 11 名(県内 2 名、県外 9 名)、21(2009)年度卒業生 16 名(県内 3 名、県外 13 名)である。【資料 A-2-37】

5) 司書の養成

本学は県下唯一の司書課程設置大学であり、本学卒業の司書は、長年にわたり、地域の図書館運営を支える中核的な役割を果たしている。司書課程は、昭和 36(1961)年の開講以来 50 年間に 3,512 人の司書を社会に送り出している。把握している就職先は、公立図書館 15 人、学校図書館 10 人、専門図書館 1 人、大学図書館 13 人、市役所情報専門部署 3 人な

どがあり、それぞれが専門性を発揮している。また、文部科学大臣委嘱の司書・司書補講習も昭和 36 (1961) 年に開講し、司書 6, 172 人、司書補 3, 343 人、計 9, 515 人を輩出し、その多くが各地の図書館で活躍している。なお、現場職員に対する図書館業務の新たな知見を深める一助として、司書課程内に西日本図書館学会大分県支部を置き、本学卒業の司書を含め、県内の図書館職員に対し継続研修の場を設けている。【資料 A-2-38】

6) 栄養士・管理栄養士

食物栄養学科創設以来の卒業生 518 名のほぼ全員が卒業と同時に栄養士資格を取得し、291 名が管理栄養士の資格を取得している。卒業後は、栄養士・管理栄養士業務に就く者が 60%以上を占め、地域の病院や福祉施設、給食委託会社などに就職し、患者の栄養管理や栄養指導に携わっている。また、自治体の行政栄養士として地域の健康管理に貢献する者もいる。その他の業務に就く者も、職種は食品製造業、ドラッグストア、飲食業、JA など食に関係するものが多い。中には、大分県サッカー協会の「なでしこ大分 (小学生女子サッカーチーム)」育成プロジェクトに栄養サポートチームとして関わり、地域貢献している者もいる。【資料 A-2-39】

A-2-⑥ 附属施設その他の取組み

1) 附属図書館

図書館は、教育研究の重要機能を担っているほか、学外機関との連携による相互貸借や文献複写などを行っている。また、地域の一般利用者にも開放しており、資料の館内閲覧や貸出、複写サービスなどの便宜を図っている。さらに、機関リポジトリを立ち上げ研究論文等を公開し、国内外からアクセスが可能となっている。また、地域図書館との連携として、県内公立図書館、県内大学図書館の横断検索にも所蔵情報を提供している。

機関リポジトリに関しては、本学の紀要に掲載された学術論文を中心に公開する専用ページ「BUILD」のほか、平成 22(2010)年度からは地域の学会等の機関誌に掲載された論文や三浦梅園の「三語」など郷土の貴重な歴史文献を公開する専用ページ「BUNGO」を立ち上げ、Web 上で閲覧できるようにしている。現在、機関リポジトリの収録件数は 7, 770 コンテンツ、アクセスの累積数 88 万回 (平成 24 年 1 月現在) となり、同規模の私立大学では有数の文献公開システムに成長している。【資料 A-2-40】

2) 附属博物館

本学の附属博物館は歴史系の博物館であり、学生や地域の人々の教養を高めるという意義のもと昭和 29(1954)年に開館された。現在ではこれらの機能に加え、本学の学芸員養成の拠点として利用されている。

博物館では、常設展のほかに不定期の特別展を実施している。平成 19 年度(2007)は「別府の地宝展」及び「高句麗古墳の壁画展」、平成 20(2008)年度は「まわす・ふる・とばす ～東アジアの子どものおそび～」、平成 21(2009)年度は「小鹿田焼の里 文化的景観選定記念 民芸の考古学」、平成 22(2010)年度は「後世に伝えたい日本の農村の原風景 田染の荘小崎」、平成 23(2011)年度は「大航海時代と豊後 大友宗麟と南蛮文化」を実施した。【資料 A-2-41】

3) 臨床心理相談室

臨床心理相談室は、大学院文学研究科修士課程心理学専攻（臨床心理士養成1種指定）の設置に際して、学内臨床実習や地域貢献を目的として整備されたものである。平成24年5月現在のスタッフは、臨床心理士の資格を有する専任教員5名、専任職員1名、非常勤教員4名及び相談員（訓練を受け試験に合格した大学院生と修了生）で、地域住民の臨床心理相談のほか、地域病院の職員の臨床心理指導、臨床心理士のスーパーヴィジョンなどを行っている。

過去3年間の相談数は下記表A-2-6のとおりであり、大分県内で悩みを抱えているクライアントへの援助にあたっている。このほか、障がい児を対象にした月2回の動作法、別府市からの委託による市民の相談援助活動、大分県被害者支援センターからの委託による当事者および家族の相談援助活動を行っている。また、地域貢献として、次のような活動も実施している。

- ①スクールカウンセラー事例検討会：臨床心理学専攻修了生で、スクールカウンセラーとして勤務している者を対象に、グループスーパービジョンを実施している。
- ②HIVカウンセラー派遣：大分県臨床心理士会の分科会として、HIVカウンセリングを感染者本人及び家族、家族を亡くした遺族を対象に行っている。【資料A-2-42】

表A-2-6 過去3年間の相談数

	新規	継続	並行	グループ	査定	SV	合計
平成21年度	108	464	11	55	7	152	797
平成22年度	92	572	31	57	16	204	972
平成23年度	88	491	13	54	13	178	837

4) 司書・司書補講習

本学は、昭和36(1961)年以来、文部科学大臣委嘱の「司書・司書補講習」を実施している。平成23(2011)年度に全国13大学で「司書・司書補講習」が行われたが、中でも本学の歴史は古く、すぐれた講師陣と恵まれた教育・宿泊環境などと相まって「司書講習の別府大学」として高い評価を受けている。本学の講習の特色は次のとおりである。

- ①厚生労働大臣から「教育訓練給付制度講座」の指定を受けており、中途退職した受講生の再出発への支援につながっている。
 - ②地方にありながら、長期間講習を継続しており、これまで司書6,172人、司書補3,343人、計9,515人の修了生を出し、その多くが各地の図書館で活躍している。
 - ③長期講習（司書は9週間、司書補は6週間）に臨む受講生のために、徒歩15分の鉄輪温泉郷に低価格の宿泊施設が確保でき、夏期の地域経済にとっても大きなメリットがある。
- このほか、平成16(2004)年から、毎年「子どもの読書活動推進研修会」を実施し、学校図書館司書などこどもの読書活動に携わっている人々に研修の機会を設けている。また、平成21(2009)年には、小中学校教師向けの研修用DVD教材「深め発見する喜び 言語力とメディア活用能力の向上を目指す教師の支援」を作成し、県内の小中学校等に配布した。「平成21(2009)年度からは、図書館の現職者を対象に情報提供能力、コミュニケーション技法の能力開発に主眼を置いた「スキルアップセミナー」を開催し、好評を博している。

【資料A-2-43】

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

「教育研究発展計画」の重点目標8に「地域貢献の充実」を掲げ、今後5年間のさまざまな地域貢献策を列挙している。今後は、短大と連携しつつ、本計画を着実に実行していく。

【基準Aの自己評価】

以上のように、本学は大学の使命・目的を踏まえて地域連携の方針を明確に掲げ、大学全体の活動実績の把握に努めるとともに、その周知を図り、教職員の地域連携活動の一層の推進を促してきた。

地域連携の内容は、地域連携方針の各項目に沿って、大小さまざまな取組みが行われており、各学科・施設においても、地域連携・社会貢献の活動は充実していると考えている。

また、「教育研究発展計画」の重点目標8に「地域貢献の充実」を掲げ、今後5年間のさまざまな地域貢献策を列挙し、今後一層組織的・計画的に地域連携を進めていこうとしている。

V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F-3】	学部構成（大学・大学院）	
【表 F-4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-6】	全学の教員組織（学部等）	
	全学の教員組織（大学院等）	
【表 F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-8】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	
【表 2-2】	学部、学科別の在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去 3 年間）	
【表 2-4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-5】	授業科目の概要	
【表 2-6】	成績評価基準	
【表 2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2-8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2-10】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2-13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表 2-16】	学部の専任教員の 1 週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2-17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 2-18】	校地、校舎等の面積	
【表 2-19】	教員研究室の概要	
【表 2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2-21】	学部の学生用実験・実習室の面積・規模	
【表 2-22】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-23】	その他の施設の概要	
【表 2-24】	図書、資料の所蔵数	
【表 2-25】	学生閲覧室等	
【表 2-26】	情報センター等の状況	

別府大学

【表 2-27】	学生寮等の状況	
【表 3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-6】	消費収支計算書関係比率（大学単独）（過去 5 年間）	
【表 3-7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	備考
	該当する資料名及び該当ページ	
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人別府大学寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内（最新のもの）	
	別府大学・別府大学短期大学部 大学案内 2013	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	別府大学学則	
	別府大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱（最新のもの）	
	2012 年度（平成 24 年度）入学試験要項	
	2013 年度（平成 25 年度）入試ガイド	
	2012 年度（平成 24 年度）大学院入学試験要項	
【資料 F-5】	学生便覧、履修要項	
	学生生活（平成 24 年度）	
	（履修の手引きは学生生活 45 頁～98 頁に掲載）	
	大学院学生便覧（平成 24 年度）	
【資料 F-6】	（履修の手引きは大学院学生便覧 11 頁～44 頁に掲載）	
	事業計画書（最新のもの）	
【資料 F-7】	平成 24 年度事業計画	
	事業報告書（最新のもの）	
【資料 F-8】	平成 23 年度事業報告	
	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	別府大学施設案内図	
	別府キャンパス（大学案内 2013 の 108・109 頁）	
【資料 F-9】	キャンパス周辺マップ（大学案内 2013 108-115 頁）	
	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など）	

別府大学

学校法人別府大学規程一覧（短大・附属学校を除く）

基準 1. 使命・目的等

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	学校法人別府大学寄附行為（第 3 条）	資料 F-1 の写し
【資料 1-1-2】	別府大学学則（第 1 条）	資料 F-5 の写し
【資料 1-1-3】	別府大学の教育研究上の目的	資料 F-5 の写し
【資料 1-1-4】	別府大学の教育目標、各学部・学科の教育目標 別府大学大学院研究科の理念と教育目標	資料 F-5 の写し 資料 F-5 の写し
【資料 1-1-5】	教育目的・教育目標・3つのポリシーの関連図	
【資料 1-1-6】	別府大学大学院学則（第 2 条）	資料 F-5 の写し
【資料 1-1-7】	教育研究発展計画（2012-2016）別府大学 未来へのアプローチ （2 頁参照）	
【資料 1-1-8】	平成 24 年度計画	
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	建学の精神解説資料（「学生生活」口絵）	資料 F-5 の写し
【資料 1-2-2】	学校法人別府大学寄附行為（第 3 条） 別府大学学則（第 1 条）	資料 1-1-1 と同じ 資料 1-1-2 と同じ
【資料 1-2-3】	教育研究発展計画（2012-2016）別府大学 未来へのアプローチ （第 2 頁）	資料 1-1-7 の写し
【資料 1-2-4】	学校法人別府大学寄附行為（第 3 条） 別府大学学則（第 1 条） 別府大学大学院学則（第 2 条）	資料 1-1-1 と同じ 資料 1-1-2 と同じ 資料 1-1-6 と同じ
【資料 1-2-5】	平成 24 年 3 月 21 日文学部教授会議事録及び議事次第・資料	
【資料 1-2-6】	平成 24 年 2 月 21 日文学部教授会議事録及び議事次第・資料 平成 23 年 10 月 19 日文学部教授会議事録及び議事次第・資料 平成 22 年 12 月 15 日文学部教授会議事録及び議事次第・資料	
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	学校法人別府大学寄附行為（第 43 条） 別府大学学則（第 9 条） 別府大学大学院学則（第 10 条）	資料 F-1 の写し 資料 F-5 の写し 資料 F-5 の写し
【資料 1-3-2】	大学案内 2013（表紙裏・第 2 頁）	資料 F-2 の写し
【資料 1-3-3】	Be-News2012. Spring 号（裏表紙）	
【資料 1-3-4】	学生生活（口絵）	資料 F-5 の写し
【資料 1-3-5】	名刺及び襟章（写真）	
【資料 1-3-6】	大学ホームページ（建学の精神説明ページの印刷）	
【資料 1-3-7】	「大学史と別府大学」シラバス	
【資料 1-3-8】	学校法人別府大学寄附行為（第 3 条）	資料 1-1-1 と同じ

別府大学

	別府大学学則（第1条） 別府大学大学院学則（第2条）	資料1-1-2と同じ 資料1-1-6と同じ
【資料1-3-9】	大学ホームページ（情報公開ページの印刷）	
【資料1-3-10】	別府大学の教育研究上の目的 別府大学の教育目標、各学部・学科の教育目標 別府大学大学院研究科の理念と教育目標	資料1-1-3と同じ 資料1-1-4と同じ 資料1-1-4と同じ
【資料1-3-11】	教育目的・教育目標・3つのポリシーの相関図 平成24年3月21日文学部教授会議事録及び議事次第・資料	資料1-1-5と同じ 資料1-2-5と同じ
【資料1-3-12】	別府大学学士課程教育に関する3つの方針 別府大学大学院 3つの方針	
【資料1-3-13】	大学の沿革（学生生活(1)(2)頁） 大学院の沿革（大学院学生便覧1・2頁）	資料F-5の写し 資料F-5の写し
【資料1-3-14】	各学科の歴史（学生生活5・9・12・15・19・22頁）	資料F-5の写し

基準2. 学修と教授

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
2-1. 学生の受入れ		
【資料2-1-1】	別府大学 入学者受入れの方針（アドミッションポリシー）	
【資料2-1-2】	平成24年3月21日文学部教授会議事録及び議事次第・資料	資料1-2-5と同じ
【資料2-1-3】	大学案内 2013 大学・大学院の入学者受け入れ方針記載頁（8頁・55頁） 2012年度入学試験実施要項（入学者受け入れ方針記載頁） 2012年度大学院入試要項（入学者受け入れ方針記載頁） 別府大学ホームページ（情報公開ページ）	資料F-2の写し 資料F-4の写し 資料F-4の写し
【資料2-1-4】	大学進学の手引き（平成24年度）	
【資料2-1-5】	別府大学ホームページ（本文記載関係ページの印刷）	
【資料2-1-6】	2012年度（平成24年度）入学試験要項	資料F-4と同じ
【資料2-1-7】	各学科の面接質問事項 推薦入学試験問題集（2010～2012年度）	
【資料2-1-8】	別府大学入学試験問題集 2011	
【資料2-1-9】	2012年度A0入試エントリーカード	
【資料2-1-10】	2012年-2013年外国人留学生募集要項	
【資料2-1-11】	別府大学ホームページ（入試情報関連ページの印刷）	
【資料2-1-12】	2012年度（平成24年度）別府大学大学院入学試験要項	資料F-4と同じ
【資料2-1-13】	2012年-2013年外国人留学生募集要項	資料2-1-10と同じ
【資料2-1-14】	各学部の過去5年間の入学定員・収容定員、入学者数・在籍者数及び定員充足率	
【資料2-1-15】	平成21年度事業報告書（抄）	
【資料2-1-16】	平成22年度第2回大学院FD委員会議事録及び資料	

別府大学

	平成 21 年 9 月大学院文学研究科改革委員会議事次第及び資料 平成 21 年度 5 月大学院委員会議事録及び資料	
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	別府大学の教育課程編成・実施の方針（「学生生活」抜粋） 別府大学の 3 つの方針（本学ホームページの情報公開ページ）	資料 F-5 の写し
【資料 2-2-2】	授業計画書（シラバス）記載要領 Web 版シラバスの検索ページ及びシラバス例	
【資料 2-2-3】	教養教育の基本理念（「学生生活」第 3 頁）	資料 F-5 の写し
【資料 2-2-4】	別府大学大学院の教育課程編成・実施の方針（「大学院学生便覧」抜粋） 別府大学大学院の 3 つの方針（本学ホームページの情報公開ページ印刷）	資料 F-5 の写し
【資料 2-2-5】	別府大学学則別表抜粋（学生生活 167-172 頁） 別府大学の各学部の学科に置く履修コースに関する規程別表抜粋（学生生活 231-236 頁）	資料 F-5 の写し 資料 F-5 の写し
【資料 2-2-6】	別府大学学則別表抜粋（学生生活 162-164 頁）	資料 F-5 の写し
【資料 2-2-7】	別府大学学則別表抜粋（学生生活 165-172 頁）	資料 F-5 の写し
【資料 2-2-8】	別府大学学則別表抜粋（学生生活 162 頁）	資料 F-5 の写し
【資料 2-2-9】	別府大学学則別表抜粋（学生生活 167-172 頁）	資料 F-5 の写し
【資料 2-2-10】	別府大学の各学部の学科に置く履修コースに関する規程別表抜粋（学生生活 229-236 頁）	資料 F-5 の写し
【資料 2-2-11】	別府大学学則別表抜粋（学生生活 193・194 頁） 教職課程履修に関する規程（学生生活 252-275 頁）	資料 F-5 の写し 資料 F-5 の写し
【資料 2-2-12】	別府大学学則別表抜粋（学生生活 195 頁） 司書・司書教諭資格取得に関する規程（学生生活 279-281 頁）	資料 F-5 の写し 資料 F-5 の写し
【資料 2-2-13】	別府大学学則別表抜粋（学生生活 196 頁） 学芸員資格取得に関する規程（学生生活 276-278 頁）	資料 F-5 の写し 資料 F-5 の写し
【資料 2-2-14】	別府大学学則別表抜粋（学生生活 197・198 頁） 日本語教員養成課程の履修に関する規程（学生生活 293-295 頁）	資料 F-5 の写し 資料 F-5 の写し
【資料 2-2-15】	別府大学学則別表抜粋（学生生活 162-167 頁）	資料 F-5 の写し
【資料 2-2-16】	別府大学学則別表抜粋（学生生活 172-175 頁） 別府大学の各学部の学科に置く履修コースに関する規程別表抜粋（学生生活 237-244 頁）	資料 F-5 の写し 資料 F-5 の写し
【資料 2-2-17】	別府大学学則別表抜粋（学生生活 162-164 頁、172-175 頁）	資料 F-5 の写し
【資料 2-2-18】	別府大学の各学部の学科に置く履修コースに関する規程別表抜粋（学生生活 229・230 頁、237-244 頁）	資料 F-5 の写し
【資料 2-2-19】	別府大学学則別表抜粋（学生生活 193・194 頁） 教職課程履修に関する規程（学生生活 252-275 頁）	資料 F-5 の写し 資料 F-5 の写し
【資料 2-2-20】	別府大学学則別表抜粋（学生生活 195 頁）	資料 F-5 の写し

別府大学

	司書・司書教諭資格取得に関する規程（学生生活 279-281 頁）	資料 F-5 の写し
【資料 2-2-21】	別府大学学則別表抜粋（学生生活 196 頁） 学芸員資格取得に関する規程（学生生活 276-278 頁）	資料 F-5 の写し 資料 F-5 の写し
【資料 2-2-22】	別府大学学則別表抜粋（学生生活 199 頁） 文書館専門職（アーキビスト）養成課程の履修に関する規程（学生生活 300 頁）	資料 F-5 の写し 資料 F-5 の写し
【資料 2-2-23】	別府大学学則別表抜粋（学生生活 162 頁、172-175 頁）	資料 F-5 の写し
【資料 2-2-24】	別府大学学則別表抜粋（学生生活 162-164 頁、176-178 頁）	資料 F-5 の写し
【資料 2-2-25】	別府大学学則別表抜粋（学生生活 176-178 頁）	資料 F-5 の写し
【資料 2-2-26】	国家試験等受験資格に関する授業科目（社会福祉士）（学生生活 94 頁） 社会福祉士国家試験受験資格取得に関する規程（学生生活 282・283 頁）	資料 F-5 の写し 資料 F-5 の写し
【資料 2-2-27】	国家試験等受験資格に関する授業科目（精神保健福祉士）（学生生活 95 頁）	資料 F-5 の写し
【資料 2-2-28】	資格及び国家試験等受験資格に関する授業科目（認定心理士）（学生生活 84 頁）	資料 F-5 の写し
【資料 2-2-29】	社会調査士資格の標準カリキュラムと本学開講科目対応表（2011）年度（学生生活 86 頁）	資料 F-5 の写し
【資料 2-2-30】	別府大学学則別表抜粋（学生生活 193・194 頁） 教職課程履修に関する規程（学生生活 252-275 頁）	資料 F-5 の写し 資料 F-5 の写し
【資料 2-2-31】	別府大学学則別表抜粋（学生生活 162 頁、176-178 頁）	資料 F-5 の写し
【資料 2-2-32】	別府大学学則別表抜粋（学生生活 179 頁）	資料 F-5 の写し
【資料 2-2-33】	別府大学学則別表抜粋（学生生活 182・183 頁）	資料 F-5 の写し
【資料 2-2-34】	管理栄養士国家試験受験資格取得に関する規程（学生生活 286-288 頁）	資料 F-5 の写し
【資料 2-2-35】	別府大学学則別表抜粋（学生生活 193・194 頁） 教職課程履修に関する規程（学生生活 252-275 頁）	資料 F-5 の写し 資料 F-5 の写し
【資料 2-2-36】	栄養士免許取得資格に関する規程（学生生活 284・285 頁）	資料 F-5 の写し
【資料 2-2-37】	食品衛生管理者・食品衛生監視員任用資格取得に関する規程（学生生活 289・290 頁）	資料 F-5 の写し
【資料 2-2-38】	フードスペシャリスト協会が定める科目及び単位数等に対応する本学の授業科目及び単位数（学生生活 98 頁）	資料 F-5 の写し
【資料 2-2-39】	司書・司書教諭資格取得に関する規程抜粋（学生生活 281 頁）	資料 F-5 の写し
【資料 2-2-40】	別府大学学則別表抜粋（学生生活 179 頁） 課題探求型授業、対話型授業、実践型授業の実施状況	資料 F-5 の写し
【資料 2-2-41】	別府大学学則別表抜粋（学生生活 180 頁）	資料 F-5 の写し
【資料 2-2-42】	別府大学学則別表抜粋（学生生活 184・185 頁）	資料 F-5 の写し
【資料 2-2-43】	食品衛生管理者・食品衛生監視員任用資格取得に関する規程（学	資料 F-5 の写し

別府大学

	生生活 289-291 頁) フードサイエンティストの資格について	
【資料 2-2-44】	別府大学学則別表抜粋 (学生生活 185 頁)	資料 F-5 の写し
【資料 2-2-45】	別府大学学則別表抜粋 (学生生活 193・194 頁) 教職課程履修に関する規程 (学生生活 252-275 頁)	資料 F-5 の写し 資料 F-5 の写し
【資料 2-2-46】	別府大学学則別表抜粋 (学生生活 195 頁) 司書・司書教諭資格取得に関する規程 (学生生活 279-281 頁)	資料 F-5 の写し 資料 F-5 の写し
【資料 2-2-47】	別府大学学則別表抜粋 (学生生活 186-188 頁)	資料 F-5 の写し
【資料 2-2-48】	別府大学学則別表抜粋 (学生生活 186 頁)	資料 F-5 の写し
【資料 2-2-49】	別府大学学則別表抜粋 (学生生活 186-188 頁)	資料 F-5 の写し
【資料 2-2-50】	別府大学学則別表抜粋 (学生生活 189-192 頁)	資料 F-5 の写し
【資料 2-2-51】	別府大学学則別表抜粋 (学生生活 189-192 頁) 別府大学の各学部の学科に置く履修コースに関する規程別表抜粋 (学生生活 245-247 頁)	資料 F-5 の写し 資料 F-5 の写し
【資料 2-2-52】	別府大学学則別表抜粋 (学生生活 189-192 頁) 別府大学の各学部の学科に置く履修コースに関する規程別表抜粋 (学生生活 245-247 頁)	資料 F-5 の写し 資料 F-5 の写し
【資料 2-2-53】	別府大学学則別表 (学生生活 189-192 頁) 別府大学の各学部の学科に置く履修コースに関する規程別表抜粋 (学生生活 245-247 頁)	資料 F-5 の写し 資料 F-5 の写し
【資料 2-2-54】	大学院学生便覧抜粋 (17-19 頁)	資料 F-5 の写し
【資料 2-2-55】	大学院学生便覧抜粋 (20-21 頁)	資料 F-5 の写し
【資料 2-2-56】	大学院学生便覧抜粋 (23-25 頁)	資料 F-5 の写し
【資料 2-2-57】	大学院学生便覧抜粋 (26 頁)	資料 F-5 の写し
【資料 2-2-58】	大学院学生便覧抜粋 (19 頁)	資料 F-5 の写し
【資料 2-2-59】	大学院博士学位授与記録	
【資料 2-2-60】	大学院学生便覧抜粋 (22 頁)	資料 F-5 の写し
【資料 2-2-61】	大学院博士学位授与記録	資料 2-2-59 と同じ
【資料 2-2-62】	大学院学生便覧抜粋 (25 頁)	資料 F-5 の写し
【資料 2-2-63】	大学院博士学位授与記録	資料 2-2-59 と同じ
【資料 2-2-64】	大学院学生便覧抜粋 (28・29 頁)	資料 F-5 の写し
【資料 2-2-65】	1 年次教養英語クラス分け (英語習熟度別クラス編成)	
【資料 2-2-66】	「日本文学講義 6 (大分県の文学)」シラバス (2012・2011 年度)	
【資料 2-2-67】	英語・英米文学コース留学制度について	
【資料 2-2-68】	授業に活かす鑑賞のための美術館等訪問	
【資料 2-2-69】	「大分ユーモアまんが大賞」関係資料	
【資料 2-2-70】	中津市で実施したアーカイブズ講座関連資料	
【資料 2-2-71】	史学・文化財学科 3 年次生履修アンケート回答例	

別府大学

【資料 2-2-72】	卒業生を招き在学生と語り進路を考える機会（関連資料）	
【資料 2-2-73】	近隣小学校の学習サポート活動関係資料	
【資料 2-2-74】	障がい者スポーツの体験活動関係資料	
【資料 2-2-75】	教員同士の模擬授業、相互評価票	
【資料 2-2-76】	幼児を対象に栄養教育を実施するプログラム	
【資料 2-2-77】	高齢者に対する栄養改善プログラム	
【資料 2-2-78】	臨地実習（インターンシップ）	
【資料 2-2-79】	入学前教育スケジュール	
【資料 2-2-80】	導入演習・基礎演習を利用した理系科目の学力の底上げ	
【資料 2-2-81】	簿記習熟度別クラス編成	
【資料 2-2-82】	インターンシップ実習先一覧 学外授業実績	
【資料 2-2-83】	年次レポート題目一覧；H24	
【資料 2-2-84】	「ゆけむり史学」第6号（2012年3月）	
【資料 2-2-85】	文化財研究所受託調査事業（関連記事）	
【資料 2-2-86】	平成23年度文化財学専攻新入生発表会資料（2011年6月） 第18回文化財学専攻院生発表会資料（2011年11月）	
【資料 2-2-87】	「別府大学臨床心理研究 Vol.7 2011 Oct.」	
【資料 2-2-88】	平成24年度大学院食物栄養科学研究科修士課程1年中間発表 （プログラム及び論文抄録）	
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	新入生オリエンテーション配布資料（教務課及び学生事務部分）	
【資料 2-3-2】	平成24年度 各学科の第2次オリエンテーション一覧 食物栄養学科第2次オリエンテーション2012 ※実施例	
【資料 2-3-3】	平成24年度 担任表	
【資料 2-3-4】	平成24年度別府大学史学研究会学生会部会冊子『道標』 国際経営学科研究会一覧	
【資料 2-3-5】	「学生指導ハンドブックー学生がいきいきと就学するためにー」（平成24年3月）	
【資料 2-3-6】	学生生活の充実のためにー教員による学修指導についてー（平成10年9月1日学長からの要請通知） 欠席が目立つ学生の把握関連資料（例示） 成績不振の学生の把握関連資料（例示） 欠席状況把握カード	
【資料 2-3-7】	平成24年度別府大学懇談会開催日程表	
【資料 2-3-8】	「学生生活」142頁（オフィスアワー関係部分）	資料F-5の写し
【資料 2-3-9】	TA委嘱者一覧表（平成20-23年度）	
【資料 2-3-10】	学部・学科ごとの退学者数（平成18-23年度）	
【資料 2-3-11】	学科別に見た中途退学者と中途退学率（平成19-23年度）	

別府大学

【資料 2-3-12】	平成 23 年度 中途退学者・除籍者の事由	
【資料 2-3-13】	退学・休学等相談カルテ（様式）	
【資料 2-3-14】	別府大学・別府大学短期大学部日本語教育研究センター規程	
【資料 2-3-15】	平成 24 年度 日本語プレイスメントテストによるクラス分け	
【資料 2-3-16】	「第 1 回(2009 年度) 充実した楽しい学生生活を送るための満足度調査（調査結果）」	
【資料 2-3-17】	学生満足度調査 不満度の高い項目と進捗状況（整理表）	
【資料 2-3-18】	「充実した学生生活を送るための満足度調査」の結果に対する改善の取り組み（掲示板掲示資料）	
【資料 2-3-19】	ミニツツペーパー	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	文学部学科履修規程（本則） 食物栄養科学部学科履修規程（本則） 国際経営学部学科履修規程（本則）	資料 F-5 掲載（215 頁） 資料 F-5 掲載（220 頁） 資料 F-5 掲載（225 頁）
【資料 2-4-2】	文学部学科履修規程（第 2 条第 2 項別表） 食物栄養科学部学科履修規程（第 2 条第 2 項別表） 国際経営学部学科履修規程（第 2 条第 2 項別表）	
【資料 2-4-3】	学則第 22 条による編入学者の既修得単位の取り扱い内規	
【資料 2-4-4】	他の大学又は短期大学における授業科目の履修等に関する規程	資料 F-5 掲載（208 頁）
【資料 2-4-5】	大学以外の教育施設等における学修に関する規程	資料 F-5 掲載（210 頁）
【資料 2-4-6】	入学前の既修得単位等の認定に関する規程	資料 F-5 掲載（206 頁）
【資料 2-4-7】	科目等履修生規程	資料 F-5 掲載（303 頁）
【資料 2-4-8】	別府大学による明豊高等学校からの科目等履修生受入れに関する覚書	
【資料 2-4-9】	研究生規程	資料 F-5 掲載（302 頁）
【資料 2-4-10】	別府大学における GPA 制度の取扱いに関する規程	資料 F-5 掲載（248 頁）
【資料 2-4-11】	授業計画書（シラバス）記載要領 Web 版シラバスの検索ページ及びシラバス例	資料 2-2-2 と同じ
【資料 2-4-12】	別府大学大学院学則（第 38 条（大学院修了要件）部分）	資料 F-5 の写し
【資料 2-4-13】	別府大学大学院文学研究科、食物栄養科学研究科履修規程	資料 F-5 掲載（87 頁）
【資料 2-4-14】	別府大学学位規程	資料 F-5 掲載（202・77 頁）
【資料 2-4-15】	修士論文提出要領、博士論文提出要領	資料 F-5 掲載（31・32 頁）
【資料 2-4-16】	博士論文審査取扱規則 大学院博士後期課程の論文博士の審査に関する内規	
【資料 2-4-17】	別府大学大学院科目等履修生規程	資料 F-5 掲載（91 頁）
【資料 2-4-18】	大学院研究生規程	資料 F-5 参照（93 頁）
2-5. キャリアガイダンス		

別府大学

【資料 2-5-1】	別府大学就職委員会規程	
【資料 2-5-2】	別府大学キャリア支援センター規程	
【資料 2-5-3】	就職支援に関する意識を高めるためFD研修会 (23・22年度)	
【資料 2-5-4】	別府大学学則別表抜粋 (文学部・国際経営学部) キャリア教育科目シラバス (24年度)	資料 F-5 の写し
【資料 2-5-5】	社会福祉士・精神保健福祉士現場実習科目シラバス (24年度)	
【資料 2-5-6】	食物栄養学科・発酵食品学科臨地実習科目シラバス (24年度)	
【資料 2-5-7】	キャリア支援ニュース NO.1 (2012.4.9) ~NO.4 (2012.5.25)	
【資料 2-5-8】	「平成 23 年度版 就活ハンドブック」	
【資料 2-5-9】	各種就職支援対策講座の案内・写真等関連資料	
【資料 2-5-10】	就職オリエンテーション関連資料 (23年6月、10月、11月、 24年4月)	
【資料 2-5-11】	学内合同企業等説明会関係資料 (23年12月) 学外合同企業等説明会参加関係資料 (23年12月、24年1月)	
【資料 2-5-12】	3年次生進路懇談会資料 (大分会場、23年10月)	
【資料 2-5-13】	就職未決定者に対する就職相談会資料 (23年10月) ハローワークによる出張相談会資料 (24年1月・2回)	
【資料 2-5-14】	就活アドバイザー関係資料	
【資料 2-5-15】	企業と留学生の交流フェア資料、参加者一覧	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	学生生活の充実のために一教員による学修指導について (平成 10 年 9 月 1 日学長からの要請通知) 欠席が目立つ学生の把握リスト (例示) 成績不振の学生の把握リスト (例示)	資料 2-3-6 と同じ (最初の 2 枚)
【資料 2-6-2】	「学生による授業評価アンケート (報告) - 集計結果および授業改善策 (平成 23 年度)」	
【資料 2-6-3】	ミニツツペーパー	資料 2-3-19 と同じ
【資料 2-6-4】	管理栄養士国家試験対策関連資料 ・学内模試を含む模擬試験成績一覧 ・個人成績表 (例示) ・学内模試試験問題 (例示) ・朝勉の会アンケート (回答例の抜粋) ・授業内容の検討会等の関連資料	
【資料 2-6-5】	「平成 23 年度 別府大学の就職状況」	
【資料 2-6-6】	国語科教育法Ⅲ・Ⅳシラバス (模擬授業を实践させる授業の例) 英語学学習 1 (TOIEC 受験をもとにした授業の例)	
【資料 2-6-7】	史学・文化財学科 3 年次生履修アンケート回答例 5 月・4 月の模擬授業のお知らせ	資料 2-2-71 と同じ
【資料 2-6-8】	卒業生を招き在學生と語らい進路を考える機会 (関連資料)	資料 2-2-72 と同じ

別府大学

【資料 2-6-9】	管理栄養士国家試験対策関連資料 教員相互評価表 高校教員との学術交流会時のアンケート用紙と回答結果一覧 高校教員との学術交流会時の調理実習（料理）に対するアンケート用紙と回答結果集計表	資料 2-6-4 と同じ 上記以外に追加 上記以外に追加 上記以外に追加
【資料 2-6-10】	学生の質問・要望の例（ミニッツペーパーを用いたもの）	
【資料 2-6-11】	簿記習熟度別クラス編成	資料 2-2-81 を参照
【資料 2-6-12】	大学院生による授業等の評価アンケート（平成 24 年 1 月）	
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	別府大学学生委員会規程	
【資料 2-7-2】	大学事務局部署・職員一覧	資料 F-5 の写し
【資料 2-7-3】	別府大学・別府大学短期大学部留学生委員会規程	
【資料 2-7-4】	各学生寮の定員・現員の確認書類（回覧文書）	
【資料 2-7-5】	学生寮規程	
【資料 2-7-6】	平成 23 年度下宿等経営者懇談会資料	
【資料 2-7-7】	「大学案内 2013」におけるサークル紹介（90・91 頁）	資料 F-2 の写し
【資料 2-7-8】	平成 23・24 年度 体育文化費	
【資料 2-7-9】	平成 23 年度 第 5 回模擬授業の会活動報告（「教職への道 No. 32(2011)抜粋」 模擬授業の会お知らせ（23 年 4 月から 24 年 1 月分）	
【資料 2-7-10】	学校法人別府大学身体障害者福祉措置細則	
【資料 2-7-11】	納入延滞期限及び分割納入期限（「学生生活」） 「平成 24 年度 大学進学の手引き」（3・4 頁参照）	資料 F-5 の写し
【資料 2-7-12】	学校法人別府大学奨学生規程 別府大学奨学生募集要項（「2012 年度入学試験要項」）	資料 F-4 の写し
【資料 2-7-13】	平成 24 年度外国人留学生奨学生募集状況一覧	
【資料 2-7-14】	別府大学・別府大学短期大学部外国人留学生後援会会則	
【資料 2-7-15】	学校法人別府大学「学生生徒の緊急生活支援対策資金」の創設について	
【資料 2-7-16】	災害等による授業料等減免措置	
【資料 2-7-17】	ガイダンスルーム（学生相談室・健康相談室・留学生相談室・キャリア支援センター・オフィスアワー・セクハラ等の相談） 学生相談室のご案内 ほけんだより（平成 24 年度 1 号）	資料 F-5 の写し
【資料 2-7-18】	別府大学・別府大学短期大学部における健康危機管理	
【資料 2-7-19】	新入生に対する健康アンケート・予防接種歴等の提出様式	
【資料 2-7-20】	禁煙教室の配布資料 4 種類（表紙のみ）	
【資料 2-7-21】	「学生生活」の留学生相談室のページ	資料 F-5 の写し
【資料 2-7-22】	第 9 回国際交流ゆかたの夕べ（23 年 9 月 16 日）プログラム	

別府大学

【資料 2-7-23】	大学コンソーシアムおおいたパンフレット アクティブネット紹介パンフレット	
【資料 2-7-24】	スポーツ振興会リーダーズトレーニング (23 年度のしおり) 文化会リーダーシップトレーニング (23 年度のしおり)	
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	学校法人別府大学教職員採用、昇格に関する規程	
【資料 2-8-2】	別府大学教員資格審査規程 別府大学教員資格審査基準 別府大学大学院教員資格審査規程 別府大学大学院教員資格審査基準	
【資料 2-8-3】	別府大学人事調整会議規程	
【資料 2-8-4】	公募の例 (JREC-IN 公募情報の写し)	
【資料 2-8-5】	資格審査報告、審査員の所見、資格審査教授会議事録、資格審査結果の報告 (以上、文学部の例)	
【資料 2-8-6】	「学生による授業評価アンケート (報告) - 集計結果および授業改善策 (平成 23 年度)」	資料 2-6-2 と同じ
【資料 2-8-7】	別府大学 FD 委員会規程	
【資料 2-8-8】	FD 研修会開催実績 (20・21・22・23 年度)	
【資料 2-8-9】	FD を考えるワークショップ関係資料	
【資料 2-8-10】	各学科 FD 活動実績報告 (平成 23 年度実績)	
【資料 2-8-11】	授業公開 (授業相互参観) 関係資料 (平成 23 年度)	
【資料 2-8-12】	別府大学教養教育委員会規程	
【資料 2-8-13】	別府大学教務委員会規程	
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	学校団地関係図	
【資料 2-9-2】	「別大生のための情報リテラシー 基本編」 導入教育における図書館ガイダンスの利用について	
【資料 2-9-3】	ARGONAUTES (アルゴノート) 第 11 号～13 号	
【資料 2-9-4】	別府大学附属図書館利用案内 別府大学附属図書館ホームページ (検索ページの印刷)	
【資料 2-9-5】	別府大学附属図書館ホームページ (関係箇所の印刷)	
【資料 2-9-6】	第 3 回選書ツアー要項 図書館見学ツアー2011 要綱	
【資料 2-9-7】	図書館ホームページ (機関リポジトリ BUILD のページ印刷) 図書館ホームページ (機関リポジトリ BUNGO のページ印刷) 学術機関リポジトリ構築連携支援事業 (平成 22-24 公募要領)	
【資料 2-9-8】	電子ジャーナルのタイトル一覧	
【資料 2-9-9】	近年の図書館利用状況 (21・22・23 年度)	
【資料 2-9-10】	平成 23 年度 体育館に係る授業の使用状況	

別府大学

【資料 2-9-11】	健康センターの使用状況（平成 21・22・23 年度）	
【資料 2-9-12】	メディア教育・研究センター紹介ページ	資料 F-5 の写し
【資料 2-9-13】	学校法人別府大学緊急施設整備計画	
【資料 2-9-14】	学校法人別府大学（別府キャンパス）防災・防火対策規程	
【資料 2-9-15】	防災ハンドブック	
【資料 2-9-16】	別府大学防犯パトロール隊関係資料（発足式資料、活動報告 P.P. 資料、研修会資料、保険加入資料）	
【資料 2-9-17】	情報システムの管理等に関する規程	
【資料 2-9-18】	学生満足度調査 不満度の高い項目と進捗状況（整理表）	資料 2-3-17 と同じ
【資料 2-9-19】	科目区分ごとの平均受講者数（平成 24 年度）	

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	学校法人別府大学中期計画 平成 24 年度～28 年度（5 ヶ年）	
【資料 3-1-2】	教育研究発展計画（2012-2016）別府大学 未来へのアプローチ	資料 1-1-7 と同じ
【資料 3-1-3】	学校法人別府大学人事基本計画	
【資料 3-1-4】	学校法人別府大学財務基本計画	
【資料 3-1-5】	学校法人別府大学の研究活動の不正行為防止等に関する規程 学校法人別府大学における研究活動行動規範 学校法人別府大学における競争的資金等の取扱いに関する規程 別府大学科学研究費補助金事務取扱規程	
【資料 3-1-6】	別府大学遺伝子組換え実験安全管理規則 別府大学動物実験に関する規則 別府大学・別府大学短期大学部医学研究倫理審査委員会規程	資料 F-3 と同じ
【資料 3-1-7】	学校法人別府大学職務発明規程 学校法人別府大学における研究成果有体物取扱規程 学校法人別府大学利益相反に関する規程 学校法人別府大学知的財産ポリシー 学校法人別府大学利益相反ポリシー	
【資料 3-1-8】	学校法人別府大学個人情報保護に関する規則 学校法人別府大学公益通報規程	
【資料 3-1-9】	別府大学・別府大学短期大学部における健康危機管理	資料 2-7-18 と同じ
【資料 3-1-10】	学校法人別府大学（別府キャンパス）防災・防火対策規程	資料 2-9-14 と同じ
【資料 3-1-11】	防災ハンドブック	資料 2-9-15 と同じ
【資料 3-1-12】	FD・SD 研修会配布資料（平成 23 年 12 月 7 日）	
【資料 3-1-13】	学校法人別府大学におけるセクシュアル・ハラスメント防止・対策等関連機関の組織及び運営に関する規程	
【資料 3-1-14】	別府大学ホームページの情報公開専用バナー	

別府大学

【資料 3-1-15】	別府大学ホームページの情報公開ページ	
【資料 3-1-16】	「Be-News 2011. Autumn 号」 (15-17 頁)	
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	学校法人別府大学寄附行為 (第 16 条記載頁抜粋)	資料 F-1 の写し
【資料 3-2-2】	学校法人別府大学管理運営規則	
【資料 3-2-3】	理事・監事・評議員名簿	
【資料 3-2-4】	学校法人別府大学学園理事・評議員会規程	
【資料 3-2-5】	学校法人別府大学事務会議規程	
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	別府大学教授会運営規程 別府大学連合教授会規程 別府大学・別府大学短期大学部合同教授会規程 別府大学大学院学則 (第 10 条・第 11 条記載箇所抜粋) 別府大学大学院研究科委員会運営規程	
【資料 3-3-2】	別府大学評議会規程	
【資料 3-3-3】	別府大学企画運営会議規程	
【資料 3-3-4】	別府大学教務委員会規程 (ほか各種専門委員会規程 18 本)	
【資料 3-3-5】	別府大学学長補佐に関する規程	
【資料 3-3-6】	FD・SD 研修会配布資料 (平成 23 年 12 月 7 日)	資料 3-1-12 と同じ
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	学校法人別府大学寄附行為 (第 16 条記載頁抜粋)	資料 3-2-1 と同じ
【資料 3-4-2】	学校法人別府大学学園理事・評議員会規程	資料 3-2-4 と同じ
【資料 3-4-3】	学校法人別府大学事務会議規程	資料 3-2-5 と同じ
【資料 3-4-4】	理事・監事・評議員名簿	資料 3-2-3 と同じ
【資料 3-4-5】	平成 24 年度第 1 回監事監査会議事概要	
【資料 3-4-6】	監事監査報告書 (平成 24 年 5 月 8 日)	
【資料 3-4-7】	理事・監事・評議員名簿	資料 3-2-3 と同じ
【資料 3-4-8】	中期計画策定プロジェクトチームの構成	
【資料 3-4-9】	平成 24 年度別府大学の経営状況について (説明会配布資料)	
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	平成 24 年度新任教職員説明会実施要領	
【資料 3-5-2】	平成 24 年度大学教授会関係役職者・委員会等構成員一覧	
【資料 3-5-3】	平成 24 年度学校法人別府大学事務職員研修会実施要項	
【資料 3-5-4】	平成 23 年度大分県私立大学・短期大学協会教職員研修会実施要項	
【資料 3-5-5】	FD 研修会開催実績 (20・21・22・23 年度)	資料 2-8-8 と同じ
【資料 3-5-6】	第 2 回大学等事務系職員コンソーシアム in おおいた実施報告書 (抜粋)	
3-6. 財務基盤と収支		

別府大学

【資料 3-6-1】	学校法人別府大学第 4 次中期財務計画 平成 23 年度～25 年度 (3 ヶ年)	
【資料 3-6-2】	学校法人別府大学中期計画 平成 24 年度～28 年度 (5 ヶ年)	資料 3-1-1 と同じ
【資料 3-6-3】	平成 24 年度事業計画	資料 F-6 と同じ
【資料 3-6-4】	学校法人別府大学の金融資産の運用状況	
【資料 3-6-5】	学校法人別府大学資産運用規程	
【資料 3-6-6】	学校法人別府大学教育研究振興資金 募金趣意書	
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	平成 24 年度当初予算編成スケジュール	
【資料 3-7-2】	平成 24 年度の予算編成方針	
【資料 3-7-3】	平成 24 年度 5 月試算表	
【資料 3-7-4】	平成 24 年度第 1 回理事会決議録及び第 1 号議案 (平成 23 年度の事業報告及び決算の承認について) 資料	
【資料 3-7-5】	平成 24 年度第 1 回評議員会決議録及び第 1 号議案 (平成 23 年度の事業報告及び決算の承認について) 資料	
【資料 3-7-6】	平成 24 年度第 1 回監事監査会議事概要	資料 3-4-5 と同じ
【資料 3-7-7】	監事監査報告書 (平成 24 年 5 月 8 日)	資料 3-4-6 と同じ
【資料 3-7-8】	学校法人別府大学における物品等の購入に係る取扱いについて (平成 22 年 3 月 17 日理事長裁定)	

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	別府大学自己点検・評価委員会規程	
【資料 4-1-2】	「別府大学・別府大学短期大学部－現状と課題－1995 年」抜粋 「別府大学－現状と課題－2001 年」抜粋 「別府大学－現状と課題－2005 年」抜粋	
【資料 4-1-3】	「別府大学自己評価報告書 平成 21 年 3 月」	
【資料 4-1-4】	自己点検評価委員会幹事会 (平成 24 年度)	
【資料 4-1-5】	教育研究発展計画 (2012-2016) 別府大学 未来へのアプローチ 平成 24 年度計画	資料 1-1-7 と同じ 資料 1-1-8 と同じ
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	月報 在籍者数一覧、外国人留学生数、学生の異動について (24 年 5 月 1 日)	
【資料 4-2-2】	教員個人調書 (※具体例 2 つ添付)	
【資料 4-2-3】	「学生による授業評価アンケート (報告) - 集計結果および授業改善策 (平成 23 年度)」	資料 2-6-2 と同じ
【資料 4-2-4】	「学生満足度の現状と課題」 (2010. 3. 17FD 研修資料)	
【資料 4-2-5】	平成 23 年度各種委員会等の活動報告・計画書	

別府大学

【資料 4-2-6】	「地域連携・社会貢献資料集（平成 23 年度実績調査）」	資料 A-1-4 と同じ
【資料 4-2-7】	2010 年度新入生アンケート（調査用紙と集計結果） 2012 年度志願者アンケート（調査用紙と集計結果） 2012 年 4 月オープンキャンパス受付票（調査用紙と集計結果） 平成 23 年度第 1 回オープンキャンパスにおける食物栄養学科アンケート（調査用紙と集計結果） 研修（研究）計画届・修了報告（※具体例 3 つ添付）	
【資料 4-2-8】	別府大学ホームページの情報公開ページ	
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	平成 18 年度自己評価報告書「向上方策（将来計画）」の記述と その対応（実績と計画）	
【資料 4-3-2】	「学生による授業評価アンケート（報告）－集計結果および授業改善策（平成 23 年度）」 「授業公開（授業相互参観）関係資料（平成 23 年度）」	資料 2-6-2 と同じ 資料 2-8-11 と同じ
【資料 4-3-3】	教育研究発展計画（2012-2016）別府大学 未来へのアプローチ 平成 24 年度計画	資料 1-1-7 と同じ 資料 1-1-8 と同じ
【資料 4-3-4】	平成 24 年度 4 月 2 日合同教授会議事録	

基準 A. 地域社会との連携協力・地域社会への貢献

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
A-1. 地域連携・地域貢献に関する方針の明確化と情報共有		
【資料 A-1-1】	別府大学学則（第 1 条及び別表第 11）	資料 F-5 の写し
【資料 A-1-2】	教育研究発展計画（2012-2016）別府大学 未来へのアプローチ （第 2 頁）	資料 1-1-7 の写し
【資料 A-1-3】	別府大学・別府大学短期大学部地域貢献の方針	資料 A-1-4 の写し
【資料 A-1-4】	「地域連携・社会貢献資料集（平成 23 年度実績調査）」	
【資料 A-1-5】	別府大学ホームページ（情報公開ページの印刷）	
A-2. 地域との連携・地域への貢献の具体性		
【資料 A-2-1】	別府大学公開講座案内（20・21・22・23 年度）	
【資料 A-2-2】	日田歴史文化講座案内（20・21・22・23 年度）	
【資料 A-2-3】	文化財セミナー案内等（19・20・21・22・23 年度）	
【資料 A-2-4】	地域住民公開講座（健康セミナー）案内等（21・22・23 年度）	
【資料 A-2-5】	湯けむり健康教室関係資料（22・23 年度）	
【資料 A-2-6】	親子料理教室関係資料（20・21・22・23 年度）	
【資料 A-2-7】	公開講座・研修会への協力実績（平成 23 年度）	資料 A-1-4 の写し
【資料 A-2-8】	自治体との協定書（12 件）	
【資料 A-2-9】	夢米棚田プロジェクト関係資料（22～24 年度）	
【資料 A-2-10】	豊の国千年ロマン観光圏歴史講座関係資料 「豊の国千年ロマン 時空の旅」平成 24 年 6 月刊（冒頭 3 枚と	

別府大学

	最終頁の写し)	
【資料 A-2-11】	フォーラム別府診断報告書	
【資料 A-2-12】	別府市における埋蔵文化財調査関係資料 別府市ゆけむり景観保存管理関係資料	
【資料 A-2-13】	豊後高田市田染荘小崎地区の景観保全支援関係資料 「重要文化的景観への道 エコサイトミュージアム田染荘 24 年6月16日発刊」(表紙と奥付の写し)	
【資料 A-2-14】	「よっしゃ!やるでっ運動教室ガイドブック 2011」 「ハッスル健康教室ガイドブックー悔悟要望のためにー」 「運動推進員養成講座(平成23年度)」	
【資料 A-2-15】	竹田市大学地域連携センター関係資料	
【資料 A-2-16】	「保育所における食物アレルギー対応の手引き(竹田モデル)」	
【資料 A-2-17】	日出町観光実態調査関係資料 平成23年度実績報告書	
【資料 A-2-18】	鬼の岩屋まつり関係資料	
【資料 A-2-19】	防犯パトロール隊関係資料	資料2-9-16と同じ
【資料 A-2-20】	子育てネットワーク大分集会報告書抜粋(平成22年度)	
【資料 A-2-21】	学生と障がい者による共同ボランティア(別府冬粋祭への協力) 関係資料	
【資料 A-2-22】	糖尿病サマーキャンプ関係資料(平成19・20・21・22・23年度)	
【資料 A-2-23】	各種審議会・委員会への協力実績(平成23年度)	資料A-1-4の写し
【資料 A-2-24】	研修会等への講師派遣実績(平成23年度)	資料A-2-7と同じ
【資料 A-2-25】	別府大学・三和酒類共同研究報告書(平成19~23年)	
【資料 A-2-26】	文化財研究所における受託研究(平成19・20・21・22・23年度)	
【資料 A-2-27】	別府青山高校との高大連携の取組関係資料	
【資料 A-2-28】	大分西高校との高大連携の取組関係資料	
【資料 A-2-29】	高教研理科部会(生物部)夏季研修会関係資料	
【資料 A-2-30】	高等学校・特別支援学校家庭科教員との学術交流会関係資料	
【資料 A-2-31】	大分舞鶴高校 SSH 実施報告書抜粋(平成20・21・22・23年度) 日田高校 SSH 実施報告書抜粋(平成23年度)	
【資料 A-2-32】	近隣小学校の学習サポート活動関係資料	資料2-2-73と同じ
【資料 A-2-33】	大分高等教育協議会パンフレット	
【資料 A-2-34】	地域への人材供給(文化財・学芸員・アーカイブス)関連資料	
【資料 A-2-35】	地域への人材供給(臨床心理)関連資料臨床心理	
【資料 A-2-36】	地域への人材供給(社会福祉・精神保健福祉)関連資料	
【資料 A-2-37】	地域への人材供給(中学・高校の教職)関連資料	
【資料 A-2-38】	地域への人材供給(司書)関連資料	
【資料 A-2-39】	地域への人材供給(栄養士・管理栄養士)関連資料	
【資料 A-2-40】	附属図書館の地域貢献関係資料	
【資料 A-2-41】	附属博物館の地域貢献関係資料	

別府大学

【資料 A-2-42】	臨床心理相談室の地域貢献関係資料	
【資料 A-2-43】	司書・司書補講習による地域貢献関係資料	